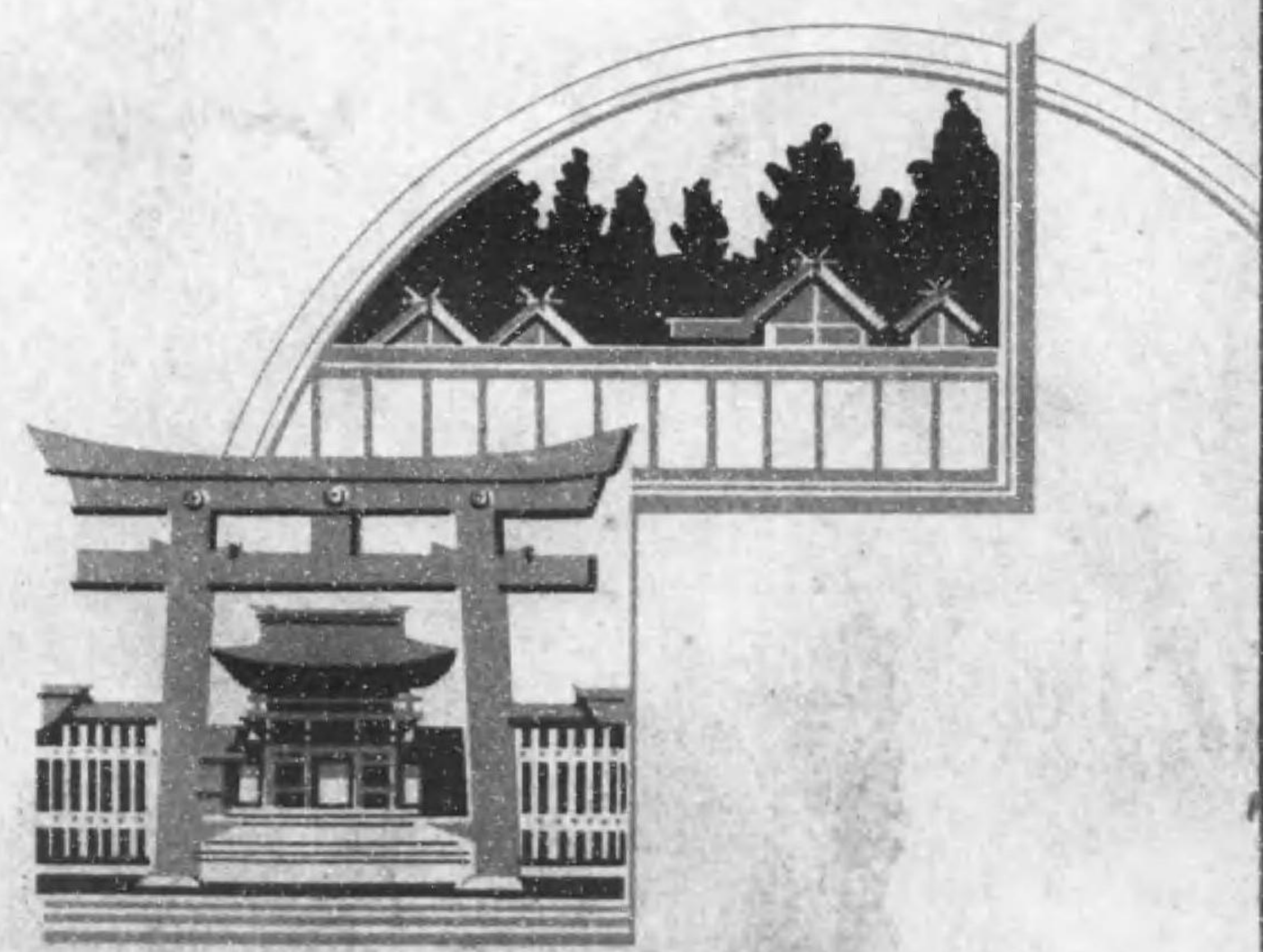


353  
744

# 帝國 青年學校教本

本科第五學年用



株式會社  
東京帝國書院 神田

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

# 始



特 217  
683



# 青 年 學 校 教 本

本 科 第 五 學 年 用



株 式 會 社

帝 國 書 院

東 京 · 神 田

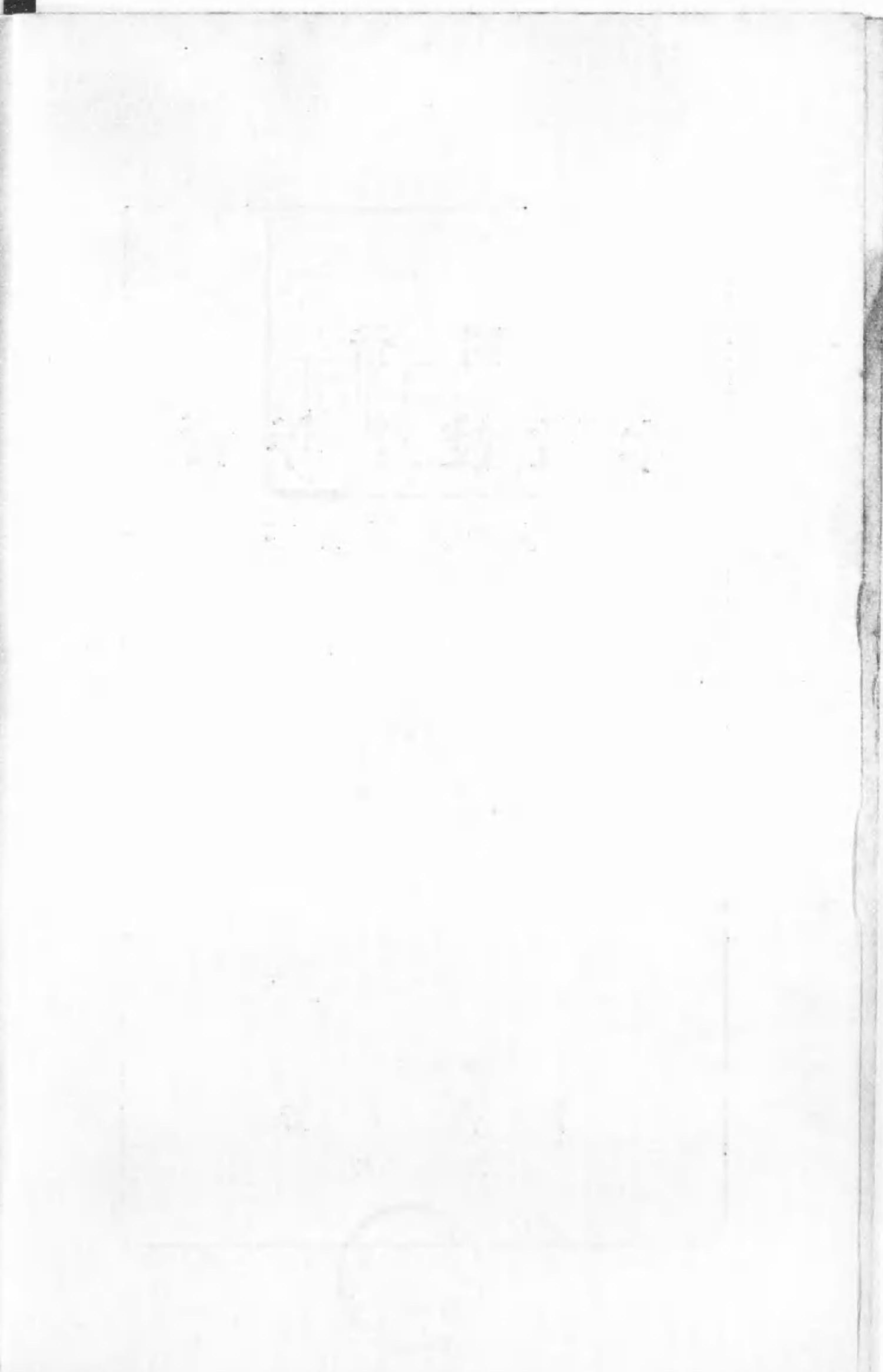




(茗溪會所藏)

(筆郎五安宅安)

賜下語勅育教



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナ  
リ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母  
ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及  
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣  
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉  
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民  
タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ  
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ  
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月二十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益、國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益、更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣

侯爵

桂

太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益、開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽 攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛  
以下各大臣副署

目次

修身及公民科

第一課 國法	文藝博士 田中寬一
第二課 法律・政治と道德	六
第三課 行政官廳	二
第四課 教育	六
第五課 神社	三
第六課 宗教	四
第七課 公安	六
第八課 交通	四
第九課 貨幣及び金融	元
第十課 農村と都市	四

普通學科

國語 (附漢文)	文學士 增田啓策
一月雪花	芳賀矢一

二 造化の隱喻	坪内逍遙
三 我が國の自然詩人	土居光知
四 曙光	西條八十
自修文 樂聖ベートーヴェン	中澤臨川
五 夕浪千鳥	三
六 萬葉の歌	島木赤彦
七 舊都の月	(源平盛衰記) 四
八 郷土の魅力	相馬御風
自修文 倫敦塔	夏目漱石
九 知と愛	西田幾多郎
一〇 武士のつきあひ	井原西鶴
一一 羽衣	(觀世流謡曲) 三
一二 死と永生	近松門左衛門

附錄 (漢文)

一 中江藤樹	鹽谷世弘
(附) 藤樹書院	伊藤東涯
二 治國之道	太宰純

(附) 何必曰利……………	孟 子 五
三 春夜宴桃李園序……………	李 白 五
(附) 一 江南春……………	杜 牧 六
二 寄子……………	明 徐 氏 六
三 虞美人章……………	會 鞏 六
四 論語鈔……………	七
(附) 一 五樂……………	佐久間 啓 〇
二 三樂……………	孟 子 〇
五 勅諭陸海軍人……………	重野安經 二
(附) 正氣歌……………	藤田東湖 三
國 史	文學士 藤原香松
第一章 國家の體制……………	一
第二章 上代の文化……………	五
第三章 中世の文化……………	二
第四章 近世の文化……………	八
地 理 (通論之部)	經濟學士 守屋美智雄
第一編 人文地理……………	一

第一章 人類……………	一
第二章 政治……………	五
第三章 産業……………	七
第四章 交通……………	八
第二編 自然地理……………	〇
第一章 陸界……………	〇
第二章 水界……………	一五
第三章 氣界……………	二
第四章 生物……………	三
第五章 星界……………	三
理 科 (博物篇)	農學士 田中於菟吉
第一章 自然物の利用……………	一
第二章 生物の繁殖……………	四
第三章 品種改良……………	〇
第四章 傳染病と免疫……………	六
數 學 (幾何之部)	理學士 高橋 仁
(卷末より八〇頁)	八

# 修身及公民科

## 第一課 國 法

國法の必要とそ  
の意義

我等人類の共同生活に於て、若し各人の行動を全く自由に放任して置くならば、秩序が保てなくなる。そこで、如何なる社會でも、必ず規則がなければならぬことになる。之が爲に、慣習・道德・宗教といふやうなものが自然に起り、自然に發達して、人の行爲を律し、社會の秩序を保持して來たが、更にこれ以上の力強いものを必要とするに至つて法が設けられた。即ち、國家は規則を設けて、先づ統治の組織方法を定めると共に、國內の諸團體及び個人との關係並びに個人相互間の關係を明確にするやうになつた。これが即

國法の種類

法律の語は法又は法令の意味に用ひられることが多い。それは廣義の法律であつてここにいふ法律は狭義の法律である。  
法令とは法律命令を併せていふ言葉である。

法令の公布施行及び效力  
法律・勅令・皇室

ち國法である。故に、國法は國家(即ち主權者)の定めた國家共同生活の規則である。

國法は、その成立する形式の異なるによつて、之を

(一) 成文法と不文法 (二) 法律と命令とに區別する。

(一) 成文法と不文法 國家がその制定手續によつて制定したものが成文法で、社會に行はれる慣習を國家が認定したものが不文法(慣習法)である。現今、各國に行はれる法は、主に成文法である。

(二) 法律と命令 帝國憲法、皇室典範は別として、その他の成文法を法律と命令とに分ける。法律は、帝國議會の協賛を経、天皇の裁可によつて成立する國法である。命令は、帝國議會の協賛を経ずして制定する國法であつて、その中に、天皇が親ら發し給ふもの(勅令)と、行政官廳をして發せしめられるもの(閣令・省令・警視令・府縣令等)とがある。

凡べて、法令を國民に周知させる方式を、公布といふ。法令の施

令・閣令・省令の公布は、官報に掲載し、その他の命令の公布は各、その行政機關の定めた方法による。

行時期は、公布と同時に、又公布後一定の期間を置くことがある。法令は施行の時より廢止の時迄、領土(又は管轄區域)内に效力を有し、原則として、内外人を通じ之を知ると否とに拘らず、違はねばならぬ義務がある。而して、法律の效力は命令に勝る。即ち法律の改廢は、法律を以てせねばならず、命令を以て法律を改廢し得ないのが原則である。

國法は、又その實質から見て、之を (一) 公法と私法 (二) 國內法と國際法 (三) 普通法と特別法とに區別することが出来る。

(一) 公法と私法 公法は、國家と國家との間、又は國家と臣民との間の關係を規定した法であつて、憲法、刑法、裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法、國際法等が之に屬する。私法は、臣民相互間の關係を規定した法であつて、民法、商法等が之に屬する。

(二) 國內法と國際法 國家が定めてその國內に施行するのが國內法で、國



尙國際私法は自國と他國との間の國法の適用範圍を定めたものでその實質は國內法である。

特別法は普通法に先だつて適用される。

法の尊重

法の多くは之に屬する。二個以上の國家が定めて相互に遵守するのが國際法(公法)である。  
(三)普通法と特別法 土地人事項につき、一般に適用されるのは普通法で、その適用に制限があるのは特別法である。之を土地についていへば、全國的に行はれる民法刑法は普通法で、地方的に行はれる朝鮮の制令や臺灣の律令は特別法である。人についていへば、一般的に適用される刑法は普通法で、軍人に適用される陸海軍刑法は特別法である。又事項についていへば、民法は私法の普通法で、商法はその特別法である。  
法は、前に述べた如く、國家に必要缺くべからざるもので、國家權力を以て之を定め、且つ維持してゐる。それ故、之に對しては、絶対に國民の違背を許さず、之が違背者は、處罰を受けねばならぬ場合が少くない。併し、處罰を受けぬ爲に國法に違ふのでは、眞に違法の精神を發揮する所以ではない。殊に制裁は法の要素でなく、法

法と道德

を守らす爲の手段であるから、理想としては制裁を俟たずして法が行はれねばならぬ。乃ち國民は、法に對する自覺自律を必要とする。特に國民の權利義務に直接關係のある重要な法律は、國民の代表者から成る議會の協賛を経たものであるから、國法を尊重することは即ち國民自身の意思を尊重する所以である。故に法を尊重しないことは、立憲國民の大なる恥辱である。  
道德は、法と同様、人類の共同生活に必要なもので、法の根柢をなすものであるが、二者の範圍は同一でない。法は、國家の權力を以て強制すべき規準であつて必ずしも道德の全部に及ぶべきものではない。更に、法と道德とを比較すれば、法は外部に現れた行爲を正し、之によつて内部の意思をも正さうとするが、道德は内部の意思を善導して外部の行爲に及ぼさうとする。かくの如く、法と道德とは相違する點もあるが、社會の秩序を維持し、人類生活を向

上發展させようとする目的に於ては全く同一であるから、我等は單に遵法の程度を以て満足せず、更に進んで道德の涵養實踐に努めねばならぬ。

## 第二課 法律政治と道德

### 法律の目的

法律の目的は、國民各自の利益幸福を圖り、國家の存續を安全にするに在る。故に、各自の利益が衝突した場合には、國家はこの衝突を緩和し、多數の人に幸福を得させることを目的として居る法律によつて、各自の氣儘な行動を禁止して、社會の安寧を維持し、幸福を増進しようとするのである。

### 法律の複雑化

法律は國家の發達に伴つて發達するものである。故に、國家の繁榮も法律の發達の程度に比例するといふことができる。

されば、法律の複雑化、緻密化は國家社會の發達上、自然の過程で

### 法律と道德

あつて、殊に、國家が多岐に互つて對外的關係を生ずるに至ると、この複雑化は一層甚しくなるのである。

法律は、國家生活上必要缺くべからざるものではない。道德風習の力によつて國家生活は維持できるものではない。道德風習の力が、與つて大なることはいふまでもないことである。法律と道德とを比較して見るに、兩者は共にこれを發生的に見るときは、風俗習慣に胚胎し、その目的とするところが、一般に人類の幸福増進に在ることは同じであるが、今、兩者の差異の主なものを考へて見ると、

### 道德と法律との差異

(一) 道德も法律も共に我等の行動を律するものではあるが、道德は、自律的、法律は他律的である。換言すれば、道德は内面的、法律は外面的である。法律の著しい特徴はその目的達成の手段として、國家の強制力をもつて居ることである。

(二) 道德的批判は、動機結果を通じて、行爲の全過程に對して行はれ、時には未發の動機にまで及ぶ。然るに、法律の制裁は未發の動機には及ばない。

(三) 道德の範圍は、あらゆる行爲に互つて居るが、法律は主として、國家社會の安寧秩序を破り、風俗習慣を紊すやうなもののみに係する。即ち、道德は行爲の全範圍に、法律はその一部に及ぶものと見る事ができる。

(四) 随つて、法律が行爲者に臨む態度は、例へば、他人の生命、身體、財産、名譽、自由等は、これを侵害すべからず、社會の安寧秩序は紊すべからずと、常に、消極的、否定的であるに對して、道德は、誠實なれ、親切なれと積極的、肯定的の當爲を以て臨む。されば、法律は、消極的に國家の安全維持に役立つことが多く、道德は積極的にその進展に貢獻することが多いといふべきである。

上述するところによつて、我等は、單に、法律に觸れないといふ消極的態度では、完全な人格の修養はでき難いことを知る。完全な人格とは、行爲の全體に於て優れて居り、爲に、積極的に善の創造に努力するものでなければならぬからである。故に、文字通り、道德的に完成せられた人格の社會に在つては、法律は不必要であるともいへるのである。法律は、道德實現の不完全を補ふためのものと解することができ、隨つて、法律自身も、道德的性質をもつことが望ましいのである。法律の道德化は、法律進化の理想であるといふことができる。

我等は、道德を理想とするからといつて、法律を現實から除去することはできない。法律には、政治に關する部分等、道德以外の範圍に互るものもあるから、我等は、法治國の國民としては、常に、よく現行の法令に對して、深い理解を以て、これが遵守に努むべきであ

政治

る。殊に今日は陪審法も實施されて、司法権の一部に國民を參與せしめるやうになつた。されば法律に對する我等の責務は一層重大であるといふべきである。

最も完全な組織を有し、最もよく發達した生活様式は國家である。この組織發達は、人類自然の要求に基き、人類の共同と努力とによつて到達したもので、その目的は最高善の實現に在る。この目的を成就するために、國家は自ら國內の平和を維持し、その充實を圖り、或は外國の不當な侵略に備へ、或は國際的親善を圖る等、廣汎な活動をする。この活動は、營に、物質文明の方面のみに限らず、廣く精神文化の方面にも互るのである。國家が、かくの如き活動をするためには、完全な統一機關を必要とする。ここに、政治組織が生れたのである。

政治は、國家がその目的を果すための重要活動であつて、國家の

政治は道徳の理想

目的は、政治活動の目的となつて現れるのである。

ヘーゲルは、國家は、自由の最も完全な實現であり、地上に於ける神國、倫理的理想を現實化したものである。といつて居る。その國家の理想を實現するものが政治である。故に、政治は又、道徳の一部であるともいひ得るのである。孔子が、政は正なり。といつたのも、この意味であると思ふ。されば國民の政治的理解は、國家の政治を完成せしめると共に、その道徳を實現せしめる所以ともなるのである。

### 第三課 行政官廳

行政の意義  
行政機關

行政は、統治権の作用の中で、立法、司法及び大權事項を除いたものである。故にその範圍が頗る廣い。而して、行政事務を行ふものが行政機關であつて、行政官廳と自治團體とが之に當る。前者

行政官廳の意義

行政官廳の權限  
命令とは臣民を拘束する規則のことで處分とは法令を個々の實際の場合に適用執行することである。

行政官廳の種類

官廳の權限の及ぶ區域を管轄區域といふ。

の行ふ行政は官治で、後者の行ふ行政は自治である。

行政官廳は、天皇の御委任により、行政事務を掌る國の官府である。換言すれば、天皇に隸屬し、法令により、行政事務の一部につき、國家の意思決定を委任された機關である。行政官廳の組織權限を定める規則は官制であつて、官廳を組織し官廳の働をする者は官吏である。この官制の制定と、官吏の任免とは、共に天皇の大權に屬し、議會の協賛を要しない。行政官廳の權限は、法令で委任された政務の範圍内に止まる。而して官廳は、その權限に基づいて命令を發したり、處分を行ふことが出来る。

行政官廳は、之を組織する官吏が一人である單獨制の官廳(例へば各省大臣)と、數人である合議制の官廳(例へば行政裁判所)とに分たれる。單獨制の官廳では長官が官廳であつて、その下に屬する官吏は、皆補助機關である。又行政官廳は、その權限が全國に及ぶ中央官廳と、一地方に限

られる地方官廳とに分たれる。

(甲)中央官廳 之に内閣・内閣總理大臣・各省大臣・會計検査院・行政裁判所などがある。

(一)内閣 内閣は、國務大臣が輔弼の職務を盡す必要により、協議する爲の組織であるが、同時に又、合議制の行政官廳である。

(二)内閣總理大臣 國務大臣の首班として、内閣の統一を圖る任務の外に、各省に分屬しない若干の行政事務を擔任し、閣令を發する。

(三)各省大臣 各省大臣は、國務大臣として内閣の一員であるが、同時に又、單獨制の最高行政官廳であつて、行政の一部を擔任し、下級官廳を指揮監督する權限を有し、省令を發する。

(四)會計検査院 會計検査院は、國家の歳入・歳出の決算を檢查確定し、會計事務を監督する合議制の官廳である。

(五)行政裁判所 天皇に直隸し、行政裁判を行ふ合議制の官廳である。

行政各部は内閣總理大臣の權限に屬するもの外、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農林・商工・逓信・鐵道・拓務の十二省に分れるの長官として各大臣がある。

(乙) 地方官廳 中央諸官廳の監督の下に、一地方の行政を擔任する官廳で、北海道廳長、官府縣知事、警視總監、朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官、南洋廳長官の如き、一般行政事務を掌る普通行政官廳と、稅務監督局長、稅務署長、營林局長、營林署長、鑛山監督局長、鑛務署長の如き、特殊行政事務を掌る特別行政官廳とがある。

官吏の意義

官吏は、直接又は間接に天皇から任命され、國務を擔任する義務を有する者である。市町村の吏員は、この任命によらず、且つその掌る本來の事務が、國家の事務でないから、公吏であつて、官吏ではない。官吏は、天皇に對して特別の服從關係に立つ者であつて、或は行政官廳となり、或はその補助機關となつて國務を行ふ。その任命は、本人の承諾を條件とし、任用資格は、法律勅令(文官任用令等)に定められてゐる。

公吏との比較

官吏の種類

公立學校職員  
(師範學校長を  
除く)・小學校  
長・訓導・巡查等  
は待遇官吏であ  
る。

官吏の任命は、或は天皇の御親裁により、或は天皇から委任された官廳によつて行はれる。この任命の形式から、高等官と判任官との別、更に、高等官に、親任官、勅任官、奏任官の別がある(廣義の勅任官の中)  
には親任官を含む)。親任官以外、の高等官には、一等から九等までの官等があり、又判任官にも、一等から四等までの等級がある。この他に、官吏の待遇を受ける待遇官吏がある。又官吏は、職務の性質上、文官、武官に分れ、文官に行政官、司法官(裁判官)の別がある。

官吏の義務

官吏は、任命によつて、特別の服從關係に立ち、一般臣民と異なる特別の權利義務を有する。その義務は、上官に服從する義務、忠實の義務、祕密を守る義務、品位を保つ義務で、官吏服務紀律に規定されてゐる。この義務に違反した場合には、一般人と同様、刑法上、民法上の責任を問はれる外、懲戒處分(免官・減俸・誹責)に付せられる。その權利には、俸給、實費辨償を受ける權利、恩給を受ける權利の如き財産

官吏の權利

上の権利の外、濫りに免官されざる権利等がある。又官等に相當する位階を賜はり、功勞ある者は、一定の在職期間を経たとき勳等を賜はる等の恩典にも浴する。

#### 第四課 教育

教育の必要

昭憲皇太后の御歌に「みがかずば玉も鏡も何かせむまなびの道もかくこそありけれ」と詠ませ給うた如く、如何に天性秀でた者でも教育を受けなければ、立派な人になることが出来ない。故に、人は生まれてから成人するまで、怠らず教育を受けねばならぬ。更に成人の後とても、廣い意味の教育を受ける必要があるのである。又個人の發達完成は、即ち社會の發達完成であるから、社會としても、その向上發達の爲に教育に努める必要がある。これ、國家が教育制度の完備に力を注ぐ所以である。

教育の本義

家庭教育の必要

教育の目的は、人を進化せしめて、有爲な社會人たらしむるにある。それ故、教育は、人の品性を陶冶し、知識技能を練磨し、身體を強健にして、社會生活に堪へ得るやうにすると共に、社會の環境を善美ならしめる。教育を以て、直ちに知識の開發と考へるのは誤で、寧ろ品性の陶冶が教育の第一義であらねばならぬ。

人が生まれて最初に教育を受ける所は家庭である。幼少の頃は、善にも惡にも染まり易い故に、家庭にあつて、兒童が父母兄弟から自然的に受ける訓化は、實に著しいものがある。良い家庭から立派な子が出、素れた家庭から不良兒が出ることは、世間普通の事實であつて、之を以て見ても、家庭教育の如何に大切であるかがわかる。而して家庭教育の方法は、寬嚴宜しきを得たものでなければならぬ。特に、父母は家庭教育の中心であるから、絶えず修養して、圓滿な家庭を作り、健全な家風を樹て、以て兒童の心身を健全に

家庭教育を補ふ  
目的で幼児を保  
育教化する幼稚  
園がある。又父  
母に代つて幼児  
を保育する託兒  
所がある。

学校教育と義務  
教育

發達させねばならぬ。これは、父母の家庭に對する責任であるのみならず、社會に對する務である。

子女は、學校へ行くやうになつても、教師よりは、父兄に親しむ時間の方が多から、父兄は、學校教育のみを頼まず、寧ろ家庭教育を重んじ、之に力を注がねばならぬ。品性の陶冶、常識の修養の如きは、大半、家庭教育によつて得られるといつてよいくらゐである。

學校教育は、家庭教育と異なり、一定の目的、方法の下に、系統的に行はれる。わが維新前の教育は、士族の子弟に限られ、一般國民は、僅に寺小屋で読み書き算盤を習つたに過ぎなかつたが、維新後、國民平等に學校教育を受けることとなり、明治五年、學制が頒布された。同二十三年、小學校令が公布され、又教育勅語が渙發されて、教育の大方針が確立し、次いで諸學校令の發布となり、今日の如き教育の隆盛を來した。

官公立學校と私  
立學校

(一)義務教育 義務教育は、尋常小學校の課程、即ち國民としての最少限度の基礎教育である。父兄は、滿六歳に達した兒童を尋常小學校に入れ、六年間、教育を受けさせる義務がある。この義務は、特別の理由のない限り、免除又は猶豫されない。

(二)その他の學校教育 尋常小學校の上に、高等小學校、青年學校がある。義務教育を卒へた者の進むべき學校に、中學校、高等女學校、中等實業學校があり、これ等の中等學校の卒業者は、更に高等學校、各種専門學校に進み得る。尙その上に學術の蘊奥を極める大學がある。教員を養成する爲には、師範學校、高等師範學校、女子高等師範學校、文理科大學等があり、特殊學校に盲學校、聾啞學校がある。その他特別の目的を有する商船學校、神宮皇學館、學習院等があり、軍人養成の爲の陸海軍諸學校もある。

學校の設立、經營者が國家であるか、公共團體であるか、又は私人



學校生活

であるかにより、學校に、官立・公立・私立の區別がある。學校は、生徒に智育・德育・體育を施し、立派な社會人となるやうに教育する所で、しかも一つの小國民の社會であるから、學校生活に於ては、特に規律・禮讓・協同・融和等、社會生活に必要な諸徳を練磨すべきである。されば、生徒は師を敬ひ、友と睦び、渾然一體となつて、健實な學風を維持振作せねばならぬ。

社會教育の必要

社會教育は、學校教育の不足を補ひ、又日進月歩の世の進運に伴ふ爲、知識を廣め、徳操を涵養するもので、近年その必要が鼓吹され、之に關する公私の施設も少くない。その主なるものに、圖書館・巡迴文庫・講習會・博物館・展覽會・新聞雜誌・演劇・活動寫眞・ラヂオ等がある。

社會教育は自由な性質のもので、之を受ける者の心懸け如何によつて、効果を異にする。新聞雜誌・活動寫眞などは萬人向きて、そ

の感化力が甚大である。従つて、その不良なものは、著しく風俗思想を惡化させるから、利用者は固より當業者も大いに注意せねばならぬ。

第五課 神社

神社崇拜の美風

我等の一家では、子が生まれればお宮詣りと稱へ、先づ氏神の社に參拜させる。又氏神の祭禮には、神酒・神饌を捧げ、郷黨打興じて神靈を慰め奉る。かくて、我等は皇室國家の大事は固より、一身一家の安危にかゝることがあれば、直ちに神社に參詣して熱心に祈願をこめるのである。この神を敬ひ、神社を尊ぶことは、自から人の心を正しくし、一家一郷を和合せしめ、延いては國家の團結をも鞏固にする所以で、わが國祖先傳來の美風であるから、我等はよくこの美風を維持し、之を永久に傳へねばならぬ。

神社の意義

神社は、國家が皇室の御祖先、各氏族の祖先、建國の大業を助けた功臣、皇室、國家又は一地方の爲に大いに功績を立てた人々を神として祭り、公衆の參拜を許したものである。

社格

伊勢神宮だけは別として、その他の神社は、祭神、由緒等によつて社格が定まつてゐる。社格には、官幣社、別格官幣社、國幣社、府社、縣社、郷社、村社の別があり、更に官幣社、國幣社は、各、大、中、小社に分れてゐる。尙、この外に社格を有しない無格社がある。

伊勢神宮

(一)伊勢神宮 わが國に於ける最高至貴の神社で、皇大神宮(祭神天照大神)を内宮、豊受大神宮(祭神豐受大神)を外宮と申し、共に皇室に於て親しく祭典を行はせられる。即ち毎年祈年祭、神嘗祭、新嘗祭には、勅使が參向し、皇室、國家に重大事があるときは、親告し給ふか又は勅使をして奉告せさせ給ふ。

官幣社と別格官幣社

(二)官幣社、別格官幣社 官幣社は、祈年祭、新嘗祭、例祭に、皇室から

國幣社

神饌幣帛料を供進される神社で、祭神は主に皇室の御祖先である。別格官幣社は、皇室、國家に對する勳功者を祀つた神社で、之に湊川神社、護王神社、談山神社、靖國神社等の二十六社がある。

府縣社以下

(三)國幣社 祈年祭、新嘗祭に皇室から、例祭に國庫から神饌、幣帛料を供進する神社で、國土經營についての功勞者等を祀る。

敬神崇祖

(四)府社、縣社、郷社、村社 例祭の時、神饌、幣帛料を府縣が供進する神社は府社、縣社、郷社で、市町村が供進する神社は村社である。祖先を敬慕崇拝し、永くその血統を傳へるのが、わが家族制度の

氏神

特質であつて、古代は、この家族制度の本たる氏族制度を基礎として、共同の神を氏神として、尊崇し奉仕し、氏神を中心として團結した。これが神社の起源、祭祀の始である。

敬神崇祖の精神

神社の祭神は、國民崇敬の中心たるべき立派な方々である。我等は、その末裔として、萬邦無比のこの國に生まれ、その宏大無邊の

恩徳加護を蒙りつゝあることを自覺するとき、只管之を感謝すると共に、益々神々の厚い守護を願ひつゝ、神意に背かず、神徳を穢さぬやう、飽く迄崇敬の誠を捧げねばならぬといふ、貴い心で充たされる。この報本反始の孝心が即ち敬神崇祖の精神であつて、その外形に現れたものが祭祀であり、神社である。故に神社を崇敬することは、祖先崇拜の觀念と一致し、國民精神を培ひ、國民道德の根源をなすものである。

皇室と敬神

宮中三殿

わが皇室は深く、神社を崇敬せられ、伊勢神宮に對する御尊崇の厚いことは申すに及ばず、宮城内に賢所(天照大神を祀る)、神殿(建國を助け給うた神々を祀る)、皇靈殿(御歴代の天皇・皇族の御神靈を祀る)の三殿を設けられて、常に大小の祭祀を行はせられ、大祭には、皇族官僚を率ゐて天皇親ら祭典を行はせられ、小祭にも同じく親ら拜禮せられて、敬神崇祖報本反始の範を國民に示させ給ふのである。故に我等國民も神社の崇敬を怠つてはならぬ。

第六課 宗 教

宗教の必要

人生の旅は波瀾重疊、楽しみもあるが、苦しみも多い。一方に宇宙、大自然を觀れば、その神祕の姿と偉大なる力に對して人間の存在と、そのもつ力の如何に貧弱なものであるかを痛感せざるを得ない。されば、人はその心に起る様々の煩悶を去り、難局を切抜ける爲には、到底人間の力では及ばぬことを知り、人間以上の或る大いなる力を認め、之に縋つて安心立命を得ようとする。これが宗教心といふもので、この心を満足させるものは即ち神佛に對する信仰に外ならない。「苦しい時の神頼み」との諺もある通り、この心持は無事な時には現れないでも、非常の場合には誰にても起るものである。信仰は人間靈智の働で、尊いものである。

右に述べたやうな神佛に對する信仰と、その信仰に伴ふ禮拜、祈

宗教の意義

わが國の宗教  
佛敎・基督敎・マ  
ホメツト敎を世  
界の三大宗教と  
いふ。

神道  
神道十三派  
神道・黒住敎・神  
道修成派・大社  
敎・林業敎・實行  
敎・大成敎・神智  
敎・天理敎・金光  
佛敎の宗派  
天台・眞言・融通  
念佛・淨土・臨  
濟・曹洞・眞宗・  
日蓮・時宗・黄檗  
宗等

禱の儀式などを含むものが宗教である。古の聖賢は信仰による安心立命の道を説いた。故に宗教には教義がある。一定の宗教を信じ、安心立命を得た者は、確乎たる信念を以て正道を踏むやうになり、難局に當つても挫けず、死に臨んで恐れないうやうな強い力をもつことが出来る。故に宗教は人生に必要なものである。現今わが國に行はれてゐる宗教の主なるものは、神道、佛敎、基督敎の三つである。

(イ) 神道はわが國固有の宗教で、神代の神々を祀り、敬神崇祖を旨とするが、教義をたて安心立命を説くので、神社と區別される。神道は教祖によつて十三派に分れ、教會、説敎所の數が約一萬三千ある。

(ロ) 佛敎は、約二千五百年前、印度の釋迦の創めたもので、その教旨は幽遠であるが、迷を轉じて悟を開くのが要點である。支那、朝鮮を経て、欽明天皇の御代(皇紀千二)に渡來し、その後、日本化されて普及發達した。宗派は、十六派に分れ、寺院總數が約七萬一千ある。

基督敎

宗教の自由

帝國憲法第二十  
八條に「日本臣  
民ハ安寧秩序ヲ  
妨ケス及臣民タ  
ルノ義務ニ背カ  
サル限ニ於テ信  
敎ノ自由ヲ有  
ス」と規定して  
ある。

(ハ) 基督敎は、約千九百餘年前、ユダヤの基督の創めたもので、人は凡べて罪の子であるが、神を信すれば、神の子、基督の贖罪によつて救はれ、天國に入ることが出来る。又平等博愛を説く。基督敎には、希臘正敎、羅馬カトリック敎、新敎の三派がある。足利氏の末葉に、わが國に傳はり、徳川時代には之を嚴禁したが、明治維新後普及し、現今、二十五萬の信徒がある。宗教は、各人の信仰により、本來、自由に信じてよいものである。併し、宗教上の争や國家の宗教壓迫は、東西の歴史によく見る所である。故に現代の文明國は、憲法上、宗教の自由を認めることとなり、帝國憲法も亦、宗教の自由を認めた。近來、文明の進歩、科學の發達に伴ひ、物質的方面が重んぜられ、精神的方面が輕視される傾があるから、宗教信仰の必要を一層強調する必要がある。併し、不法な教義や、奇怪な祈禱などに迷はされ、所謂、迷信の弊に陥らぬやうに注意せねばならぬ。

警察の必要

### 第七課 公安

社會には秩序が必要である。若し各人が共同生活の責務を自覺し、道徳的合法的に行動するならば、社會の秩序は自から保たれ、社會は平穩であるべき筈である。併し、中には故意又は過失によつて、他人の權利利益を害する者がある爲に、社會の秩序は亂され、又人以外の原因、例へば天災地變の爲に、社會が危害を蒙り不安に襲はれることもある。此等の社會の不安を除き、秩序を維持することは、國家として極めて必要なことで、この必要に應ずる國家の制度が即ち警察制度である。

警察とは、社會の安寧秩序を保持し、危害災厄を救ひ又は之を未然に防ぐことであつて、公衆の生命財産は之によつて保護される。この警察の仕事は警察事務といふ。

警察の意義

警察の種類

警察に司法警察と行政警察との別がある。世間では、警察といへば直ちに犯罪を聯想するが、犯罪のあつた場合に働くのは、司法警察で、警察事務の一部分に過ぎない。寧ろ犯罪の起らぬやうに、取締る行政警察の方がその重要な部分なのである。

警察官吏

行政警察は内務大臣、司法警察は司法大臣の監督の下に、警視總監、北海道廳長、官府縣知事(東京府知事を除く)が之を行ふ。その部下の警察官吏には、警視廳の警務部長以下の各部長、北海道廳、府縣の警察部長があり、その下に、警視、警部、警部補、巡查があつて、それ／＼上官によつて指揮監督せられる。

警察官署

警察官署は、東京府に警視廳、道府縣に警察部があつて、その下に警察署、更にその下に派出所駐在所がある。警察署に於ては、人民と交渉のある仕事を取扱ひ、その署長には警視又は警部がなる。警察が公安維持、危害防止の任務を行ふ爲には、或る程度まで一

この外本来軍事警察の機關である憲兵も普通の警察事務に當ることがある。

警察権

警察と人民との  
關係

般人民の自由を拘束する必要があり、この働をする國家の權力を警察權といふ。

警察官吏は職務とはいへ、晝夜の別なく、身命を賭して社會の安寧秩序を保持し、人民の生命財産を保護する。我等はその保護によつて安穩に日を送ることが出来るのであるから、大いに警察官吏の勞を多とし、之を尊敬すると共に、自らも秩序を亂さず、事故を未然に防ぐことに心懸け、警察官吏の後援者協力者とならねばならぬ。警察官吏は、自己の職責に鑑み、常に威信を保ち、人民に接するには親切を旨とし、決して威張つたり、職權を濫用したりしてはならぬ。徒らに人民に怖がられ嫌はれるやうでは、人民保護の職責を盡すことが出来ない。

災害防止

災害の原因には所謂天災地變(暴風、洪水、海嘯、地震等)と突發的事變(火災、交通事故、鑛山工場災害等)とがあるが、何れも生命財産に恐ろしい損害を及ぼすものである。

火災

わが國の火災による損害見積金額は年々凡そ七千萬圓に及ぶ。

此等の災害に對しては、豫め社會共同の防止施設と避難方法を講じて置けば、或る程度まで之を未然に防ぎ、又はその被害を少くすることが出来るものである。

火災は最も頻繁に起り、一朝にして財産を烏有に歸し、往々生命にも危害を及ぼすが、その原因は個人の過失によることが多い。これが防止については、各自、火氣の後仕末、電氣引込線に注意し、屋外を警戒すると共に、消防組の設備訓練を良くせねばならぬ。又出火の際は、沈着に適當な處置を講じて、大事に至らぬやうにせねばならぬ。

震災

わが國には地震が多い。地震の豫防は困難であるが、平常から之に備へ、又實際起つた場合の處置如何によつては、多少、被害を少くすることが出来る。

水害

わが國は、山嶽、河川の關係上、往々水害が起るが、その防止方法中、山林の増植、河川の改修の如き根本的治水策は、國家公共團體の仕事であるが、人民も之に協力し、又特に水防組を設ける必要がある。

交通事故

汽車・電車・自動車等による交通事故は、日々に増加の傾向があるが、個人の道徳心の發揚と、従業者の綿密な注意とにより、防止することが出来る。

鑛山・工場災害

鑛山・工場等の災害については、豫め防止設備を完全にして危険を除去し、又平素、非常時に對する訓練を積んで置く必要がある。

健康と衛生

「健康は金銀財寶に勝る。」て、何事をするにも健康が基である。この健康の保全増進を圖るのが衛生である。衛生には、衣食住に注意し、疾病を豫防し、治療回復を圖る等の消極的方面と、氣候食物に對する抵抗力を養ひ、體育運動により體力を増進する等の積極的方面とがある。

公衆衛生

衛生に個人衛生と公衆衛生との別がある。前者は、一身一家の健康を目的とし、後者は、社會一般の健康を目的とするもので、兩者相俟つて衛生の効果を收め得るものである。日本人は潔癖であるのに、わが國は傳染病の種類と患者の多いことに於て世界有數

傳染病

傳染病患者が出た時は醫師患者に届出の義務がある外に患者の隔離消毒等を行ふべきことが傳染病豫防法に定められてゐる。

である。これは公德心と公衆衛生の知識との乏しいことに原因するといはねばならぬ。たとひ個人衛生がよく行はれても、公衆衛生が完全であるとはいへない。即ち一家を清潔にしても、附近に塵芥汚物を捨てたり、又自分の疾病を治療して消毒を怠つて病原菌を傳播したりしては、公衆衛生は成立たぬ。特に、傳染病は公衆衛生が重んぜられて、初めてその豫防を完うすることが出来る。而して公衆衛生は、男子よりも家事に携はる女子の注意によつて、一層よく實行せられるものである。傳染病豫防法に規定して特別に取締る烈しい傳染病は、コレラ、赤痢(疫痢を)、腸チフス、バラチフス、發疹チフス、チフテリア、ペスト、猩紅熱、痘瘡及び流行性腦脊髓膜炎の十種である。尙、結核、癩病、トラホーム等も傳染病として、その取締につき、特別の豫防法が設けられてある。

交通の意義

交通機關

道路

道路は國の營造物で國道・府縣道・市道・町村道の四種に分たれる。

### 第八課 交通

交通とは、人畜貨物を運搬し、又意思を傳達することである。前者は運輸であり、後者は通信である。即ち交通は、運輸と通信とを含む。故に運輸機關(道路・鐵道・河川・運河・港・海・船舶・自動車・航空機等)と通信機關(郵便・電信・電話・無線電信・無線電話等)とを併せて交通機關といふ。

(一)運輸機關 陸上・水上・空中ともに各種の機關が運輸に利用されてゐる。陸上の運輸機關には、道路・鐵道・電車・自動車等がある。昔の旅は、主に徒歩で行はれたから、道路は夙に發達し、東海道・中山道などの街道名は、地方の名稱とさへなつた程であるが、鐵路が開け、旅行の方法が一變して以來、その重要性が少くなつた。然るに自動車を利用されるやうになつた今日では、道路は再び重要視され、國家公共團體は巨費を投じて、道幅を廣め、街路樹を植ゑ、路面を鋪

装し、橋梁を架け換へるなど、道路の修築改善に大いに力を注いでゐる。

鐵道は、重要な陸上運輸機關で、明治五年、初めて東京横濱間に敷設され、その後、各地方に及び、殊にその大部分が國有となつて以來、著しく進歩し、今や内地の官私鐵道延長距離は、約二萬八千軒以上となつた。

電車は、主に都市に於て利用され、特に郊外電車は、都市に通勤する郊外住民の爲に必要な交通機關となつてゐる。

自動車は、今や輕便な交通機關として、殆ど人力車・乗合馬車を驅逐し、その上、短距離の貨客輸送の便益については、鐵道をも凌駕するに至つた。されば、乗合自動車網は、山間僻地に迄及び、國有の定期乗合自動車線も續々設けられる状況にある。かくて、自動車は道路の發達と相俟つて益々發達するであらう。

鐵道

私設鐵道は一定の條件の下に國家が許可し監督する。

電車

自動車



その他の水上運輸機關

船舶は水上運輸機關である。島國のわが國では、特に之を發達させねばならぬから、政府は、日本郵船會社、大阪商船會社等に多額の補助金を交付し、航路を指定して定期航海を営ましめてゐる。尙、國家公共團體は、河川を改修し、港灣を修築し、燈臺を設置し、開港を設けて、水上運輸の發達を圖つてゐる。

航空機

航空輸送は、今や輸送會社も出來て、漸く實用に供せられるやうになつたから、益、之を發達させて、一般に利用させるやうにせねばならぬ。

(二) 通信機關 郵便、電信、電話は、一般的に必要な通信機關で、今日内地は皆官營となつてゐる。

郵便制度は、明治四年に初めて布かれ、明治十年に萬國郵便聯合に加入した。爾來、年と共に發達し、近時に至つて航空機をさへ之に利用するなど、益、公衆の便益を圖つてゐる。

郵便

郵便は、内國郵便と外國郵便とに別れ、郵便物に、通常郵便物と小包郵便物との別がある。通常郵便物には、書狀(第一種)、郵便葉書(第二種)、定期刊行物(第三種)、印刷物、商品見本(第四種)、農産物種子(第五種)の五種があり、通常郵便物にも小包郵便にも、それ／＼容積、重量の制限があり、又速達郵便、航空郵便、書留郵便、代金引換郵便、別配達郵便、價格表記郵便、配達證明郵便、集金郵便等の特殊取扱が設けられてゐる。

電信・電話

電信、電話は科學の進歩につれて發達し、海底電信、無線電信、無線電話によつて、天涯萬里の出來事までも瞬時に聽くことが出来る。特にラヂオは、通信上の一新紀元を劃し、且つ娛樂、社會教育に利用されて、その効果が多い。今や又、電送寫眞、テレヴィジョンまでが、實用の域に入らうとしてゐる。

右に述べた如く、近時の交通機關の發達は、誠に驚くべきもので、陸に駕籠や飛脚、海に帆船などを用ひた頃のことを思へば、實に隔

交通と文化

## 交通道德

世の感がある。かくて、その發達は軍事上政治上に重大な影響を及ぼし、又國際間の新知識の交換を容易ならしめる。實に、交通は文化の先驅者で、わが國の文化と國力の急激な發展は、一に交通發達の賜物である。それ故、國家は益、巨額の費用を投じて、交通機關の整備に力めてゐるのである。されば、我等は常に交通に留意して、之に對する道義心即ち交通道德を向上させねばならぬ。勿論交通機關は公共物であるから、公衆の利用を完うする爲に、色々の取締規則を設けてあるが、我等はそれ以上に道德的に行動せねば、交通機關の效能を充分に發揮することが出来ない。而して、交通道德の要諦は、公德心を高めることである。交通上、注意すべき事柄などは、殆ど我等の常識に屬することであるから、公德心さへ働けば、容易に實行出来る筈である。

## 貨幣の必要

## 第九課 貨幣及び金融

昔、經濟が幼稚な時代には、人は物々交換によつてその生活資料を得てゐたが、それには色々の不便があつた。そこで、萬人の欲しがる貝、寶玉の類を、交換の媒介物に用ひて、各自の欲する物品を得るやうになつた。これが貨幣の起源である。

## 貨幣の意義及び特質

貨幣は交換の媒介をなすことを目的とする財貨であつて、他の總べての財貨の價值を測定する標準となり、國家が之に強制通用力を與へたものである。従つて、貨幣がその效用を充たすには、(一)それ自身が價值を有すること、(二)品質が一様で價值の變動が少いこと、(三)鑄造に適すること、(四)携帯運搬に便利なこと、(五)破損しないで保存に適することが必要である。各國が金、銀を以て貨幣を造るのはこの爲である。

貨幣制度

貨幣の流通を圓滑にするには貨幣制度が必要である。わが國の貨幣制度は(一)政府が製造及び發行の權を専有し(二)貨幣數量の單位を圓と稱し純金七百五十疋(分三)の價值に等しいものとし(三)本位貨幣補助貨幣の二種としてゐる。

本位貨幣と補助貨幣

本位貨幣は、原則として、地金價值と名目價值とが一致し、無制限に強制通用力を有するもので、金貨(五圓、十圓、二圓、十圓の三種)がそれである。補助貨幣は、名目價值が地金價值よりも高く、一定の制限内に於て、強制通用力を有するに過ぎない。その強制通用力は、銀貨は十圓、白銅貨、ニッケル貨は五圓、青銅貨は一圓迄である。

紙幣

紙幣に對して貨幣を正貨又は硬貨といふ。

紙幣は貨幣代用の證券で、之に兌換紙幣、不換紙幣の二種がある。兌換紙幣は、所持人の求に應じ、發行者が正貨と引換へる義務を負ふもので、不換紙幣は、發行者が正價と引換へる義務を負はぬものである。不換紙幣は、概ね政府が財政窮乏の際に發行するもので、

兌換銀行券

銀行の兌換券發行には一定の制限がある。

濫發の爲、財界を危くする憂がある。兌換紙幣の外に、兌換銀行券がある。政府は、自ら兌換紙幣を發行する代りに、銀行に兌換券を發行させる。我等が日常授受する兌換銀行券は、日本銀行の發行に係るもので、之に壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、百圓の別がある。その他、朝鮮銀行、臺灣銀行も亦、銀行券發行の機能をもつてゐる。銀行券は、元來、正價と引換へらるべきものであるが、昭和六年末以來、當分の中、銀行券の兌換は、一般に停止されてゐる。

物價の意義

物價變動の原因

貨幣で表はした財貨の價值(交換價值)を價格(代價)といふ。物價とは多數の財貨の價格を一括していつたものである。元來、價格は、財貨と貨幣との交換の割合であるから、貨幣の分量や、流通速度の緩急によつて變動する。即ち、財貨の價值に變動がない場合に、貨幣の數量又は流通速度が増加すれば、貨幣の價值(購買力)

カ)は低落し、価格は昂騰する。之と反対の場合には、貨幣の価値は昂騰し、価格は低落する。又価格は、財貨に對する需要供給の關係によつて變動する。即ち需要が供給よりも多くなれば、價格が騰貴し、需要が供給よりも少くなれば、價格が下落する。而して、財貨の價格は、結局、その生産費(原料費、設備費、利息、勞銀)を標準として定まる傾がある。かくて、重要な財貨の價格の變動は、多くの他の財貨の價格の變動を促し、所謂、物價の騰貴又は下落となるのである。

物價の變動は、或る程度迄は、自然的に調節されるものであるが、その急激な變動は、國民經濟を亂すこととなる。即ち物價の暴騰は、國民生活を脅し、暴落は、産業に大打撃を與へる。それ故、國家は適當に物價の調節策を講ぜねばならぬ。

信用とは、商品の掛賣、金錢の貸與の如く、將來、對價を支拂ふであらうとの信認の下に、今直ちに利益を提供することであつて、之に

物價の調節  
物價の變動状態は物價指數によつて知ることが出来る。

信用  
對物信用は擔保物を必要とするもの、對人信用

は之を必要とし  
ないものである。

信用取引

對物信用と對人信用との二種がある。信用による貸借を信用取引といふ。一々現金を取扱ふことは、手數でもあり、危険でもあるが、信用取引には、そのやうな手數も危険もない。それ故、經濟生活が發達し、法律制度が完備すれば、この取引が盛になるのは當然である。敏活を尙ぶ商取引に於ては殊に然りである。

信用取引は、口頭の約束又は帳簿の記載によつても行はれるが、信用證券即ち公債證書、社債券、手形、小切手による場合が多い。

公債證書は、政府や地方公共團體が發行する債務證書で、これに似たものに銀行、會社の發行する社債券がある。

手形に、爲替手形と約束手形とがある。爲替手形は、他人に支拂を委託する證券、約束手形は、自分が後日支拂ふことを約束する證券であつて、何れも現金支拂の代りに利用され、轉々流通する。又小切手は、銀行に支拂

信用證券

公債證書

社債券

手形

外國爲替

を委託する證券で、これ亦現金支拂の代りに盛に用ひられてゐる。外國に對する賣買その他の債權債務は、爲替で決済するのが便利である。例へば、外國から物を買つた場合に、外國貨幣で支拂ふ代りに、爲替を買つて送れば、之を受けた者は、その外國で金に換へられる。即ち爲替を買ふのは、外國貨幣を内國貨幣で買ふのと同じである。故に爲替相場は、外國貨幣と内國貨幣との間の交換價值(貨幣の對 外價值)を表はすもので、その相場は、各國の貨幣制度や、經濟狀態や、貿易關係等によつて變動する。

金融資本

經濟の幼稚な時代には、企業の爲に金融の必要がなく、資本家が即ち企業家であつた。然るに、複雑な現今の經濟社會では、資本家の外に企業家が出来、資本家の資本を借りて事業を經營する。従つて金融は、一つの獨立事業として、企業を支配するやうになつた。銀行は、主要な金融機關であつて、資金を餘裕ある者から借りて、不足な者に貸付け、その間の利息の差額を儲けるものである。即

銀行の業務

預金には定期預金・當座預金の別がある。

銀行の種類

ち資金の供給者・需要者の間に立ち、自分の計算によつて、需要供給を調節する營業機關である。その業務は、銀行券・債券の發行や預金のやうな資金の借入れ(受信業務)と、貸付・手形割引のやうな資金の貸出し(與信業務)とに分れる。而して爲替業務は、この二方面を併せ行ふものである。

銀行は、その性質作用によつて、普通銀行・特殊銀行の二つに分れる。

(一)普通(商業)銀行は、主に預金貸付爲替手形割引等、普通の業務を營み、銀行法の規定に従ふものである。

(二)特殊銀行は、特殊の目的で設立され、特別の法規を以て制限され、又保護される。日本銀行は、わが國の中央銀行であつて、金融の中樞となり、兌換券發行の特權を有し、國庫金の出納を取扱ふ。その他の特殊銀行に、日本勸業銀行・日本興業銀行・農工銀行・横濱正金銀

信託會社

行北海道拓殖銀行、臺灣銀行及び朝鮮銀行がある。又貯蓄銀行は、中流以下の庶民の金融機關として、零細な資金(十圓)を預り、確實に利殖させることを目的とするものである。

信託會社は、私人に代つて財産を保管運用する金融機關である。金錢、有價證券を初め、動産、不動産の信託を取扱ふ。信託業は、財産をもつてゐても、その運用の出来ない人々の爲に利便を與へるものである。

信用組合

現今の金融界の大勢は、銀行の合併等によつて、大資本を有する大銀行が専ら大企業家に資金を融通する傾向を生じ、中小商工業者や農民は容易に資金の融通が得られなくなつて來た。かゝる折柄、産業組合中の信用組合は、庶民銀行としての使命をもち、現今の農村では、殊に大切な金融機關である。即ち、これは組合員の自主的共同により、小資本を集めて大資本となし、大資本家に對立し

頼母子講

て、低利な資金を組合員に融通してゐる。

頼母子講(無業)は、一部落又は近隣の者などが、一定の金額を出し合ひ、相互に融通するもので、古來わが國に行はれてゐる。その他の庶民金融機關に、質屋金貸がある。

その他の金融機關

以上の外、保險會社、大藏省の預金部などは、特定の目的をもちながら、又金融機關として、頗る有力な働をしてゐる。

第十課 農村と都市

農村と都市との關係

農村は土地が廣くて人口少く、その住民は多く農耕に従事する。都市は土地が狭くて人口多く、その住民は多く商工業を営む。かくの如く農村と都市とは、各、その特長を異にするが、農業も商工業も、等しく社會的分業であつて、國民經濟上必要缺くべからざるものであるから、農村と都市とは、互に有無相通じ、補ひ助け合つて、共

共に發達するやうにせねばならぬ。かくてこそ、共存共榮の實も擧がるのである。

## 農村生活

農村は、都會に比して、文化的設備は少いが、自然に多く恵まれてゐる。それ故、その生活は平靜であり、清新の氣が満ち、自から健康に適し、住民の氣風も淳朴である。然るに、今や都市の華やかな物質的文化に憧れて、この淳朴な農村生活を捨てて都會に走る者が多くなり、爲に農村の生産力を減ずるに至つたことは、憂ふべき現象といはねばならぬ。仍つて農村の開発は目下の急務である。

農村の開発とは、要するに農村の生産を増加して、農村民の生活の安定と幸福の増進を圖ることである。

## 農村の開発策

現今の農村は、耕地の整理、開墾や耕作法の改良によつて農産物を増收し、機械や電氣の力をかりて、労力を節約し、生産費の減少を圖ることが急務である。又徒らに農産物を仲介業者に委ねず、或

## 農村の自力更生

は生産物に加工し、成るべく有利に之を販賣することが必要である。又適當な副業を選び、餘剩勞力を利用して収入の増加を圖り、或は信用組合などの低利金融機關を普及發達させて、事業經營上に利便を與へ、又交通、教育、衛生、保健、趣味等に關する適當の機關を設備し、發展させる必要がある。かくて一方に經濟力を増し、他方に精神的慰安を與へるならば、農村民は郷土に安住するやうになり、農村は自から開發されるであらう。併し、農村民自身が農村存在の重要意義を自覺せず、自力更生の誠意と努力とを缺いたならば、此等の企はその効果を齎さないのみか、却つて農村民の依頼心を増長させ、農村衰微の原因とならぬとも限らない。

## 都市生活

都市は、文化的設備に富み、諸事便利であつて、都市生活は華美に見えるが、雑沓や騒音に煩はされ、健康に適しない。その上、わが國の都市は、概ね短日月の間に發達したもので、上下水道、公園、隔離所

都市改善

等の衛生的施設の不完全なものが多い。然るに、一方には種々の刺戟もあるので、都會人は、兎角、享樂を追ひ、輕佻浮薄に流れ易い。又都市生活にあつては、生存競争が激しくて、貧富の懸隔が次第に大きくなつて行く。農村の青年子女がかゝる實情を究めずして、漫然都會に出るのは、深く戒しむべきことである。

都市を一層住みよいものとし、住民の生活を向上させる爲には、都市の改善が必要である。その方法としては、(一)道路家屋を整頓し、(二)河川橋梁を修築し、(三)上下水道、隔離所等の衛生的設備を整へ、(四)住宅地區、工業地區、商業地區等の區劃を設け、(五)交通機關を完備し、(六)災害防止の設備を充分にし、(七)圖書館、博物館等の社會教育的施設を備へ、(八)市民の出費を少くする爲に、市場、食堂、診療所、産院、託兒所、簡易宿泊所、授産場、質屋、浴場等を公設し、(九)慰安、休息の爲に公園を設ける等なすべきことが甚だ多い。

國語 附漢文

一月雪花

芳賀矢一

煌々たる活動の日の光、西に沈めば、玲瓏たる一輪の月、休息の夜を照らす。月の光は溫和で、日光のやうに峻烈ではない。日は赫々として仰いで見ることも出来ないが、月は眺めて親しみ易い。太陽が一度出れば、群陰皆影を伏して、大小の有象無象は悉く照破されるが、月輪は萬象を一つに包んで、貴賤貧富の差別を失はせてしまふ。月の光は慰安の光である。慈愛の光である。炎熱を伴はない清涼の光である。皎潔無垢、崇美と稱ふべき優しい光である。休息、安靜の夜には、最もふさはしいこの光に對しては、誰しも人生の慰藉を感

有象無象  
天地間のありと  
あらゆるもの

皎潔  
いとよよいこと



油然  
さかんに湧起る  
さま

うちむかふ  
荷田蒼生子の歌  
蒼生子は春満の  
姫  
徳川時代の歌人

衛星  
遊星の周囲を廻  
りながら、遊星  
と共に太陽を廻  
る星をいふ



月明 (筆泉神岡徳)

照らす月光の、人の胸懐に浸みわた  
ることは、恰もその影の、千草の露の  
玉毎に宿るやうなものである。う  
ちむかふ月は一つの影ながらうか  
ぶは千々の思なりけりである。

東西古今、悲喜哀歡の情熱は、幾萬  
回となく、この光に向つて訴へられた。これを嗟歎し、これを吟詠し  
た詩歌の感吟は、世界各国の文學に充ち満ちて居る。天文學者はい  
ふ、月は地球の衛星で、全く死んだ冷塊である。しかし、この冷たい  
光が、古往今來どれほどの暖かみを人間に與へたか、また現に與へつ

花ならば  
新續古今集  
僧仙覺の歌

三千世界  
唐の詩人白樂天  
の句  
廣寒宮  
月の世界のこと

つあるか。月は永久に人間の友である。

雪は月よりも一層冷たい。貧富貴賤の差別なく、その純潔な色を  
以て乾坤を一つにすることは、月に似た點が多い。高樓茅屋も皆同  
じ色に埋められる。「花ならば咲かぬ梢もまじらましまして雪降る  
み吉野の山」といふやうに、眼に入るもの、悉くその下に包まれてしま  
ふ。「三千世界銀成色、十二樓臺玉作層」の美觀は、一切の人間界の醜を  
掩ひ去つて、人をして廣寒宮裏に在るの感を懐かしめる。天から落  
ちてくるこの純白な色に比べては、地上の花も甚しく汚く感じられ  
るのである。霏々と散り、紛々と飛んで、たゞ一條の川水を残して、山  
といはず、野といはず、瞬く間に瓊玉を敷く莊嚴な觀は、眞に人目を眩  
せしめるのである。よしや薪炭の料に乏しい貧家の庭でも、美しい  
といふ感じは少しも變らぬ。花紅葉いろく／＼な眺はもとより美し  
いに相違ない。花の散つた後の新緑の色も、目の覺めるやうな心持

がするが、考へれば、花も青葉もない冬枯の時に、地上の萬物がこの銀色に掩はれるのは、眞に對照の妙、變化の奇、造化の巧をつくしたものではないか。一年中蓮の花の咲いて居る極樂淨土は、決して我等の世界ほど楽しいものではなからう。

雪に埋れた銀世界が終つて、再び百花爛漫の美を見ればこそ、春の價值は一層高くなるのである。月や雪はたゞ一色である。花のさまざま、どれを見ても美しいのが、四季につれて咲きかはり、咲亂れるのは、人生としては餘りに贅澤な感じもする。花は美しい色の外に、香しい匂ひさへもつて居る。我等の食用の爲に作つた葉や大根の花でも、無限な詩趣を備へて居る。富貴の庭園に培



(筆師太信木鈴)

雪風の景

ふ花に價を生じたのは無理はないが、山の花、野の花、いづれも月雪と同じやうに一文錢を要せぬのも嬉しい。人世に花なくんば、どれほど寂寞を感じるであらう。閑寂を旨とする茶室の内にも、床の間に



(筆年景尾今)

櫻

一輪の花は必要である。これは寧ろ花を貴んで、その濫用を慎んだのである。棺郭を飾るにも花を以てし、墓前にも花を供養する。死んでも花を忘れぬのである。月雪の眺は、その皎潔を愛し、その清淨を貴ぶが、花はその艶麗華美を以て人生を飾り、人心を慰めるのである。花やぐ、花やか、花々し、華美、華麗、華奢等の語は、皆花に基づいたものである。古今東西の詩歌は、擧げるだけ愚てあ

花をし見れば

藤原良房  
年ふれば齢は老  
いぬしかはあれ  
ど花をし見れば  
ものおもひもな  
し(古今集)

る。余はたゞ「花をし見ればものおもひもなし」といふ古歌を以て、す  
べてを總括し得べしと信ずる。  
月雪花三つの眺には各、その特長がある。いづれを前、いづれを後  
といふことはできぬ。

やまざくら

新古今集  
康養王の母の歌

やまざくら花の下風吹きにけり

木のもとごとの雪のむらぎえ

これは花を雪に譬へたのである。

冬ながら

古今集  
清原深養父の歌

冬ながら空より花の散りくるは

雲のあなたは春にやあるらむ

これは雪を花に譬へたのである。

笠は重し

諸曲「葛城」の句

笠は重し吳山の雪。鞋はかんばし、楚地の花。肩上の笠に

は無影の月を傾け、檐頭の柴には不香の花を手折る。

これは雪を月と花とに譬へたのである。

花を賞して月を愛せぬ人はない。月花を愛して雪を愛てぬ人も  
ない。

思へ、世界の一部には全く花を知らぬ國もある。一年中氷雪に閉  
ざされてゐる極北の國では、氷は即ち人の家である。この地方の人  
には、寸紅の目を樂しましめるものもない。またこれに反して、全く  
氷雪を知らぬ人もある。一片の布を纏うて生息する熱帯の住民は、  
瓊玉を綴る奇觀を見たことがない。瓦斯電燈の光に不夜城の觀を  
呈して、夜更を知らぬ繁華なロンドンの住民も、秋冬の半年は、美しい  
月の光を見ることが出来ない。我等日本人の昔も今もこの三つの  
眺を擅にすることを得るのは、眞に天與の幸福ではあるまいか。

月雪花の眺は、古人の歴史が加つて一層の感興を増す。「世々を経  
てながめし人の數にまた我をもゆるせ秋の夜の月」月は古來の歴  
史を照らす鏡である。「年々歳々花相似。歳々年々人不同」人生の

世々を経て  
伊藤仁齋の歌  
年々歳々  
唐の劉延芝が  
「白頭を悲しむ  
翁に代りて」の  
詩句

感は花を見て益々繁く、雪を見て愈々多し。二千六百年來、月雪花三つの  
眺を有し得た我等祖先の遺蹟は、いかに多くの感興を我等に傳へた  
るよ。いかに多くの追慕を我等に催さしむるよ。(月雪花)

二 造化の隠喩

坪内逍遙

人生と四季と相似たるは、詩人の想像を俟たずしてしるけし。紅  
顔の花に似たるを見、白髪の雪に似たるを觀んもの、誰か春冬を聯想  
せざらん。うら若きを「人生の朝」と名づけ、老いくちたるを「人生の夕  
」と呼べるにひとしく、翁をさして「幾十冬の霜をいたゞく」といひ、少女  
の麗しきを稱して「二八の春の花」などいはんは、自然に思ひよるべき  
喩なり。

それ驕炎の赫々たるは血氣激昂の相、これを青年の情熱に比すべ  
く、又壯時の意氣昂盛なるに比すべし。夏は陽威の徹する所、萬物悉

驕炎  
夏の日の熱氣の  
盛なこと

蝸廬

蝸舎ともいふ

蝸の家  
極めて小さき住  
居

挺然

衆人にぬきんづ  
る

悍然

心猛く勇敢に進  
む

陶々

陽氣の盛なる貌

昏々

くらき貌 前後  
を忘却すること

惘々然

茫然自失の貌

秋の状たる

歐陽修の秋聲賦  
中の語

惨淡

もの悽く薄暗い

慄冽

強く身に沁む

く暢ぶ。丁壯は人生の夏なり。豪氣斗牛を呑む。大なる乾坤、蝸廬  
よりも狭し。而して彼等妄想の邊なきに耽りて、現實界の有限なる  
を知らず。この故に挺然勇往し、悍然敢て爲す。又この故に相激し  
相薄り、天を撼かし地を震ふ。かの六七月の驟雨、何ぞそれ急激なる。  
猛然屋を發き、俄然樹を飛ばし、海を捲き山を崩す。豈これ壯年客氣  
の徒が破壊を事とするの隠喩にあらずや。

もしくは盛夏陶々、毒炎燬くが如く、風死し石煮え、牛あふのき大あ  
へぐ。終日昏々、居るに懶く、往くに懶く、生きたれども死せるが如く、  
在れども無きが如し。この陽威に撲たれて惘々然たるの境、吾人ま  
たこれを迷惑耽溺の青年に見る。

秋に至りては然らず。「秋の状たる、その色惨淡として、煙霏くもび雲歛くも  
まる。その容清明にして、天高く日晶かなり。その氣慄冽として、人  
の肌骨に砭す。その意蕭條として、山川寂寥たり。」即ち沉寥は秋の

初めは漸瀝

前に同じ

漸瀝

風又は雨の音

蕭颯

ものさびしく吹く風の音

碎汧

波濤のうち合ふ

縦々錚々

金属の鳴る音

白帝

秋のこと

盎然

こぼれ流れる

沙羅雙樹の花  
平家物語巻頭の語

意なり。又、初めは漸瀝として蕭颯たり。忽に奔騰して碎汧たり。波濤の夜驚き、風雨の驟に至るが如し。その物に觸るるや、縦々錚々として金鐵皆鳴る。秋意の慄冽なるをみるべし。秋はまた萬物豐足の期。見よ白帝の來るや、悉く金衣を被りてきたるを。沉寥と慄冽とは、いまだ秋意をつくしたるものにあらず。蓋し、このもの足りて綽々たる容こそ、別に幾分の秋意の宿るなるべく、秋は凄慘をのみその意となせるにあらず。それ春は、外あまりに派手やかにして内浮きたり。秋は、外靜にして内しまれり。春は盎然として長閑なれども、内に堅實なる所なし。秋は凄然として痛ましけれども、内、和平にして融然たり。春の眺はめざましけれど、そのさかり何ぞさしも短うしてはかなきや。梅櫻相追うて散りつくし、桃李相ついて代謝す。沙羅雙樹の花の色、祇園精舎の鐘の聲、無常は雙方に見えたれども、秋に悲觀するものは多く、

沙羅雙樹

印度に産する樹

の名

祇園精舎

佛弟子が佛陀に

献じた精舎

覆載

天地に同じ

朱夏

夏のこと

白藏

秋の異名

枯槁

やせ衰へる

戚々然

うれへ悲しむ貌

落然

さびしき貌

聞然

靜かな貌

索然

寂寞なる貌

羸憊

疲れ衰へる

春に靜かなる心は稀なり。陽陰に克てばなるべし。春の時にありては、山笑ひ鳥戯れ、天地謹然として、隨所に樂土あり。天地相和ぎ、男女相よろこぶ。思欲滔々として、是非空しからんとす。これ陽氣、覆載を驅るの時なり。これを青年が感情的生活に比す、近からずや。

要するに、春は感動の期、その相は美情の天地なり。夏は活動の期、その相は壯意氣の天地なり。而して秋は冥想の期、その相は肅理性の天地なり。青春は譬へば抒情詩人の生活、朱夏はかの世間の英雄、白藏は哲學者の生活に喩ふべし。知らず、玄冬は如何なる生活にか比すべき。

人間頽然として老いたれば、枯槁骨立して一見慘然たり。而して、戚々然として以て死に至る。頗る晩冬の落然たるに似たり。又見よ、寒景の聞然として以て索然たるを。何ぞ、人の羸憊して血氣日

に衰へたるに似たる。然れども、かくの如きは晩冬及び老境の容貌のみ。かるがゆゑに冬を悲觀し、かるがゆゑに老境に絶望するは、いまだ大法を悟らざるものか。

それ陰陽消長の無始にして無終なるは、猶生活の首尾なきが如し。冬きたりて陰氣極するや、一陽來復して、年の内に踏込む春の日脚長閑に、軒端の梅ふゝみそめて、一輪づつの暖かさに、また青帝の駕の近きを知る。老は一面より見れば壞空の時、他の面より見れば新生々の起端、即ち人間一生の大事、圓滿成就して再び大元に歸するの時、これ豈無上光榮の期にあらずや。彼の君子人の老後を見るに、煩惱自ら銷盡して、身神塵垢の表に淨く、外樂を非とし、世喧を忘れ、澹然として慮なく、泊乎として爲すなく、内に自持する所ありて、行住晏如たり。これ決して情感の春氣鋭の夏、思索の秋において見るべからざる所、老いて益神すこやかに、智徳よく和合したる、人生何れの時か、この時

一輪づつ、

梅一輪一輪づつ、  
の暖かさ(其角)

青帝

春のこと

大元

天地の本源

澹然

靜かに安き貌

泊乎

心靜かに愆少な  
き貌

晏如

心安らかにして  
居ること

よりいみじかるべき。

紅葉は二月の花よりも紅にして、秋野は春園の浮靡にまさる。北風ひとたび渡りて萬象蕩然、大雪頻りに降りて山河銀と化する處、千里一色、天地一味、古今覆載、何物かこれよりも崇嚴、これよりも濶大なる。全壞空は崇の標なり。冬は大涅槃の面影なり。

それ陰陽の往來に終始なし。生死の終始はた形の生滅によりて決すべけんや。春を端とし冬を終とし、幼を首とし老を尾とする、或は膚淺の見解ならん。まだいとけなき嬰兒とみづはぐむ老人とは、身も心もよぼくとして、物いふもさだかならず。圓やかにしてうつくしきと、皺びてやせがれたるとの差こそはあれ、心の上よりいへば、そのさかひ分難し。禪然として齒の墮ちたる、まだ假の齒だに生ひいでざる、頭髮の薄れ行きて禿げたる、うぶ毛のまだ薄うして色赤き、老人が紅顏の童然たる、幼子の足もとのあぶなげなる、兒のわが

紅葉は

停車坐、愛楓

林晚霜葉、紅ニ於

二月花

(杜牧・山行)

浮靡

浮々して派手や

蕩然

とりはらはれて  
なくなるこ

涅槃

煩惱迷妄を去つ  
て無爲に入る

禪然

齒の抜け落ちた  
貌

童然

子供らしい

年のうちに  
古今集  
在原元方の歌

唵々然  
口に物を含みも  
くもくしてゐる  
こと

暗々然  
かすかではつき  
りしない貌  
正覺  
妄邪を離れ寂靜  
に入ること

まゝなる、翁媪のかた意地なる、兒の無邪無心なる、翁媪の惘然たる、いづれか首、いづれか尾、年のうちに春はきにけり一年を去年とやいはん今年とやいはん。

人の生まるゝ刹那や、たとへ生氣ありといふとも、殆ど無意識なり。その息絶ゆる一瞬、かれは殆ど意識なし。共にこれ陽氣潜み藏るゝの時、唵々然たり、暗々然たり。いづれをか春の首とし、いづれをか冬の終極とせん。

あはれ、人生は四季に似たるかな。四季偏く一巡して陰陽和諧し、生住壞空して人竟に正覺す。春に春の能事あり。夏には夏の能事あり。秋冬また各、その本領を具ふ。陰陽は往來して須臾だに止まらず、人ひとり退轉す。これ人生の秋冬が屢、索然たる所以に非ずや。四時ことごとく樂時、老少ともに樂境、予はこれを造化の隱喩とす。

（人生四季に據る）

土居光知

高知縣の人  
英文學者  
東北帝國大學教  
授  
山部赤人  
萬葉集の歌人  
柿本人麿と共に  
歌聖と稱せらる

田子の浦ゆ  
田子の浦ゆうち  
いで、見れば眞  
白にぞ富士の高  
嶺に雪はふりけ  
る（萬葉集）

三 我が國の自然詩人

土 居 光 知

わが國の最初の自然詩人は誰であるかと尋ねたならば、多くは山部赤人と答へるであらう。西行や芭蕉も赤人を祖としてゐる。しからば、赤人の自然に對する愛は、いかなるものであつたらうか。赤人の歌を讀んで特に注意されることは、「瀬の音ぞ清き」、「清き白濱」等、清きといふ語が續出することである。彼が愛したのは清淨な自然である。

「田子の浦ゆうち出でて見れば」の歌に於て彼が讚美したのも、清淨の神々しさであつて、今日の登山家がよろこぶやうな、偉大なる力の感じを中心にした山岳美ではなかつた。彼が自然の清淨さを讚美した裏面には、人生の汚濁さを厭惡する心があつたであらう。當時、奈良の社會はすでに寵臣が權を専らにし、風俗が糜爛し始めてゐた。

顯宗帝 第二十三代  
仁賢帝 第二十四代

彼の祖先は顯宗仁賢の二帝を奉戴した伊與來目小楯であるらしく、



田の子浦よ見りたる富士

山部の姓が示す如く、世々山林官であつたとすれば、自然に親しむ性情を遺傳して來たのであらう。また「赤き心」等に於ける「赤き」と「清き」とは、古代語として同じ意味を有したことを考へると、赤人の名にも、清淨を慕ふ心が察せられるではあるまいか。そして、奈良の都會生活を見ると、既に腐敗し彼をして面をそむけしむるものがあつた。そこで彼は清淨なるものを慕ひ、自然のうちに放浪した。彼以前の自然の歌は、人生の裝飾或は背景としての自然、官能的に快感を與へる自然の歌であつた。赤人が始めて清き自然を汚されたる人生に對立するものと

楸

きささげ  
葉は桐に似て、  
莢のある實を着ける

して、精神的に自然を愛したのである。彼が西行及び芭蕉の先達となり、最初の自然詩人とせられるのは、彼が精神的な自然の發見者であるからである。かくて、彼の自然の歌は、曾てなき清新幽玄なるものとなつた。二三の例を示せば、

烏羽玉の夜のふけゆけば楸生ふる

きよき河原に千鳥しばなく

わが背子に見せんと思ひし梅の花

それとも見えぬ雪の降れば

春の野に莖つみにと來し我ぞ

野をなつかしみ一夜ねにける

西行は、友を思ふ心をそのままに移して自然を愛した。彼が世をのがれた所縁は、友人を失つたかなしみか、その他の理由かは知らぬが、しかし、かゝる心は、彼の自然に對する心持のうちにも感じられる。



吉野山梢の花を見し日より

心は身にもそはずなりにき

ながむとて花にもいたくなれぬれば

散るわかれこそ悲しかりけれ

花をまつ心こそなほ昔なれ

春にはうとくなりにしものを

ひとりすむ片山かけの友なれや

あらしにはるゝ冬の夜の月

彼は、自然を友として愛すれば愛するほど、さびしくなつた。そして、淋しき心に調和する淋しき自然を友として、交はらんとした。

心なき身にもあはれは知られけり

鳴立つ澤の秋のゆふぐれ

おぼつかぬ秋はいかなる故のあれば

すゞろに物の悲しかるらん

何となく住ままほしくぞ思ほゆる

鹿のね絶えぬ秋のやまざと

訪ふ人も思ひたえたる山里の

寂しさなくば住みうからまし

かく彼は寂しさを友として、その奥深くたどつて行つたのであるが、寂しさの奥には尙深刻な寂しさがあるのみで、愛の眞の歡びは見出されなかつた。

雪なれば野路も山路も埋もれて

をちこち知らぬ旅のそらかな

行方なく月に心のすみくゝて

果はいかにかならんとすらん

風冴えて寄すればやがて氷りつゝ

かへる波なき志賀のからさき  
いづくにか眠りくゞて倒れ臥さんと

おもふかなしき道しばのつゆ

秋ふかみ弱るは蟲の聲のみか

聞く我とともたのみやはある

大波にひかれ出でたる心地して

たすけ舟なき沖にゆらるる

かくの如く西行は寂しさの奥へくゞとたどつて行つたが、これは輝く光明の道ではなかつた。それは、當時の時代思潮において、人間の愛と自然の愛とは相對立するものであつて、自然の愛は心情の願の否定であつたからである。西行はこの寂しさにたへかねて、また「人」をなつかしく思つた。

淋しさにたへたる人のまたもあれな

いほりならべん冬のやまざと

花も枯れ紅葉も散りぬ山里は

さびしさをまた訪ふ人もがな

かへりゆく人の心を思ふにも

離れがたきは都なりけり

しかし、當時の厭世觀のうちに育ち、それを超越することの出来なかつた彼は、人間の愛に歸つてゆくことが出来なかつた。

わたの原はるかに波をへだて來て

都に出でし月を見るかな

吉野山やがて出でじとおもふ身も

花散りなばと人や待つらん

かくて彼は、まばゆき光明にも、大なる歡喜にも、力強い信仰にも接することなく、未來に對する淡い希望と、自然の寂しい慰藉とのうち

に生を終へたのである。

入日さす山のあなたは知らねども

心はかねておくり置きつる

諸共に我をも具して散りね花

うき世を厭ふ心ある身ぞ

願はくは花の下にて春死なん

そのきさらぎの望月の頃

西行の偉大なる點は、厭世脱俗の態度を誇示し、瘦我慢をすることなく、かゝる自然の心によつて慰められずして、「人間」を慕ひ、何物をか眞に愛しなければならなかつた點にある。心の奥底から寂しがつた點にある。これは、安價な愛なきさとりに安住し、寂しさを弄び、茶化したり、洒落でごまかしたりする人達とは比較にならぬ。さびしがるといふことは、愛せずにはゐられない詩人の運命である。要す

きさらぎの望月の頃  
二月十五日の頃  
西行は丁度この  
辭世の通り建久  
九年二月十六日  
七十三歳で歿し  
た

旅に病んで  
芭蕉の辭世  
元祿七年十月八  
日夜この辭世あ  
り同十二日歿し  
た

るに、西行の自然の愛は、赤人が歌つた如き清淨な自然としての愛と、人間愛とが合一されたものであつたと言ふことができよう。

うき我をさびしがらせよ閑古鳥

この道やゆく人なしに秋のくれ

旅に病んで夢は枯野をかけめぐる

の如き句をのこした芭蕉の途も、西行のたどつた道とあまり變らなかつた。たゞ態度の推移がある。私は、こゝに二三の簡単な例歌を以て、赤人・西行・芭蕉の態度を説明してみよう。

春の野に堇つみにと來し我ぞ

野をなつかしみ一夜ねにける

赤人

かきわけて折れば露こそこぼれけれ

浅茅にまじるなでしこの花

西行

花の枝に露の白玉ぬきかけて

折るそてぬらす女郎花かな

西行

山路きて何やらゆかし堇草

芭蕉

赤人は、自然の素樸な戀人であつて、自然との融合がおのづからてきる。これが平安朝の感傷的な詩人ならば、眠り得ないであらう。西行の愛は感傷的である。彼は、愛の對象であるものを捉へようとするが、それは露のやうにこぼれてしまふ。その露も、彼には涙として感じられる。美は、彼の心を慄れしめ誘つて行くが、捉へ得るものではなくいつまでも満足を與へない。芭蕉の心は、西行の抱いてゐた如き感傷的な愛の否定を経てきた。この否定は、個物に對する執着の否定であつて、愛そのものを殺したのではない。いま彼の心には、對象のない曠やかな愛が動いてゐる。彼は、もはや堇を摘まうとも撫子を折らうともせぬ。彼は、堇を透して普遍を眺める。そして彼の愛は、堇草に一刹那の間依存して、ゆかしさの漣を起す。その漣

が俳句の表現である。

何事のおはしますかは知らねども

忝なさに涙こぼるゝ

西行

何の木の花とも知らず匂かな

芭蕉

眞蒼生ふる荒田に水をまかすれば

嬉し顔にも鳴く蛙かな

西行

菜畑に花見顔なるすゞめかな

芭蕉

象徴  
神秘的靈的なこ  
と  
ユウモア(英語)  
滑稽なおどけた  
様子  
の如く、芭蕉の詩魂は象徴の世界に憇ひ、普遍から個物を顧みる故に逼らない處があり、ユウモアが漂ふ。この態度は、また無感なるやうに見ゆる鋭感、冷淡なるやうに見ゆる無限の同情、無關心なるやうに思はるゝ愛慕と熱情をもつ。次の句は、この心の表現ではあるまいか。

静けさや岩にしみ入る蟬のこゑ

猿を聞く人捨子に秋の風いかに  
酔うて寝ん撫子咲ける石のうへ

かく言ふことは、あながちに俳諧の逼らない、所謂さとりすました態度を、和歌の詠嘆の心持の上に置くことではない。芭蕉もまた  
稻妻にさとらぬ人のたふとさよ

と言つてゐる。安價な悟は、抒情詩の源までも濁らしてしまふ。芭蕉より徳川の終に至るまで、表現の技巧また新奇なる趣味の開拓はあつたが、深さと純粹さとにおいて、自然に對する愛が成長したかは疑はしい。自然の愛の新しい要求は、明治に至り、我々が西洋文學に接するやうになつてから加はつた。(文學序説)

四曙光

西條八十

亞細亞の東聖土あり。

西條八十  
東京の人  
詩人

天地の正氣

天地正大氣  
粹然鐘神州  
秀爲不二嶽  
鏡々變千秋  
發爲萬朶櫻  
衆芳薙與儔  
云々(藤田東湖  
正氣歌)

天地の正氣鐘まりて、  
積むや芙蓉の峯の雪、  
咲くや萬朶の櫻花。

萬古にわたる皇統は、  
空に燦たる天の河。  
仰げば高き洪恩に、  
一億の民たゞ涙。

あゝこの國の水清く、  
嘗て異邦に汚されず、  
あゝこの國の山青く、  
生々日々新なり。

君臣の義と父子の愛、  
花づなのごと交りて、  
仁慈と忠と孝悌と、  
琴の音のごと調あり。

今歐西に日は暮れて、  
光を呼ばふ聲すなり。  
世界は明けむ、仄々と、  
神の國なる東より。(日本精神)

自修文 樂聖ベートーヴェン 中澤臨川

「かなしみを経てのよろこび」——これが、ルドウィッヒ・フォン・ベートーヴェンの一生の格言であつた。彼の一生は、決して野心家を満足

中澤臨川  
名は重雄  
長野縣の人  
工學士  
文學者  
大正九年歿  
年四十三

ベートーヴェン  
獨逸の大作曲家  
(1770-1826)

させるやうな教訓をも逸話をも有してゐない。それは、苦しんでゐる者のために、眞に苦しむことの出来る力のある者のために、聖なるかなしみの甘露を恵むものである。



ベートーヴェン

記憶せよ、——特に若い人々のためにいふ。——この世は薔薇の花の敷かれた街ではない。それは、偉大を希ふものにとつては、常に孤獨と寂寥とに追はれなければならぬ山徑である。最も強いものでさへも、或時は悲哀と失望との爲に、おのづとの頭を垂れないではゐられない場合がある。

記憶せよ、こんな場合に、眞の偉人が汝を助けに来る。ベートーヴェンが汝に役立つ。

凡庸な利害得失の世俗戦に倦み疲れた時、ペートリヴェンの持つてゐるやうな信念と意志との世界に、暫くても身を置くことは、どれだけ我々にとつて強味であらう。偉人の身邊には、言葉にいひあらはすことの出来ない勇氣の感染力がある。

我等は運と偶然とによつて、物質界に成功した著名の人達を忘れよう。ただ心の偉大であつたものだけが、ヒーローの名に値する。人間の偉大さを計る尺度は人格である。我等は成功を説くまい。要は偉大であることであつて、偉大に見えることではない。

偉人の生涯は長い犠牲に外ならない。悲惨な運命が、彼等の肉と靈との苦しみの鐵砧の上で、彼等の精神を鍛へあげた。彼等は、朝夕に苦痛と試練とのパンを食べた。

彼等は何のためにそれだけ苦しんだのであらう。それは、後の世の、より強い仲間を助けるために、またそれに力と恵とを與へるため

であつた。

ペートリヴェンは一七七〇年ボンに生まれた。彼の祖父も父も、その土地の王室附の身分の低い音楽師であつた。彼の母は、やはり貧しいコックの娘であつたが、その夫の酒癖のために、一生を一つの楽しみも知らないやうにして送つた。

ペートリヴェンは、四歳の時からもう音楽を習はせられた。そして、残酷な父のために、死ぬほどひどい苦行をさせられた。彼は十一歳から、ある劇場のオーケストラに出て、一家の生計を助けねばならなかつた。

彼は、十八歳の時、眞實たよりにしてゐたその母を失つた。彼は、その以前から、一家の主人役として、二人の弟を育てねばならなかつた。彼の父は、酒のために全く仕方のないものになりおぼせてゐたので、その受ける養老金さへ直接子供の手に渡されるといふやうな始末

ボン  
獨逸プロシヤ國  
ライン河の左岸  
にある都邑



部一譜樂の筆自ンエヴートーベ

であつた。かやうな苦しい経験は、一生消しがたい深い印象を、この若い音楽家の胸に與へた。

一七九二年、彼はウインナへ去つた。傷ましい生活の中にも、さすがに若く美しい夢をはぐくんだ。靜かなライン河の岸邊を見棄てること、が、どんなに惜しまれたことであらう。「我が故郷！そこは、私が始めて、日光を見たところ、今も昔のやうに美しいところ」といつて、彼は一生その故郷を慕つた。

その頃から彼の天才が漸く芽を吹きかけた。一七九六年、彼は自分の手帳にかう書きつけた。「勇氣！私の身體の虚弱にもかかはらず、私の天才は前途に輝くであらう。——二十五歳！その年齢に今私は達した。

——この年齢は、人間がその全部を發揮せねばならぬ

時だ」と。彼はまたかういつた。「私の藝術は、貧しいものを救ふより外の目的に捧げられてはならぬ」と。

ちやうどその頃から、また最大の不幸が、彼の身體に一生の宿を取つた。彼は聾になり始めた。世に、音楽家はその耳を失ふことほど悲しむべきことがあらうか。彼は堪へることの出来ないほどの苦痛を忍んで、幾年かの間それを人に隠してゐた。併しいよゝ、恢復の見込の立たなくなつた時、劇しい絶望を以てこれを友達に打ち明けねばならなかつた。「親愛なる友よ、お前のベートーヴェン程不幸なものはない。私の一番貴い部分である聽感が、今私を見捨ててある。——すべて私の愛するもの、私に親愛ならゆるものを捨ててまで、このみじめな邪慳な世の中に生きながらへねばならぬ私の一生はどんなに悲惨であらう。——私はしばゝ、この身を呪つた。——私はブルタークから、忍従の徳を教はつた。出来ることなら、私の運

ブルターク  
ギリシヤの人  
英雄傳の著者  
(五〇—三〇)



命が私に與へたところに堪へ、忍ばうと思ふ。しかし、この廣い天が下にも、私ほど不幸な生き物があるだらうかと、つらつら考へ惱むことがある。——忍従よ、悲しい隠れ場所よ、たつた一つの私の隠れ場所よ。

一八〇六年、彼はテレゼ・フォン・ブランズウィック女史と婚約した。しかるに、この平和もまた永くは續かなかつた。彼等は互に相愛しながらも、自然に遠ざかつてしまった。

それからはずつと孤獨な生活が續いた。しかも、それは洗ふやうな赤貧と不遇との生涯であつた。彼は靴がなくて外へ出られなかつたりした。「私は殆ど乞食のやうだ」と、彼はいつてゐる。ある有名な曲の出た時などには、僅か七冊しか賣れなかつた。

愛も野心も去つた後、彼に残されたものはたゞ力だけであつた。その力のよろこびと、これを表現する必要とが彼を占領した。一八

バックス  
ギリシヤ神話中  
の酒の神

一二年、彼を見た一人は、「どんな皇帝でも、曾て彼のやうに自分の力を意識しはしなかつた」といつた。

當時、或者は彼の曲をさして、「醉漢の音楽だ」といつた。たしかに醉漢の音楽だ。併し、彼は自らかういつた。「俺は、人類のために喜びの神酒の口を開いてやるバックスだ。俺は精神の聖狂を人間に與へる醉漢だ」と。

彼はナポレオンを見てからかういつた。「俺が音楽の術を知つてゐるやうに、戦術を知つてゐれば、彼に教へてやるものを」と。彼の容貌はナポレオンによく似てゐた。殊に、その意志を現す引き締まつた口元が。

この「未來の人道」を目的としてその一生を捧げた偉大な靈は、一八二七年、五十七歳を一期として安らかな往生を遂げた。彼は息を引き取る前に、自分の一生を顧みてかういつた、「喜劇の終」と。その日は

殊に嵐が劇しかつた。二月の寒い空には雪ふぶきがして。

「悲しみを経ての喜び！彼ほど聖い喜びに憧れたものはなかつた。彼は悲慘な生活のどん底から、未來の人類の爲に「喜悅」の福音を歌はうと思つた。彼は幾度かためらひ、幾度か失敗した後で、とうとう晩

年にその希望を實現した。「第九交響樂」といふのがそれである。



像畫白シェゲートーベ

その曲の中途に於て、オーケストラが急に停つたかと思ふと、深い神祕な沈黙がやゝ暫く續く。そして「喜悅」の神が優しい靜かな歩みを以て、人の心の悲しみを見舞ふ。次第次第にそれが我等の全身を占領し、やがて狂熱の形に變る。そして嵐の中のリヤ王のやうな狂暴に移つた後で、それがまた靜かな宗教的法悅の境に入り、最後は聖愛の無我郷で曲が結ばれる。

リヤ王  
シエクスピヤ作  
の戯曲「リヤ王」  
中の主人公

何がかやうな勝利と並ぶことが出来るか。史上に特筆される戦勝も、この永世の凱歌の前には、はかない一場の夢ではないか。

偉大な生の熱愛者！彼の口からは常に喜悅の聲が洩れた。不幸が彼の命を奪はうとしたその日でさへ、「おゝ、かうも美しい人生よ」と、また「私は千たび繰り返して、私の生を住みたいと思ふ」と。

苦しむ者よ、苦しむ力のあるものよ。汝のためには、この偉人の一生ほど好い慰安と刺戟とはない。彼は、自分が悲慘の頂點にある時でさへ、彼の實例が、後世の苦しむ者のために助になることを望んだ。そして、かういつた。「憐むべき忍苦者は、己と同じやうな一人の人間——あらゆる自然の障害にもかゝらず、男らしい男になるために、その全力をつくした一人の人間——をここに見出して、慰安を感じずるであらう」と。（嵐の前）

五夕浪千鳥

淡海あふみの海夕浪千鳥汝が鳴けば

心もしぬにいにしへ思ほゆ

いはばしる垂水たなみの上のさわらびの

もえいづる春になりにけるかも 志貴皇子

櫻田へ鶴鳴き渡るあゆち瀉

潮干にけらし鶴鳴きわたる 高市黒人

夕月夜心もしぬに白露の

置くこの庭にこほろぎ鳴くも 湯原王

青丹よし寧樂のみやこは咲く花の

匂ふがごとく今さかりなり 小野老

隠りのみ居ればいぶせみ慰むと

柿本人麿  
持統・文武の兩朝に仕へ藤原京の末頃石見國で歿した歌聖  
志貴皇子  
天智天皇第七の皇子  
櫻田  
尾張愛知郡作良の田地  
あゆち瀉  
熱田新田  
高市黒人  
文武帝の頃の官人  
湯原王  
志貴皇子の御子  
小野老  
太宰大貳  
天平十年歿  
寧樂(ナラ)  
奈良

大伴家持

大伴旅人の子  
延暦四年歿

山部赤人

聖武帝の頃の人  
歿年未詳

不盡山を望む歌

山部赤人

出で立ち聞けば來鳴くひぐらし 大伴家持

天地あめのわかれし時ゆ 神かみさびて 高たかく貴たかき

駿河すまがはなる 富士ふじの高嶺たかねを 天あまの原はら 振りふりさけ

見みれば わたる日の影かげもかくろひ 照ある月つき

乃な光ひかりも見えず 白雲しらくもも いゆきはばかり

時ときじくぞ 雪ゆきはふりける 語ことばりつぎ いひつ

將まさ往むかふ 富士ふじの高嶺たかねは

反歌

田た見み之の浦うら從よ 打う田た而を見み者者 出いでて見みれば眞ま白しろにぞ

不盡た能た高た嶺た 雪ゆきはふりける

山上憶良

大寶二年渡唐し  
居ること二年  
聖武帝の時筑前  
守に任ぜられた  
天平五年頃歿

子等を思ふ歌

山上憶良

瓜はめば 子ども思ほゆ 栗はめば まして  
しぬばゆ いづくより 來りしものぞ まな  
かひに もとなかかりて 安眠しなさぬ

反歌

白銀も黄金も玉もなにせんに  
まされる寶子にしかめやも

六 萬葉の歌

島木赤彦

島木赤彦  
本名久保田俊彦  
長野縣の人  
歌人  
大正十五年歿  
年五十一

萬葉集は、我々の遠い祖先から傳はつた歌の精神を、最も素直に受け継いで、それを廣く豊かに、深く透徹させて發達したもので、古來の歌集中、最も傑れたものであります。これを時代から言ふと、今から千五百年前頃から、四百四五十年間に互つた作品を輯めたもので、飛

飛鳥朝(アスカ)

奈良縣高市郡飛鳥地方に帝都のあつた時代  
推古天皇から文武天皇まで百餘年間  
藤原朝  
奈良縣高市郡藤原宮に帝都のあつた時代  
持統・文武兩朝二十一年間

鳥朝藤原朝奈良朝の作品を最も多く收めてあります。その中、飛鳥朝の末頃から藤原朝を中心として、奈良朝の初期頃までが、この集の頂點を成して居ります。就中、特に高い位置を占めてゐるのが、柿本人麿と山部赤人とであります。



(藏館物博室帝京東)

像 磨 人

この二人は、古來歌聖といはれて居る人でありまして、日本人は皆その名を知つて居りますが、どんな作品を遺して居るかといふことは知らぬ人が多いのであります。特にその作品のうちで、どんなのが傑れた作であるかといふことは、専門の歌人も見當のついて居らぬ人が多いのであります。古來さやうな問題に到達して、人麿赤人を説いた人は殆どないのであります。それほど歌人といふものが、古人の

作品に無關心であり、或は無關心でなくともその作品の命にまで觸到することが少かつたのであります。元來傑れたものを認めるのは、傑れた心の持主でなければなりません。人麿・赤人の歌の高さ・深さを知るのは、我々には一つの修業であつて、それが一面には自分の心を開拓する道になるのであらうと思ひます。

人麿・赤人は萬葉集中の傑れた作者であります。この二人を以て萬葉集を代表させることは出来ません。それは、この他になほ澤山傑れた作者がありまして、それが各、自己の本質に根ざして、立派な歌を作つてゐるからであります。此等の作者は、決して人麿や赤人を小さくしたり薄くしたりしたものでありません。萬葉集の作者は、その殆ど凡てが皆自己の本質のうへに立つて、各、特徴のある歌を作つてゐるのでありますから、萬葉集を知らうとするには、やはり萬葉集全體を知らねばならないのであります。詳しく言へば、萬葉集の

旋頭歌(セドウカ) 五・七・七音を二度繰り返す歌體 (例)白玉は人に知らえず 知らずともよし 知らずともよし 知らずともよし 知らずともよし (元興寺僧 萬葉集卷六) 防人(サキモリ) 太宰府・壹岐・對馬等を守る爲に遣はされた兵士 資人(ツカヒヒト) 貴人の家の召使

初期と末期とでは、歌の命に可なりの相違があり、特に末期に近づけば、相違が餘計に目につくのであります。歌の数は長歌・短歌・旋頭歌すべて上の言がなされるのであります。



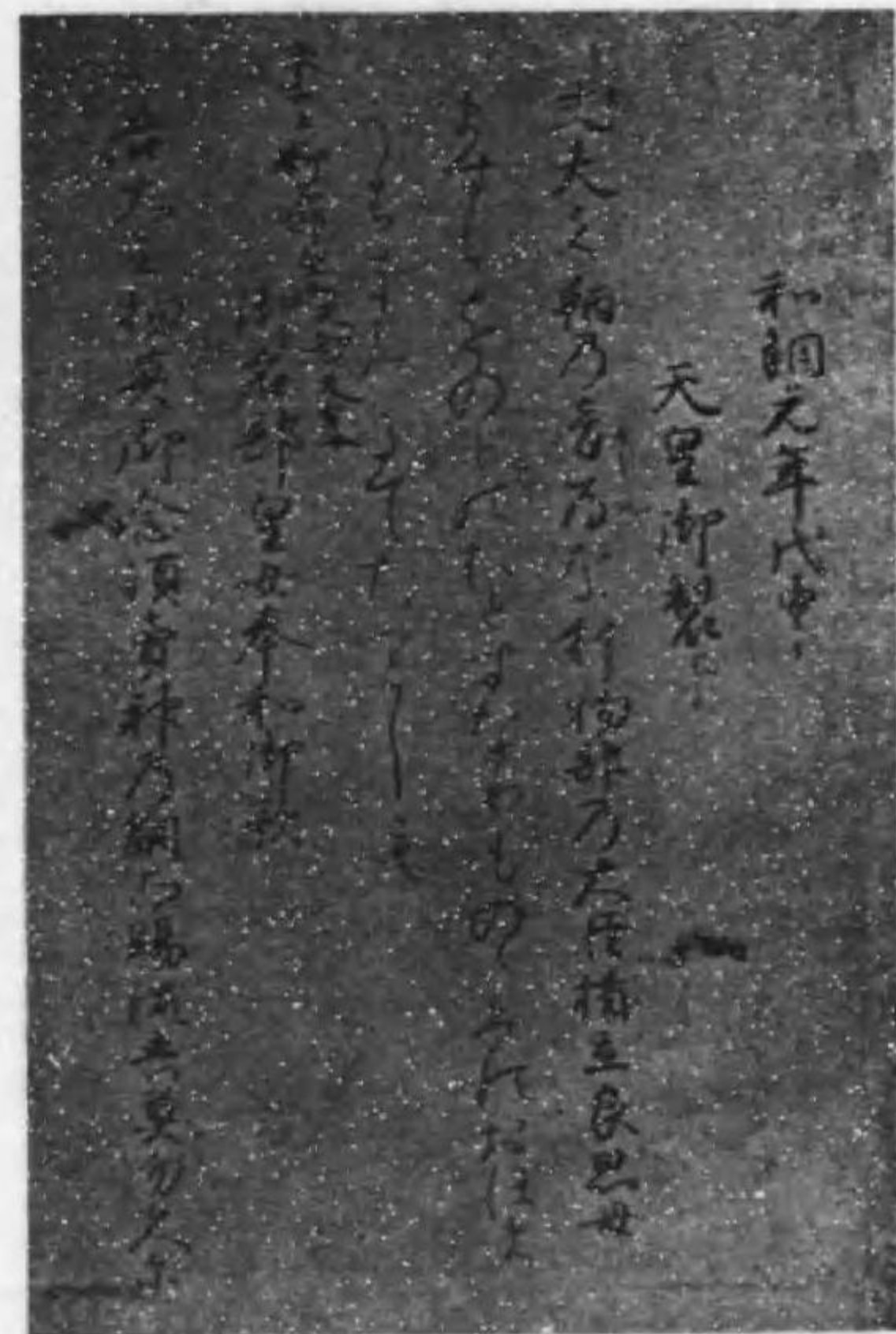
赤人 像 (藤原原實筆)

四千五百首ほどでありまして、作者は、天皇・皇后から農夫・漁人・大臣も將軍もあれば、防人も資人もあり、下つては遊行婦女もあり、乞食もあるといふやうに、凡ての階級を通じての人が、必然の衝迫から、赤裸々の人間となつて歌ひあげてゐるのであります。この點からは、各作者の絶対個人的要求に徹して生まれた歌集であると言ひ得ると共に、一面からは、それがさながらに當時の民族的性情を代表して居るといふ觀があります。

筆蹟

和銅元年戊申  
 天皇御製  
 丈夫之躬乃普爲  
 奈利物部乃大臣  
 橋立良思母  
 ますらをのとも  
 のおとすなりも  
 のふのおほま  
 へつきみたてた  
 つらしも  
 御名部皇女奉  
 和御歌  
 吾大王物莫御念  
 須賣神乃嗣而賜  
 流吾英勿久爾  
 (御名部皇女の  
 和へ奉れる御歌  
 わが大君ものな  
 思ほし皇神の嗣  
 ぎて賜へる君無  
 けなくに)

近頃は、歌が民衆的でなければならぬ、普遍的でなければならぬ、言ひ換へれば、一般の人に分るやうに歌はれねばならぬといふ議論が、歌人の一部に行はれて居るやうであります。それは議論として差



集葉萬曆元

支ありませんが、歌を作るものが、さやうな条件を目安に置いて、歌はうとすることの愚かなことは、萬葉集作者の態度とその作品の持つ意義とを考へて見れば分ります。ここには横道であります。序を以て言及するのであります。つまり萬葉集は、何處までも個人的要求から生まれた歌集であると共に、それが直ちに民族を代表する歌集になつて居るのであります。これは萬葉集の大きな特質で

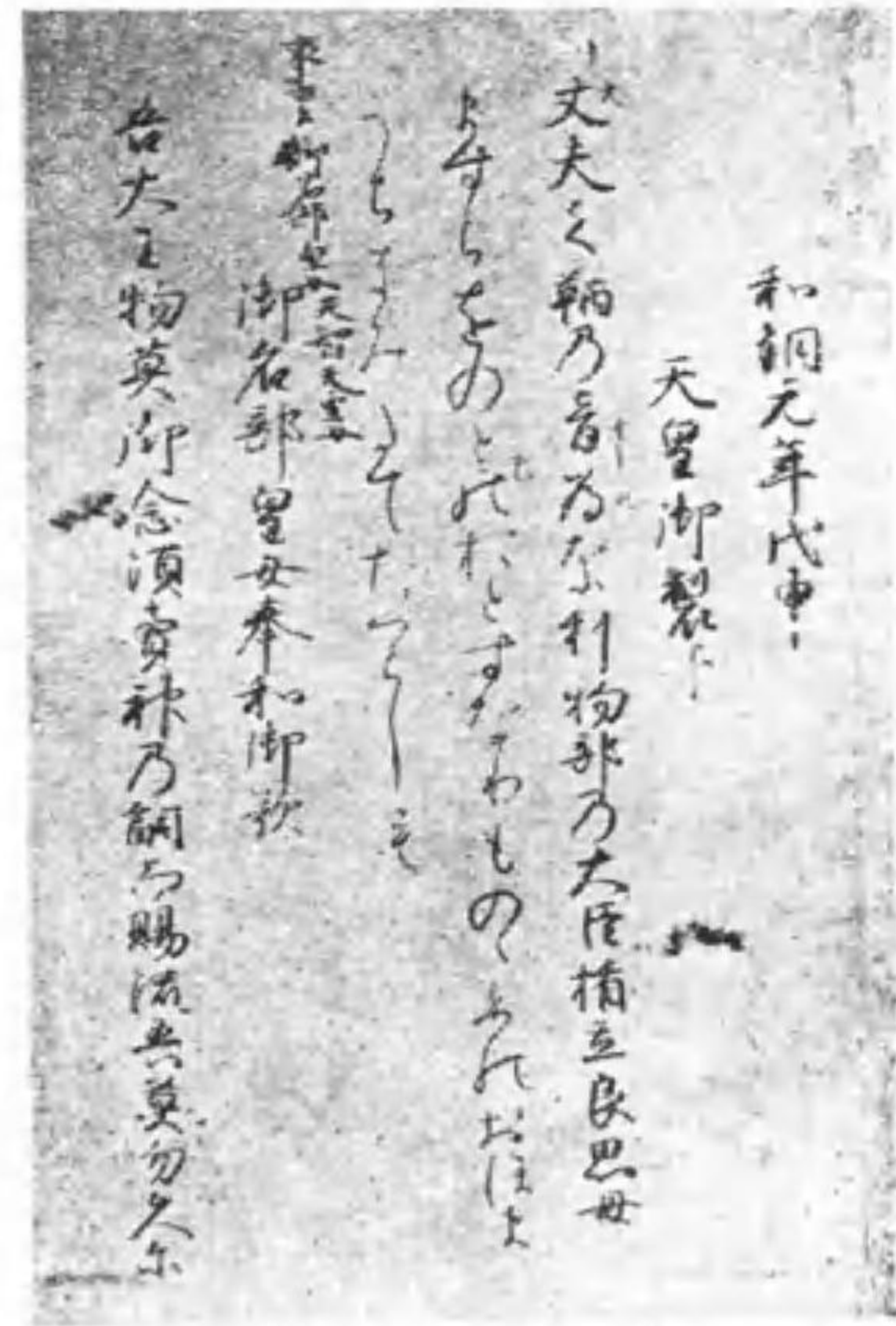
ありまして、單に歌の上のみならず、その他の點から、日本民族の血液の源泉を知らうとする人々の爲にも、たぐひ稀な寶典であり得ると思ひます。

萬葉集時代の人は、心が單純で、一途で、調子が大まかで、太くて、強い所があつたやうであります。それがさながらに歌に現れて居ります。單純一途であるから、原始的な強さと太さを持つて居り、子供の如き純粹さと自由さを持つて居ります。それが様々の相となつて生長して、或者は藝術の至上所と思はれる所にまで到達して居るのであります。そしてさやうな所に到達することが、原始的の素朴さや、純粹さから離れることを意味してゐないのであります。ところが萬葉集の眞の力の生まれる所であり、どの歌を見ても、如何にも生き／＼として居る所であらうと思ひます。今の世の藝術——歌に限りません。なほ言へば、藝術に限りません——の力の弱さ、軽さ、

筆蹟

和銅元年戊申  
天皇御製  
丈夫之稱乃香爲  
奈利物部乃大臣  
相立良思母  
ますらをのとも  
のふとすなりも  
のふのおほま  
へつきみたてた  
つらしも  
御名部皇女奉  
和歌  
吾大王物莫御念  
須賣神乃嗣而賜  
流吾莫勿久爾  
御名部皇女の  
和へ奉れる御歌  
わが大君ものな  
思はし皇神の嗣  
ぎて賜へる君無  
けなくに

近頃は、歌が民衆的でなければならぬ、普遍的でなければならぬ、言ひ換へれば、一般の人に分るやうに歌はれねばならぬといふ議論が、歌人の一部に行はれて居るやうであります。それは議論として差



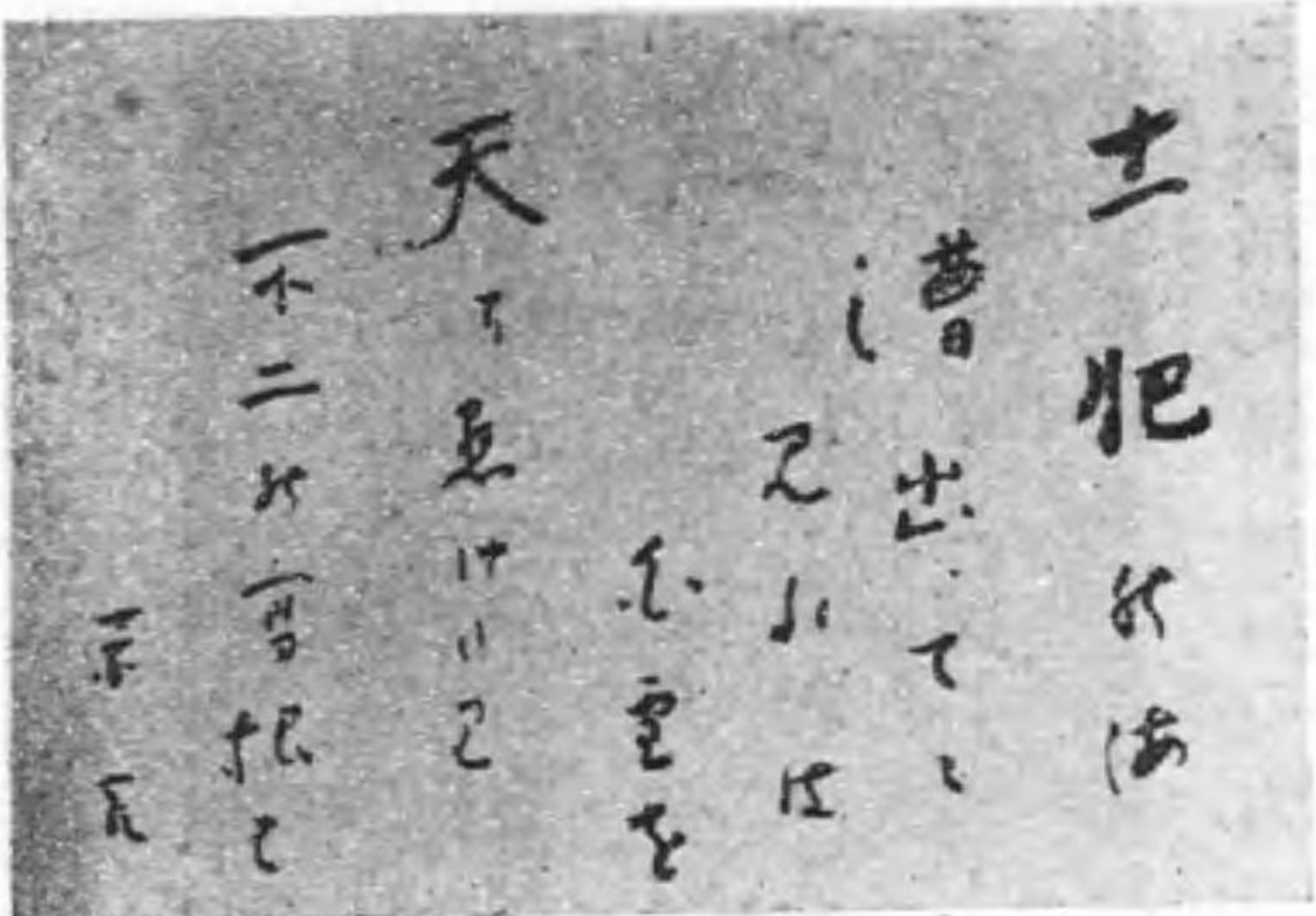
元 曆 萬 葉 集

支ありませんが、歌を作るものが、さやうな條件を日安に置いて、歌はうとすることの愚かなことは、萬葉集作者の態度とその作品の持つ意義とを考へて見れば分ります。ここには横道であります。序を以て言及するのであります。つまり萬葉集は、何處までも個人的要求から生まれた歌集であると共に、それが直ちに民族を代表する歌集になつて居るのであります。これは萬葉集の大きな特質で

ありまして、單に歌の上のみならず、その他の點から、日本民族の血液の源泉を知らうとする人々の爲にも、たぐひ稀な寶典であり得ると思ひます。

萬葉集時代の人は、心が單純で、一途で、調子が大まかで、太くて、強い所があつたやうであります。それがさながらに歌に現れて居ります。單純一途であるから、原始的な強さと太さを持つて居り、子供の如き純粹さと自由さを持つて居ります。それが様々の相となつて生長して、或者は藝術の至上所と思はれる所にまで到達して居るのであります。そしてさやうな所に到達することが、原始的の素朴さや、純粹さから離れることを意味してゐないのであります。ところが萬葉集の眞の力の生まれる所であり、どの歌を見ても、如何にも生き／＼として居る所であらうと思ひます。今の世の藝術——歌に限りません。なほ言へば、藝術に限りません——の力の弱さ、輕さ、

甘さが如何なる所に胚胎して居るかを考へるものの、参考にならうと思ひます。



赤彦筆蹟

ありますから、打てば鳴り、斬れば血が出るのでありまして、さやうな緊張した表現が、上代の簡古な姿と相俟つて、藝術としての氣品を持

萬葉集の作者は、平安朝以後の歌人の如く、歌を上品な遊戯品として取り扱つて居りません。歌ふ所は、皆必至已むを得ない自己衝迫に根ざして居ります。これは萬葉人として當然の行き方でありまして、萬葉集の凡ての歌の命は一括してこゝに在ると言ひ得ると思ひます。これを内面から言へば、全心の集中であり、外面から言へば、直接的表現であります。直接的表現で

つて居るのであります。全心の集中から生まれない歌は、生まれな  
い先から歌ではありません。さういふ歌に限つて、表現が生ぬるく  
なり、間接なものになり、安易輕薄なものになり、しまひには詞の上の  
遊戯に陥つて、しやれや、こけおどしの並列に終ります。今の世の人  
は生活精神が幾つにも分岐してゐますから、歌を詠む時になつても、  
素直に心の集中が出来ず、その割合に世間氣の方が多く發達して居  
りまして、歌の氣品を餘計に低下させるやうであります。つまり純  
粋な歌の心に恵まれない時代に、我々は生活して居るやうであります。  
す。それゆゑ、我々は自分では全心を集中させたつもりでも、案外力  
のない一人ずましのものであるのが實際のやうであります。さう  
いふ我々でありますから、歌に入る時から歌に果てる時まで、萬葉集  
に親しむことが結構でありまして、それは丁度歌のお血脈けつみやくを身につ  
けてゐるやうなものであらうと思ひます。(歌道小見)



後徳大寺實定

歌人

建久二年歿

年五十三

舊都

京都のこと

當時都は遷され

て攝津(兵庫縣)

の福原に在つた

入道

平清盛

雀の松原

攝津に在つた名

所

武庫郡魚崎から

深江邊の濱をい

つたらしい

みかげの松

今の御影附近の

松をいふ

布引

武庫郡布引山に

在る

業平

在原業平

七 舊都の月

後徳大寺の左大將實定は舊都の月をこひわびて、入道に暇を乞ひ、都へ上り給ひけり。元より心すき給へる人にて浮世の旅の思ひ出に、名所々々を訪ひ見てぞ上られける。千代に變らぬ翠は雀の松原、みかげの松、雲居に曝す布引は、我が朝第二の瀧とかや、業平の中將の、かの瀧に、星か河邊の螢かと、浦路遙に眺めけん、いづくなるらんおぼつかた。ゐなの湊の曙に、霧たちこむる昆陽の松。かならず春にはあらねども、山本霞む水無瀬川、男山に澄む月は、石清水にや宿るらん。秋の山の紅葉の色、稻葉をわたる風の音、御身に浸みてぞ思しける。

さても都に入り給ひ、彼方此方を見給へば、空しき跡のみ多くして、たま／＼残る門の内、行き交ふ人もなければ、淺茅が原、蓬が柚と荒れ

右近衛中將  
元慶四年歿  
年五十四

星か河邊の

はる、夜の星か

河邊の螢かも我

が住む方のあま

のたく火か(新

古今集)

ゐな

兵庫縣川邊郡猪

名川の河口

昆陽

同郡稻野の舊名

今大字に昆陽と

いふがある

山本霞む

見わたせば山も

と霞む水無瀬川

ゆふべは秋とな

に思ひけん(後

鳥羽上皇、増鏡)

水無瀬川

大阪府三島郡島

本村山崎驛の南

を流れる川

宮

近衛天皇の皇后

果てて、鳥の臥所となりけり。八月半ばのことなれば、まだ宵ながら出づる月、主なき宿に獨り住み、をり知り顔に鳴く雁の、聲さへつらくぞ聞し召す。大將はいとゞ哀に堪へずして、大宮の御所に参り、かねて心知れる某の侍従して、かくと申させ給ひければ、宮斜ならず御悦びありて、此方へど仰せけり。大將南庭を廻りて、彼方此方を見給ふにつけても、昔は百敷の大宮人にかしづかれて、明かし暮し給ひしに、今は幽かなる御所の御有様、軒に葛茂り、庭に千草生ひかはす。こゝと問ふ人もなき宿に、萩吹く風も騒がしく、昔をこふる涙とや、露ぞ袂を濡しける。時しあればと思しくて、蟲の怨もたえ／＼に、草のとざしも枯れにけり。大將哀に心の澄みければ、庭上に立ちながら古き詩を詠じ給ふ。「霜草欲枯蟲思苦。風枝未定鳥栖難。」と宣ひて、それより御前に参り給ひけり。八月十八日のことなり。宮は居待の月を待ちわびて、御簾半ば巻き上げて、御琵琶をあそばしてわたらせ給ひ

けるが、山立出づる月影を、なほや遅しと思しけん、御琵琶をさしおかせ給ひつゝ、御心を澄させ給ひけり。大將参り給ひければ、大宮は撥にて、「それへ」と仰せけり。その御有様あたりを拂つて見え給ふ。互に昔今の御物語あり。大將は福原の都の住み憂きこと語り申して泣かれければ、宮は平の京の荒れ行くことを仰せ出して、共に御涙に咽ばせ給ひけり。かくて夜もいたく更けければ、后宮は御琵琶をかき寄せさせ給ひて、秋風樂を弾かせ給ふ。侍従は琴を弾きけり。大將は腰より笛を取出し、遙にこれを吹き給ふ。その後故郷の荒れ行く悲しさを、今様に作りて歌ひ給ふ。

古きみやこを來て見れば、

淺茅が原とぞ成りにける。

月のひかりはくまなくて、

あき風のみぞ身にはしむ。

と三遍歌ひ給ひければ、宮を初めまゐらせて、御所中に候ひ給ひける女房たちをりから哀に覺えて、皆袂をぞ絞りける。(源平盛衰記)

### 八 郷土の魅力

相馬 御風

甚だ陳腐な事のやうであるが、郷土といふものの、人間の心を惹きつける作用は不思議なものである。一方に、

「月日は百代の過客にして、行きかふ年もまた旅人なり。船のうへに生涯をうかべ、馬の口とらへて老を迎ふるものは、日々旅にして旅をすみかとする。古人もおほく旅に死せるあり。予もいづれのとしよりか、片雲の風にさそはれて、漂泊のおもひやまず。」

といひ或は、

「羈旅邊土の行脚、捨身無常の觀念、道路に死なん。是天の命なり。」などといつてゐたかの芭蕉翁でさへ、他方においては、

月日は  
芭蕉「奥の細道」  
の一節

羈旅邊土  
同前

代々の  
「芭蕉翁文集」に  
ある

伊陽  
伊賀の國  
芭蕉の郷里

「代々の賢き人々も、古郷は忘れ難きものにおもほえ侍るよし。我今は初の老も四とせ過ぎて、何事につけても昔のなつかしきまゝに、はらからのあまた齡傾きて侍るも見捨てがたくて、初冬の空のうちしぐるゝ頃より、雪を重ね、霜を経て、師走の末伊陽の山中に至る。なほ父母のいまそかりせばと、慈愛のむかしも悲しくおぼゆる事のみあまたありて、

舊里や臍の緒に泣くとしの暮

などといつてゐる。

故里や蠅まで人をさしにけり

ふるさとは西も東も茨のはな

といつた風に、永い間自分の故郷を呪つて、旅から旅へと漂泊してゐた、あのすね者の俳諧寺の一茶ですら、晩年には、これがまあつひのみみかか雪五尺などと驚きながらも、その雪の深い信濃柏原の郷里に

歸り住んで、そこで一生を終へた。

更に、かの近世稀有の聖僧と云はれる越後の良寛和尚の如きも、二十二歳から四十三歳までの二十餘年間の雲水行脚の旅にあきたらないで、それ以來ずっと越後の郷里に、孤獨な庵住生活をつづけて、靜かな往生を遂げてゐる。

ふるさとへ行く人あらばことづてん

けふ近江路をわれ越えにきと

草まくら夜ごとにむすぶやどりにも

結ぶはおなじふるさとのゆめ

などいふ、彼の旅中の歌を讀んでも、いかに彼が故郷を慕ふおもひの切なるものであつたかを、察することが出来る。

二十三歳で妻子を振り棄てて佛門に歸し、諸國修業の旅に出た西行も、

柴の庵のしばし都へかへらじと

思はんだにもあはれなるべし

世の中を捨てて捨てえぬ心地して

みやこ離れぬ我が身なりけり

など歌つて居り、且、晩年には都に歸つて死んだ。

かういつた風に、むかしから代表的な漂泊の人々として知られたこれ等脱俗の人々さへも、不思議に彼等の生まれ、且、育てられた郷土に對しては、しかく切なる愛慕の情を持つてゐた。そもく、この郷土の人間に對して持つてゐる魅力は、どこから來るのであらうか。

それは全く、何とはなしに、である。 理知的判断によるのではなく、功利的見地からでもなく、或は特に美的判断の然らしむるといふてもなく、それはただ、何とはなしに、である。 郷土の人心を惹きつける魅力は、實にこの何ともいひあらはされないと、ころから發する。そ

れは自然と人間と、過去と現在とを一つに融した、一種不思議な音楽的な魅力である。 また私達が郷土を慕ふ心は、全く自分にもよくわからない、内心自發の情緒である。 いかなる力を以てしても、否定しがたい本然の情緒である。 この不可思議なる情緒の存在してゐる事實は、おそらく如何なる理知の人と雖も、否定することは出來ないであらう。

けれども、今の時代には、追々この自分の郷土といふものを失ひかけてゐる人が多くなつてゐることも亦明かな事實である。

私は常に、漁夫に取つては海は、單に彼等の生計の資を與へる爲のみの場所ではなくして、又實に彼等に取つての貴い心の糧を與ふる領土であると思つてゐる。 まつたく、漁夫ほど海を愛することの切なる者はない。 海は、彼等に取つては離れがたい心の世界である。 農夫に取つて、山野、田畑が單に彼等の生計の資を得る場所でない

同じである。

愛慕すべき郷土を失ふことは、同時に心靈の故郷を失ふことである。漁夫にとつて、海は單に生計の資を得るのみの場所と考へられる時、漁夫は即ち心の故郷を失ふのである。農夫が山野・田畑を生活の爲の資を得る場所とのみ考へる時、彼等は心靈の郷土を失ふのである。



エマーソン

幾度も引合に出す言葉であるが、私にはどうもエマーソンの自然論の中の左の一節は忘れがたい。

「樵夫の伐る一箇の材木と、詩人の見る樹木との間に區別を生ずる。私が今朝見た愛すべき風景は、疑もなく二十、三十ほどの農圃から成り立つてゐる。誰はこの畑を所有し、彼はかの畑を所有し、また某は向うの森林地を所有してゐる。然し、彼等の中誰一人も、この

エマーソン  
アメリカの哲學者  
詩人  
(一八〇二—一八八二)

風景を所有するものはないのである。蓋し地平線の中には、あらゆる部分を全きものに統べて観ることの出来る眼を持つた者ばかりが所有し得られる一つの財産がある。即ちかくの如き人は

農夫

詩人である。この財産こそ、これ等三人の農圃において最も優れた物であるが、彼等の所有證明書は、この財産に對しては、何等の權利を與へぬのである。」



(レミール)

このエマーソンの所謂二つの心をあはせ持つた人々が、最も幸福な農夫であり、樵夫であり、漁夫であり得ると私は思ふ。樹を材木として伐る樵夫は、同時に樹木を全き一つの物として眺め得る詩人であるのに、何の差問があらう。海をすなどの場所とすると同時に、そこを心の郷土として愛することの出来る

る漁夫が最も幸福な漁夫であるべきである。

郷土に定住して、さういつた幸福を見出し得る人は、眞に郷土を有する人だとも言へる。私達はさういつた人々の生活が最も懐しく思はれる。

自然は何といつても私達の心の故郷である。脚氣患者が郷里に歸ることによつて、何時となしに健康を恢復することが出来るやうに、私達の傷ついた心は、魂は、心の底から自然を愛し、自然に懐しむことによつて、その健康を取りもどす事が出来る。

自然を魂の郷土として懐しむことの出来る幸福を、私達は永遠に失ひたくない。私達は、自分にも、また自分の子ども達にも、永遠に「郷土」の有する魅力を失はせたくはない。それは私達のために搖籃であつて、また墳墓であるべきである。（對山雜記）

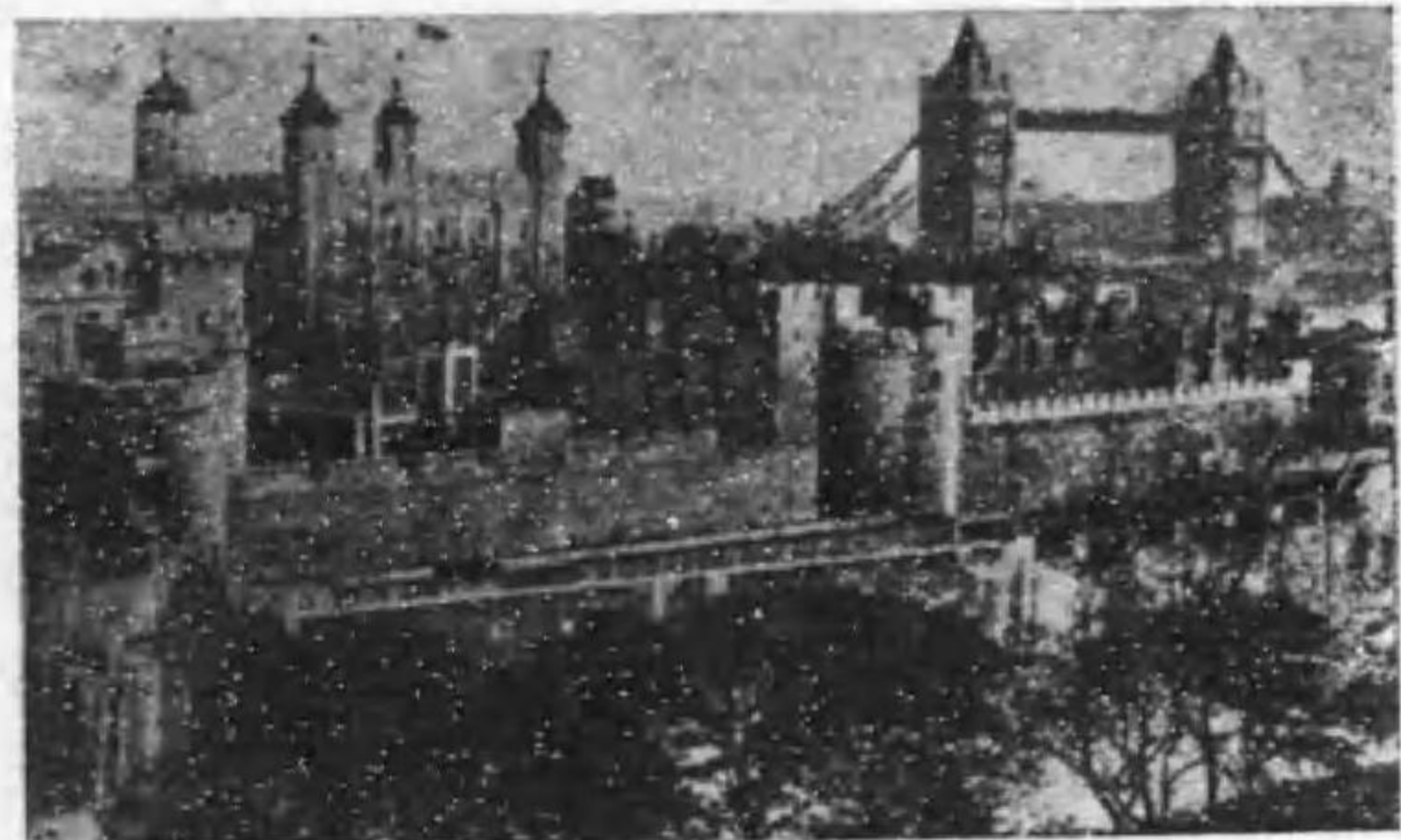
倫敦塔

テムズ河の北岸にある城郭一〇七五年頃ウイリアム王に白塔を建て其後次第に増築され周圍濠を廻らす國王の住居となつたこともありエリザベス女王の頃から國事犯の牢獄に用ひられた今は古武器の陳列場となつてゐる

自修文 倫敦塔

夏目漱石

「來るに來所なく、去るに去所を知らず」といふと禪語めくが、余はどの路を通つて塔に着したか、又如何なる町を横ぎつて吾が家に歸つたか、いまだに判然しない、どう考へても思出せぬ。唯塔を見物しただけは慥かである。塔その物の光景は、今でもありくくと眼にうかべる事が出来る。前はと問はれると困る、後はと尋ねられても返答し得ぬ。唯前を失し後を失したる中間が、會釋もなく明るい。恰も闇を劈く稻妻の、眉に落つると見えて消えたる心地がする。ロンドン塔は宿世の夢の焦點の様だ。ロンドン塔の歴史は、英國の歴史を煎じ詰めたものである。過去といふ怪しき物を蔽へる戸帳がおのづと裂けて、龕中の幽光を二十世紀の上に反射するのはロンドン塔である。凡てを葬る時の流が逆しまに戻つて、古代の一片が現代に



塔 ン ド ン ロ と 橋 塔

漂ひきたれりとも見るべきはロンドン塔である。人の血、人の肉、人の罪が結晶して、馬車、汽車の中に取残されたるはロンドン塔である。このロンドン塔を、塔橋からティムス河を隔てて眼の前に望んだ時、余は今の人か、はた古の人かと思ふまで、我を忘れて餘念もなく眺め入った。

冬の初とはいひながら、物静かな日である。空は、灰汁桶を掻交ぜたやうな色をして、低く塔の上に垂懸かつて居る。壁土を溶かし込んだ様に見えるティムスの流は、波も立てず、音もせず、無理やりに動いて居るかと思はれる。帆掛舟が一隻塔の下を行く。風なき河に帆を操るのだから、不規則な三角形の白い翼が、何時までも同じ所に停つて居る様である。

傳馬の大きいのが二艘上つて来る。唯一人の船頭が艫に立つて艫を漕ぐ。これも殆ど動かない。塔橋の欄干のあたりには白い影がちらちらする。大方鷗であらう。見渡した處すべての物が静かである。物憂げに見える、眠つて居る、皆過去の感じてである。さうして、その中に、冷然と二十世紀を輕蔑する様に立つて居るのがロンドン塔である。汽車も走れ、電車も走れ、苟も歴史のあらんかぎりには、我のみはかくあるべしといはぬばかりに立つて居る。その偉大なるには、今更のやうに驚かれた。

この建築を俗に塔と稱へて居るが、塔といふは單に名前のみで、實は幾多の櫓から成立つ大きな地域である。ならば聳ゆる櫓には、丸きもの角張りたるもの色々の形状はあるが、何れも陰氣な灰色をして、前世紀の記念を永劫に傳へんと誓へるが如くに見える。余はまだ眺めて居る。セピア色の水分を以て飽和したる空氣の中に、ぼん

やり立つて眺めて居る。二十世紀のロンドンが、吾が心の裏から次第に消え去ると同時に、眼前の塔影が、幻の如き過去の歴史を吾が腦裏に描き出して来る。朝起きて啜る溢茶に立つ湯氣の、寝足らぬ夢の尾を曳く様に感ぜられる。暫くすると、向岸から長い手を出して余を引張るかと思はれて来た。今まで佇立して身動きもしなかつた余は、急に川を渡つて塔に行きたくなつた。長い手は尙々強く余を引く。余は忽ち歩を移して塔橋を渡りかけた。長い手はぐいぐい引く。塔橋を渡つてからは、一目散に塔門まで馳せつけた。見る間に三萬坪に餘る過去の一大磁石は、現世に浮遊する此の小鐵屑を吸収してしまつた。(漱石全集)

## 九 知と愛

西田 幾多郎

知と愛とは、普通には全然相異なつた精神作用であると考へられ

て居る。併し、余は此の二つの精神作用は決して別種のものではなく、本來同一の精神作用であると考へる。然らば如何なる精神作用であるか。一言にていへば、主客合一の作用である。我が物に一致する作用である。何故に知は主客合一であるか。我々が物の真相を知るといふのは、自己の妄想、臆断、即ち所謂主觀的のものを消磨しつくして、物の真相に一致した時、始めて之を能くするのである。例へば、明月の薄黒い處のあるのは、兎が餅を搗いて居るのであるとか、地震は地下の大鯨が動くのであるといふのは、主觀的妄想である。然るに、我々は天文、地質の學において全然かゝる主觀的妄想を捨て、純客觀的なる自然法則に従うて考究し、爰に始めて此等の現象の真相に到達することが出来るのである。我々は、客觀的になればなるだけ、益々能く物の真相を知ることが出来る。數千年來の學問進歩の歴史は、我々人間が、主觀を棄てて客觀に従ひ來つた道筋を示したも



のである。次に、何故に愛は合一であるか。我々が物を愛するといふのは、自己を捨てて他に一致するの謂である。自他合一、其の間一點の間隙なくして、始めて眞の愛情が起るのである。我々が花を愛するのは、自分が花と一致するのである。月を愛するのは、月と一致するのである。親が子となり、子が親となり、此處に始めて親子の愛情が起るのである。親が子となるがゆゑに、子の一利一害は己の利害のやうに感ぜられ、子が親となるが故に、親の一喜一憂は己の一喜一憂の如くに感ぜられるのである。我々が自己の私を棄てて、純客觀的即ち無私となればなる程、愛は大きくなり深くなる。親子夫妻の愛より朋友の愛に進み、朋友の愛より人類の愛に進む。佛陀の愛は、禽獸草木にまでも及んだのである。

此の如く、知と愛とは同一の精神作用である。物を知るには之を愛せねばならず、物を愛するには之を知らねばならぬ。數學者は、自

己を棄てて數理を愛し、數理その者と一致するが故に、能く數理をあきらかにする事が出来るのである。美術家は、能く自然を愛し、自然に一致し、自己を自然の中に没することによつて、始めて自然の眞を看破し得るのである。又、我は我が友を知るが故に、之を愛するのである。境遇を同じうし相理解する事が愈、深ければ深い程、同情は益濃かになる譯である。併し、愛は知の結果、知は愛の結果、といふやうに、此の兩作用を分けて考へては、未だ知と愛との眞相を得たものではない。知は愛、愛は知である。例へば、我々が自己の好む所に熱中する時は、殆ど無意識である。自己を忘れて、唯自己以上の不可思議力が、ひとり堂々として働いて居る。此の時が主もなく客もなく、眞の主客合一である。此の時が知即愛、愛即知である。數理の妙に心を奪はれ、寢食を忘れて之に耽る時、我は數理を知ると共に、之を愛しつゝあるのである。又我々が他人の喜憂に對して、全く自他の區別

がなく、他人の感ずる所を直ちに自己に感じ、共に笑ひ共に泣く、此の時我は他人を愛し、又之を知りつゝあるのである。愛は、他人の感情を直覺するのである。池に陥らんとする幼児を救ふにあつては、可愛いといふ考すら起る餘裕もない。

普通には、愛は感情であつて、純粹なる知識と區別されねばならぬといふ。併し、事實上の精神現象には、純知識といふものもなければ、純感情といふものもない。此の如き區別は、心理學者が學問上の便宜のために作つた、抽象的概念に過ぎない。學理の研究が一種の感情によつて維持されねばならぬやうに、他を愛するには一種の直覺が基とならねばならぬ。余の考を以て見ると、普通の知とは非人格的對象の知識である。之に反して、愛とは人格的對象の知識である。たとひ對象が非人格的であつても、之を人格的として見た時の知識である。兩者の差は精神作用その者にあるのではなく、寧ろ對象の

種類によるといつてよろしい。而して、古來幾多の學者哲人の云つたやうに、宇宙實在の本體は人格的のものであるとすると、愛は實在の本體を捕捉する力である。物に對する最も深き知識である。分析推論の知識は物に對する表面知識であつて、實在その者を捕捉することは出來ぬ。我々は、唯愛によつてのみ之に達することが出来る。愛は知の極點である。

以上、少しく知と愛との關係を述べた。今之を宗教上の事に當てはめて考へて見よう。主觀は自力である。客觀は他力である。我が物を知り、物を愛するといふのは、自力を棄てて他力の信心に入る謂である。人間一生の仕事が、知と愛との外に無いものとすれば、我々は日々、他力信心の上に働いて居るのである。學問も道德も皆佛陀の光明であり、宗教といふものは此の作用の極致である。學問や道德は、個々の差別的現象の上に、此の他力の光明に浴するので

父よ云々  
新約聖書馬太傳  
の語

念佛は云々  
歎異鈔の語

あるが、宗教は宇宙全體の上に於て、絶對無限の佛陀その者に接するのである。「父よ、若し聖旨にかなはば、この杯を我より離し給へ。されど我が意のまゝをなすにあらざ、唯聖旨のまゝになし給へ」とか、念佛はまことに淨土に生まるゝ種にてやはべるらん。また地獄におつべき業にてやはべるらん。總じてもて存知せざるなり」とかいふ語が、宗教の極意である。而して、この絶對無限の佛若しくは神を知るのには、唯これを愛するによりて能くするのである。之を愛するは即ち之を知るのである。印度のウエダ教や佛教の聖道門は、之を知る」といひ、キリスト教や淨土宗は、之を愛す」といひ、之に依る」といふ。各自其の特色はないではないが、其の本質においては同一である。神は、分析や推論によつて知り得べき者ではない。實在の本質が人格的のものであるとすれば、神は最大人格のものである。我々が神を知るのには、唯愛又は信の直覺によつて知り得るのである。故に「我

は神を知らず、我唯神を愛す、又は信す」といふ者は、最も能く神を知つて居る者である。(善の研究)

一〇 武士のつきあひ

井原西鶴

井原西鶴  
徳川時代の文豪  
元禄六年歿  
年五十二

餅搗宿の隣に煤をも拂はず、二十八日まで髭も剃らず、朱鞘の反をかへして、春まで待てといふに、是非に待たぬか」と、米屋の若い者を睨みつけて、直なる今の世を横にする男あり。名は原田内助と申して、品川の邊に店借りて、朝の薪に事を缺き、夕の油火をも見ず。これは悲しき年の暮に、女房の兄、半井清庵と申して、神田の明神の横町の醫師あり。この許へ無心の状を遣はしけるに、度々迷惑ながら見捨て難く、金子十兩包みて上書に、「貧病の妙薬金用丸、萬に吉」と記して、内儀の方へ送られける。内助喜び、日頃別して語る浪人仲間へ、酒一つ盛りんと呼びに遣はし、幸ひ雪の夜の面白さ、いままでは崩れ次第の柴

の戸を開けて、「さあこれへ」といふ。

七人の客、いづれも紙子の袖をつらね、時ならぬ一重羽織、どこやら昔を忘れず、常の禮儀過ぎてから、亭主罷出でて、「私仕合せの合力を請けて、思のまゝの正月を仕る」と申せば、各、「それはあやかりもの」といふ。「それにつき上書に一作あり」と、作の小判を出せば、「さても輕口なる御事」と見てまはせば、盃も數重なりて、「よい年忘れ、殊に長座」と、千秋樂を謳ひ出し、「小判も先づ御仕舞ひ候へ」と集むるに、十兩ありしうち一兩足らず。座中居直り、袖などふるひ前後を見れども、いよく無いに極まりけり。主人の申すは、「その内一兩はさる方へ拂ひしに、拙者の覚え違ひ」といふ。「只今までたしか十兩見えしに、めいようの事ぞかし。兎角は銘々の身晴」と、上座から帶を解けば、その次も檢めける。三人めにありし男、澁面つくりて物をも言はざりしが、膝立て直し、「浮世にはかゝる難儀もあるものかな。某は身ふるふまでもなし。

金子一兩持ちあはすこそ因果なれ。思ひも寄らぬ事に一命を棄つる」と、思ひきつて申せば、一座口を揃へて、「こなたに限らず、あさましき



井原西鶴

身なればとて、小判一兩持つまじきものにもあらず」と申す。「如何にも此の金子の出所は、私持來りたる徳乗の小柄、唐物屋十左衛門方へ一兩二歩に昨日賣る事紛れはなけれども、折節悪し、常々談り合はせたる好誼には、生害に及びし後にて御尋ね遊ばし、屍の恥をせめては頼む」と申しもあへず、革柄に手を懸くる時、「小判は是にあり」と、丸行

燈の蔭より投げ出せば、扱はと事を鎮め、ものには念を入れたるが良

に着けて座敷へ出されける。これは宵に、山の芋の煮染物を入れて出されしが、その湯氣にて取着きけるか、さもあるべし。これでは小判十一兩になりける。何れも申されしは、この金子、ひたもの數多くなること目出度しといふ。

亭主申すは、九兩の小判、十兩の詮議するに、十一兩になる事、座中金子を持ちあはせられ、最前の難儀を救はんために、御出しありしはうたがひ無し。この一兩、我が方に納むべきやうなし、御主へ返したし。と聞くに、たれ返事の上は、亭主が所存のとほり鳴く時なれども各、立ちかねられしに、この上は、亭主が所存のとほりに遊ばされて給はれ、と願ひしに、兎角主人の心任せに、と申されければ、彼の小判を一升櫛に入れて、庭の手水鉢の上に置き、どなたにても、この金子の主取らせられて、御歸りたまはれ、と、御客一人宛立たしまして、一度々々に戸をさしこめて、七人を七度に出して、その後、内助は

手燭ともして見るに、誰とも知れず取つて歸りぬ。あるじ即座の分別、座馴れたる客のしこなし、かれこれ武士のつきあひ格別ぞかし。

(諸國咄)

一一 羽衣

一ワキ「風早の、三保のうらわを漕ぐふねの、浦人さわぐ波路かな。」

ワキ「これは、三保の松原に、白龍と申す漁夫にて候。ツレキ「萬里の好山に雲忽におこり、一樓の明月に雨はじめてはれたり。げにのどかなる時しもや、春のけしき松原の、波立ちつゞく朝霞、月ものこりの天の原、及びなき身の眺にも心そらなるけしきかな。」忘れめや、山路を分けてきよみ瀉、遙に三保の松原に、立ちつれいざや通はん。風むかふ、雲のうき波立つと見て、釣せて人や歸らん。待てしばし、春ならば、吹くものどけき朝風の、松は常磐の聲ぞかし。波は音なき朝なぎに、

羽衣  
シテ(主人役)天  
女  
ワキ(相手役)白  
龍  
ワキツレ(ワキ  
を助ける役)漁  
夫  
風早の  
風早の三保の浦  
わをこぐ舟の浦  
人騒ぐ波立つら  
しも(萬葉集)  
サシ  
朗讀的に言ふ所  
忘れめや  
忘れずよ清見が  
關の波間よりか  
すみで見えし三  
保の松原(續古  
今集)  
風むかふ

風むかふ雲の浮  
波立つと見て釣  
せぬ先にかへる  
舟人(藤原爲相)

釣人おほき小船かな。

詞「われ三保の松原にさがり、浦の景色をながむる處に、虚空に花  
降り音楽きこえ、靈香四方に薰ず。これ唯事と思はぬ處に、これなる



(筆觀等谷筆)

人天

松に美しき衣懸れ  
り。寄りて見れば  
色香妙にして、常の  
衣にあらず。いか  
さま取りて歸り、古  
き人にも見せ、家の

寶となさばやと存じ候。

シテ「なう、其の衣は此方にて候。何しに召され候ふぞ。ワキ、こ  
れは拾ひたる衣にて候程に、取りて歸り候ふよ。シテ「それは天人の  
羽衣とて、たやすく人間に與ふべきものにあらず。もとの如くに置

論  
講ぶ部分の文句



(筆遷米田保久)

原松の保三

き給へ。ワキ「そも此の衣の御主とは、さては天人にてましますかや。  
さもあらば、末世の奇特に留めおき、國の寶となすべきなり。衣を返  
すことあるまじ。シテ「悲しやな、羽衣なくては、飛行の道も絶え、天上  
に歸らんことも叶ふま  
じ。さりとは返した  
び給へ。

ワキ「此の御詞を聞く  
よりも、いよく、白龍力  
を得。詞「もとより此の  
身はこゝろなき、あまの

羽衣取隠し、叶ふまじとて立ちのけば、  
シテ「今はさながら天人も、羽  
なき鳥の如くにて、あがらんとすれば衣なし。  
ワキ「地にまた住めば  
下界なり。  
シテ「とやあらん、かくやあらんと悲しめど、  
ワキ「白龍衣

地  
舞臺に出て居る  
者の外に地謡の  
諸ふ文句

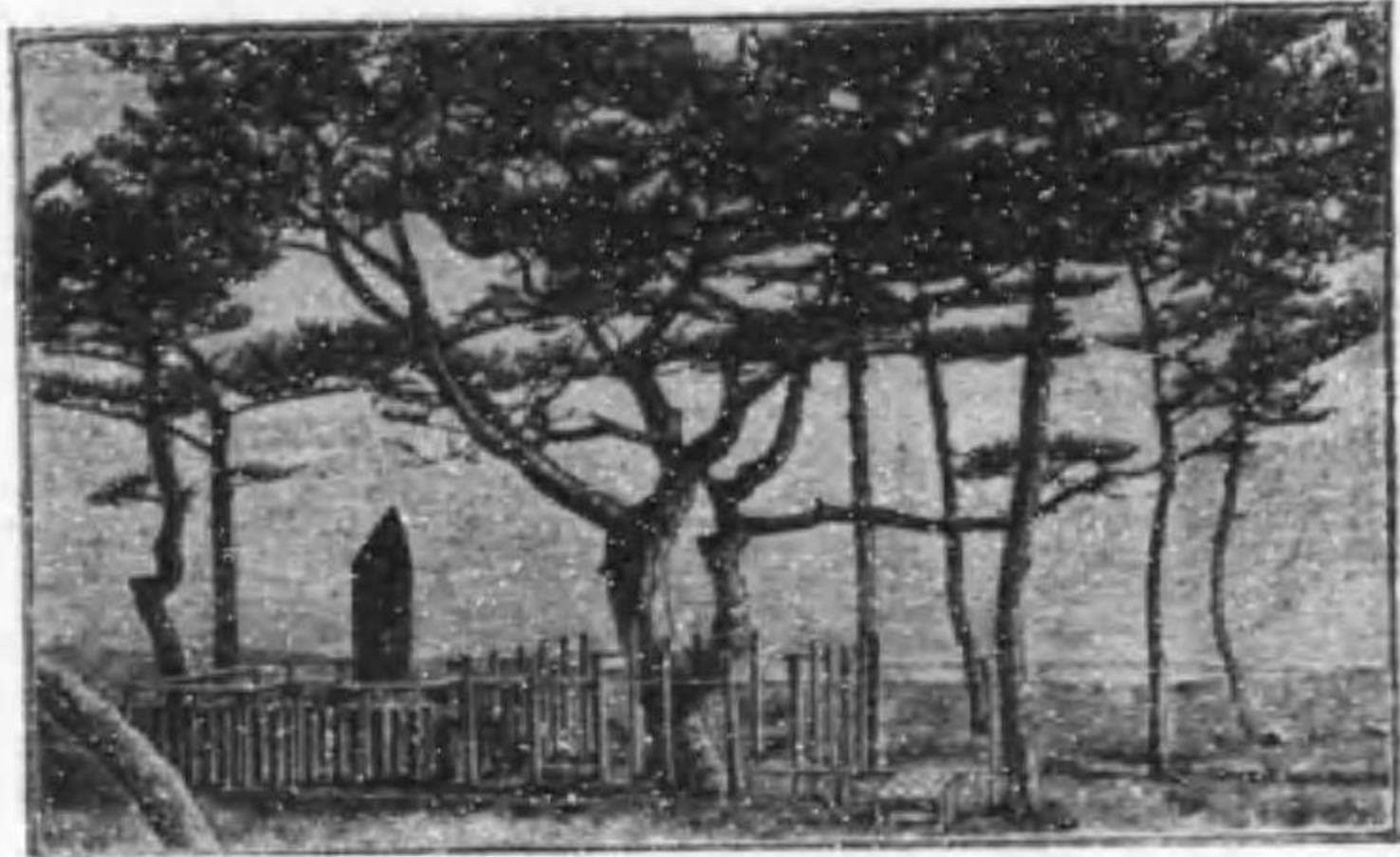
迦陵嚩伽  
天上の鳥

を返さねば、諸シテ力及ばず、諸ワキせん方も、地「なみだの露の玉鬢、  
かざしの花もしをく」と、天人の五衰も、目の前に見えてあさましや。  
シテ「天の原振りさけ見れば、霞たつ雲路まどひて、ゆくへ知らずも。  
地「任馴れし、空にいつしか行く雲の、羨ましき景色かな。迦陵嚩伽の  
馴れくし、聲今更にわづかなる、雁がねの歸り行く、天路を聞けばな  
つかしや。千鳥・鷗の沖つ浪、往くか還るか春風の、空に吹くまでなつ  
かしや。」

ワキ「いかに申候。御姿を見奉れば、餘りに御痛はしく候程に、衣を  
返し申さうずるにて候。シテ「あら嬉しや、此方へ賜はり候へ。」ワキ  
「暫く。承りおよびたる天人の舞樂、只今こゝにて奏し給はば、衣を返  
し申すべし。諸シテ「うれしやさては天上に歸らんことを得たり。こ  
のよろこびにとてもさらば、人間の御遊の形見の舞、月宮を廻らす舞  
曲あり。只今こゝにて奏しつゝ、世のうき人に傳ふべし。さりなが

霓裳羽衣の曲  
月宮殿の音楽の  
曲名

クリ  
「シワリ」とも言  
ふ  
上音に歌ふ文句  
二神  
伊弉諾・伊弉册  
の二神



松の衣羽

ら、衣なくては叶ふまじ。さりとはまづ返し給へ。ワキ「いや、此の  
衣を返しなば、舞曲をなさてその儘に、天にやあがり給ふべき。シテ

「いや疑は人間にあり。天に偽なきものを。  
諸ワキ「あらはづかしや。さらばとて、羽衣を返  
し與ふれば、諸シテ「少女は衣を着しつゝ、霓裳  
羽衣の曲をなし、ワキ「天の羽衣風に和し、  
諸シテ「雨に潤ふ花の袖、ワキ「一曲を奏で、諸シテ  
「舞ふとかや。地「東遊の駿河舞、此の時やはじ  
めなるらん。」

地クリ「それ久方のあめといつば、二神出世の  
いにしへ、十方世界を定めしに、空は限もなけ  
ればとて、久方の空とは名づけたり。サシテ「然るに月宮殿の有様、玉斧  
の修理とこしなへにして、地「白衣・黒衣の天人の、數を三五にわか

クセ  
キリ、諸等と共に拍子に合せて  
諸ふ文句  
全篇中の主要な部

春霞

春霞たなびきにけり久方の月の桂の花や咲くらん(紀貫之)

天つ風

天つ風雲の通路ふきとちよ少女の姿しばしとゞめん(僧正遍昭)

君が代は

君が代は天の羽衣まれにきてなづともつきぬ巖なるらん(拾遺集)

て、一月夜々の天少女奉仕をさだめ役をなす。諸シテ「我も數ある天少女、地」月の桂のみをわけて、假に東の駿河舞世に傳へたる曲とかや。  
クセ「春霞、たなびきにけり久方の月の桂も花や咲く。げに花鬘色めくは、春のしるしかや。面白や天ならで、こゝも妙なり天つ風雲の通路吹閉ぢよ。少女の姿暫しとゞまりて、此の松原の春の色をみほがさき、月清見瀉、富士の雪、いづれや春の曙、たぐひなみも松かぜも、のどかなる浦の有様。其の上天地は、何を隔てん玉垣の内外の神のみすゑにて、月も曇らぬ日の本や。諸シテ「君が代は、あまの羽衣まれにきて、地」撫づとも盡きぬいはほぞと、聞くも妙なり東歌、聲そへて數々の笙、笛、琴、箏、篳、孤雲のほか、にみちくゝて、落日の紅は蘇命路の山をうつして、緑は波にうき島が、はらふ嵐に花ふりて、げに雪を廻らす白雲の袖ぞ妙なる。諸シテ「南無歸命月天子、本地大勢至。地」東遊の舞の曲。諸シテ「或は天つみそらの緑の衣、地」又は春たつ霞の衣、シテ「色香も

キリ  
能の結末をつける  
諸拍子に合せて  
諸ふ主要な部

高山樗牛

名は林次郎  
山形縣の人  
文藝批評家  
文學博士  
明治三十五年歿  
年三十二

たへなり少女のもすそ、地「左右左、さいう颯颯の花をかざしの天の羽袖、靡くも返すも舞の袖。地キリ」東遊のかずかずに、其の名も月の宮人は、三五夜中のそらにまた、満願眞如の影となり、御願圓滿、國土成就、七寶充滿の寶をふらし、國土にこれを施し給ふ。  
さるほどに時移つて、天の羽衣浦風に、たなびきたなびく三保の松原、うき島が雲の、あしたか山や富士の高嶺、かすかになりて、天つ御空の霞にまぎれて失せにけり。(觀世流謠曲)

一二 死と永生

高山樗牛

死は生きとし生けるものの免るべからざる運命なり。それ唯免るべからざる運命なり、故に又避くべからざる問題なり。されど、生を惜しむ人はあれども、死を惜しむ人は少なく、生について慮る人はあれども、死について考ふる人は稀なり。訝しからずや。



如何にして生くべきか。これ人生の大なる疑問なり。然れども、如何にして死すべきかは、更に大なる疑問にあらざるか。吾等は歴史を讀みて、大いなる宗教の起るを見たり。されど、宗教とは生きんがための教にあらざりて、死せんが爲の悟なり。



釋迦如來像

釋迦は人生の四苦に感じて、解脱の途を説きぬ。耶蘇は同胞の宿罪を贖

うて、永生の道を開きぬ。解脱や、永生や、死を外にして何の意義がある。最も賢き人の説ける哲學の旨趣も亦、これに外ならざるなり。天地人生の理法を明かにするは、人をして安心立命の地を得しむる

安心立命  
眞理を悟り天命  
に安んずる

にあり。安心立命とは、所詮は死を安からしむるの謂にあらざりや。道德は現世のためにのみ存するものにあらず、名譽の不朽を思ひ、事業の永遠を言はば、これ即ち死後の世界を言ふなり。あはれ、其の生を見て其の死を見ざる者は、人生の根本を遺れたるなり。死は、すべての物の終にして、又すべての物の始なればなり。されば人々死を考へよ。死を考ふるは、即ち人生の目的を考ふるなり。死滅を考ふるにあらずして、永生を考ふるなり。夫の死生の優劣を争ひ、人生の價値を疑ふものは愚なるかな。吾等は生を知る、いまだ死を知らず、如何ぞ其の優劣を知らんや。人生の價値は絶対なり、他に比すべきものなし。厭世と謂ひ樂天と謂ふ、吾等其の何の意なるを知らず、吾等は唯人生の實在せるを知るのみ。

されば、吾等は生きざるべからず、永遠に生きざるべからず。死は萬物の運命なり。されど、吾等は死を超越して、其の永生を續けざる

べからず。如何にせば、死して生くるを得んか。人生究竟の問題茲に集まる。

世に神に禱りて永生を求むるものもあり。佛に願ふものは、人生

倏忽 忽ちなくなる

涅槃 悟りの境地



ト ス リ キ

の破壊者なり。風雨幾歳、時移り人渝り、滄桑幾度か變轉して、墓標ひとり全きを得べしや否や。かくの如きは永生の道にあらざるなり。まことの永生は、名によりて生くるにあらずして、事によりて生く

滄桑：變轉  
滄海變じて桑田  
となる如きはげ  
しい變化

ワット  
イギリスの科學  
者

(一七六一—一八二五)  
フランクリン

アメリカの政治  
家・科學者

(一七六六—一七九〇)

蕩々泪々  
廣くゆきわたる  
貌

るなり。儒教の存せるところ、今なほ孔子あらざるはなく、佛寺の建てるるところ、到る處に釋迦あり。耶蘇は十字架にかゝれりと雖も、今なほ基督教徒の命なり。楠公の史蹟に感激する者の胸には、楠公其の人の生命あり、蒸氣機關の動くところには、ワットの血液あり、電氣の線のかゝるところは、即ちフランクリンが永生の地にあらずや。まことの永生は、時と共に深さを加へ、人と共に廣さを加ふ。されば一人の精神は千萬人の生命となり、河より海に、海より陸に、蕩々泪々として、遂に世界を動かさずんば已まざるべし。十九世紀の文明は、かくの如き幾多永生の結果に外ならざるなり。

我が少年諸子よ、諸子は曾て死を考へしことありや。其の年の弱きを以て、早しとするなかれ。死を思はずして生くるは、空しく生くるなり。其の死をして憾なからしめんと欲せずして、ひとり其の生の完からんを望むは、これ目的なくして道を歩むなり。死を思ふは

即ち永生を思ふなり。而して、最もよく此の問題を解釋したるものは哲人傑士なり。(樗牛全集)

附 録 (漢 文)

一 中江藤樹

鹽 谷 世 弘

中江原、字惟命。近江人。父吉次、隱於農。祖吉長仕加藤  
 貞泰於大洲、取原爲己子。原生有異稟。童卯如成人。年  
 十一、始讀大學。至自天子、以至於庶人。壹是皆以修身  
 爲本。歎曰、聖人豈不可學而至焉乎。因淚下沾衣。時俗  
 尙武士人斥讀書者不交。於是晝與諸士習武技。夜則  
 挑燈誦讀。刻苦淬厲。有弗通。輒凝思精考。夢寐間、或如  
 有神示之。卒深造自得。既而吉長死。原歸近江省母。欲  
 伴來。母不欲。踰海如他鄉。原乃獨返大洲。思慕弗已。因  
 請致仕歸養。不許。乃鬻家什償債。棄官而逃。還近江所。

鹽谷世弘  
 岩陰ト號ス  
 徳川幕府ノ儒官  
 慶應三年八月歿  
 年五十九  
 加藤貞泰  
 伊豫大洲ノ藩主  
 童卯  
 コドモ  
 非ハ小兒ノ愛ノ  
 形ツノガミ  
 アゲマキ  
 大學  
 四書ノ一  
 壹是  
 一切ト同ジ  
 モツバラ  
 深造自得  
 深ク至リ自ラサ  
 トル意  
 孟子離婁篇ニ出  
 プ

壚  
土ヲカサネテ酒  
ガメヲオクトコ  
ロ

伊藤東涯  
仁齋ノ長子  
元文元年歿  
年六十七

携資銀、僅百錢。當壚賣酒、以養母。母歿、居喪三年、盡禮。原、行誼、諄篤、聰明、內蘊、其導子弟、專講孝經、揭愛敬二字、懇懇說示曰、愛敬是人心自然、感通猶水之流、濕火之就、燥也。吾人全為氣習、所蔽、然父子兄弟、間猶有時發見、苟認得斯心、以存養、則聖賢氣象、不難窺知也。每引村民訓諭之、人無賢愚、皆服其教、雖商賈、亦知廉恥。有里人、供驛、受值餘二錢、追客還之、其人曰、汝一何廉也。曰、非敢廉也。吾師之教、乃爾。鄉人推尊、稱為近江聖人。學者自遠至、受業、以其家有古藤、號曰藤樹先生。

〔附〕 藤樹書院

江西書院聞名久。五十年前訓義方。今日始來絃誦地。古藤影掩舊茅堂。

伊藤東涯

二 治國之道

太宰純

管子  
名ハ仲  
字ハ夷吾  
春秋齊ノ賢相ニ  
シテ桓公ヲ助ケ  
テ天下ニ覇ヲラ  
シメシ人

末作  
商工等ノ業  
農ヲ本トスル故  
ニイフ  
奇巧  
手先ノアヤシキ  
タクミ

管子曰、凡治國之道、必先富民。民富、則易治也。民貧、則難治也。奚以知其然也。民富、則安鄉重家。安鄉重家、則敬上畏罪。然敬上畏罪、則易治也。民貧、則危鄉輕家。危鄉輕家、則敢陵上犯禁。陵上犯禁、則難治也。故治國常富、亂國常貧。是以善為國者、必先富民。然後治之。凡為國之急者、必先禁末作奇巧。末作奇巧、禁則民無所游食。民無所游食、則必事農。民事農、則田墾。田墾、則粟多。粟多、則國富。國富者、兵彊。兵彊者、戰勝。戰勝者、地廣。是以先王知衆民、彊兵、廣地、富國之必生於粟也。故禁末作、止奇巧、而利農事。今為末作奇巧者、一日作、而五日食。農夫終歲之作、不足以自食也。然則民舍本事、而事

末作。舍本事而事末作，則田荒而國貧矣。凡粟也者，民之所歸也。粟也者，財之所歸也。粟也者，地之所歸也。粟多則天下之物盡至矣。故舜一徙成邑，二徙成都，三徙成國。舜非嚴刑罰，重禁令而民歸之也。去者必害，從者必利也。先王善爲民除害興利，故天下之民歸之。所謂興利者，利農事也。所謂除害者，禁害農事也。農事勝則入粟多，入粟多則國富。國富則安鄉重家，安鄉重家則雖變俗易習，驅衆移民，至於殺之而民不惡也。此務粟之功也。上不利農，則粟少。粟少則人貧，人貧則輕家。輕家則易去，易去則上令不能必行。上令不能必行，則禁不能必止。則戰不必勝，守不必固矣。夫令不必行，禁不能止，戰不必勝，守不必固，命之日寄生之君。此由不利

農少粟之害也。粟者，王之本事也。人主之大務，有入之塗、治國之道也。 (刪修(産語))

〔附〕 何必曰利

孟子

梁 魏ナリ  
 叟 オキナ老人ヲ呼  
 征 フノ積  
 取ルナリ  
 萬取レ千 君ノ萬乗ニ對シ  
 臣ハ千乗ヲ取ル  
 ナリ  
 娶 アク  
 満足ナリ

孟子見梁惠王。王曰：叟不遠千里而來，亦將有以利吾國乎？孟子對曰：王何必曰利？亦有仁義而已矣。王曰：何以利吾國？大夫曰：何以利吾家？士庶人曰：何以利吾身？上下交征利而國危矣。萬乘之國，弑其君者，必千乘之家；千乘之國，弑其君者，必百乘之家；萬取千焉，千取百焉，不爲不多矣。苟爲後義而先利，不奪不讓，未有義而遺其親者也，未有義而後其君者也。王亦曰：仁義而已矣，何必曰利？ (梁惠王篇)

三 春夜宴桃李園序

李

白

夫天地者，萬物之逆旅，光陰者，百代之過客，而浮世若

大塊 天地  
 天倫 一家長幼ノ序  
 惠連 謝靈運ノ族弟  
 謝靈運 詩賦ヲ善クス  
 康樂 謝靈運  
 謝靈運 康樂公ニ封セラ  
 金石 晉ノ石崇ノ園ノ  
 名 洛陽ニ在リ  
 崇嘗テ賓客ヲ會  
 シ宴ヲ園中ニ張  
 ツテ詩ヲ賦ス其  
 ノ成ラザル者ニ  
 ハ酒ヲ飲マシム  
 ルコト三觴  
 南朝 宋・齊・梁・  
 陳・フイフ  
 皆金陵(南京)ニ  
 都ス

南中物 南方(子ノ任地)  
 ノ産物

夢、爲レ權、幾何、古人秉燭、夜遊、良有以也。況、陽春召、我以、  
 煙景、大塊假、我以、文章、會、桃李之芳園、序、天倫之樂事、  
 羣季、俊秀、皆爲、惠連、吾人、詠歌、獨、慚、康樂、幽賞未、已、高  
 談、轉、清、開、瓊筵、以、坐、花、飛、羽觴、而、醉、月、不、有、佳、作、何、伸、  
 雅懷、如、詩、不、成、罰、依、金谷、酒、數、

〔附〕 一 江南春

千里鶯啼綠映紅。 水村山郭酒旗風。  
 南朝四百八十寺。 多少樓臺煙雨中。

杜牧

二 寄子

家內平安報爾知。 田園歲入有餘資。  
 絲毫不用南中物。 好作清官答聖時。

明徐氏

三 虞美人草

曾鞏

鴻門玉斗 鴻門ノ會見ニ項  
 羽ノ臣范增ガ漢  
 ノ高祖カラ贈ラ  
 レタ玉ノヒシヤ  
 ク  
 十萬降兵 項羽泰ノ降兵十  
 萬ヲ殺シ泰ノ宮  
 殿(咸陽宮)ヲ燒  
 ク火災續クコト  
 三ヶ月ナリシト  
 イフ項羽ノ暴狀  
 フイフ  
 爲原上草 虞姫項羽ニ從ヒ  
 烏江ニ死スソノ  
 墓土ニ生セル草  
 フ人虞美人草ト  
 イフ

鴻門、玉斗紛、如、雪、 十萬、降兵、夜、流、血、  
 咸陽、宮殿、三、月、紅、 霸業、已、隨、煙、燼、滅、  
 剛強、必、死、仁、義、王、 陰陵、失、道、非、天、亡、  
 英雄、本、學、萬、人、敵、 何、用、屑、屑、悲、紅、粧、  
 三軍、散、盡、旌、旗、倒、 玉帳、佳、人、座、中、老、  
 香魂、夜、逐、劍、光、飛、 青血、化、爲、原、上、草、  
 芳心、寂寞、寄、寒、枝、 舊曲、聞、來、似、斂、眉、  
 哀怨、徘徊、愁、不、語、 恰、如、初、聽、楚、歌、時、  
 滔滔、逝、水流、今、古、 漢楚、興、亡、兩、丘、土、  
 當年、遺事、久、成、空、 慷慨、尊、前、爲、誰、舞、

子 男子ノ美稱  
 今ハ孔子ヲ指ス

說 悦ニ同ジ

四 論語鈔

子曰、學而時習之、不亦說乎。有朋自遠方來、不亦樂乎。

曾子 孔子ノ門弟  
 名ハ參  
 忠 眞心ヲツクスコ  
 餘力 ト 餘暇トイフガ如  
 有道 シ 道德アル者  
 北辰 北極星  
 共 ムカフ  
 立 歸向スルコト  
 立脚地ノ定マル  
 ライフ  
 天命 天ヨリ命セラレ  
 タル自己ノ責任  
 耳順 耳ニ入ル所皆明  
 カニ了解セラレ  
 テ少シモ滞リ疑  
 フ如キコトナキ  
 ライフ  
 不踰矩 少シモ法度ヲ離  
 レザルライフ

人不<sub>レ</sub>知<sub>ラ</sub>而不<sub>レ</sub>愠<sub>ラ</sub>、不<sub>レ</sub>亦君子<sub>ナラ</sub>乎<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、巧言令色、鮮<sub>イカ</sub>矣<sub>。</sub>仁<sub>。</sub>  
 曾子曰<sub>ク</sub>、吾日三省<sub>ニ</sub>吾身<sub>。</sub>爲<sub>ニ</sub>人謀<sub>リ</sub>而不<sub>レ</sub>忠<sub>ナラ</sub>乎<sub>。</sub>與<sub>ニ</sub>朋友交<sub>リ</sub>而  
 不<sub>レ</sub>信<sub>ナラ</sub>乎<sub>。</sub>傳<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>習<sub>ハ</sub>乎<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、弟子入<sub>リ</sub>則<sub>チ</sub>孝<sub>。</sub>出<sub>テ</sub>則<sub>チ</sub>弟<sub>。</sub>謹<sub>ニ</sub>而信<sub>。</sub>汎<sub>シ</sub>愛<sub>シ</sub>衆<sub>。</sub>而親<sub>シ</sub>仁<sub>。</sub>行<sub>ヒ</sub>有<sub>ニ</sub>  
 餘力<sub>。</sub>則<sub>チ</sub>以<sub>テ</sub>學<sub>ニ</sub>文<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、君子食無<sub>ク</sub>求<sub>ム</sub>飽<sub>。</sub>居無<sub>ク</sub>求<sub>ム</sub>安<sub>。</sub>敏<sub>ニ</sub>於事<sub>。</sub>而慎<sub>ニ</sub>於言<sub>。</sub>就<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>  
 道<sub>。</sub>而正<sub>ス</sub>焉<sub>。</sub>可<sub>キ</sub>謂<sub>フ</sub>好<sub>ム</sub>學<sub>。</sub>也<sub>。</sub>已<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、爲<sub>ニ</sub>政<sub>。</sub>以<sub>テ</sub>德<sub>。</sub>譬<sub>ハ</sub>如<sub>シ</sub>北<sub>ノ</sub>辰<sub>。</sub>居<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>所<sub>。</sub>而衆<sub>ノ</sub>星<sub>。</sub>共<sub>ニ</sub>之<sub>。</sub>也<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、吾十有<sub>ニ</sub>五<sub>。</sub>而志<sub>ス</sub>于學<sub>。</sub>三<sub>ニ</sub>十<sub>。</sub>而立<sub>。</sub>四<sub>ニ</sub>十<sub>。</sub>而不<sub>レ</sub>惑<sub>。</sub>五<sub>ニ</sub>十<sub>。</sub>  
 而<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>天<sub>ノ</sub>命<sub>。</sub>六<sub>ニ</sub>十<sub>。</sub>而耳順<sub>。</sub>七<sub>ニ</sub>十<sub>。</sub>而從<sub>ニ</sub>心<sub>ノ</sub>所<sub>ノ</sub>欲<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>踰<sub>ニ</sub>矩<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、富<sub>。</sub>與<sub>ニ</sub>貴<sub>。</sub>是<sub>レ</sub>人<sub>ノ</sub>所<sub>ノ</sub>欲<sub>ス</sub>也<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>以<sub>テ</sub>其<sub>ノ</sub>道<sub>。</sub>得<sub>ニ</sub>之<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>處<sub>。</sub>也<sub>。</sub>貧<sub>。</sub>

造次 急遽即チインガ  
 シキ時ノ意  
 顛沛 假<sub>レ</sub>タル際即チ  
 咄<sub>レ</sub>嗟<sub>ノ</sub>場合ヲイ  
 フ  
 與議 共<sub>ニ</sub>道<sub>ヲ</sub>談<sub>ズ</sub>ル  
 意

哀公 魯國ノ君  
 陋巷 狭<sub>キ</sub>街  
 賢哉回也 之<sub>ヲ</sub>重<sub>言</sub>セシハ  
 嘆<sub>美</sub>スルコトノ  
 深<sub>キ</sub>ヲアラハス

與<sub>ハ</sub>賤<sub>ニ</sub>是<sub>レ</sub>人<sub>ノ</sub>所<sub>ノ</sub>惡<sub>ム</sub>也<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>以<sub>テ</sub>其<sub>ノ</sub>道<sub>。</sub>得<sub>ニ</sub>之<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>去<sub>。</sub>也<sub>。</sub>君子去<sub>ニ</sub>仁<sub>。</sub>  
 惡<sub>ニ</sub>乎<sub>。</sub>成<sub>ニ</sub>名<sub>。</sub>君子無<sub>シ</sub>終<sub>ル</sub>食<sub>。</sub>之<sub>ノ</sub>間<sub>。</sub>違<sub>ニ</sub>仁<sub>。</sub>造<sub>ニ</sub>次<sub>。</sub>必<sub>ズ</sub>於<sub>ニ</sub>是<sub>。</sub>顛<sub>ニ</sub>沛<sub>。</sub>必<sub>ズ</sub>  
 於<sub>ニ</sub>是<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、朝<sub>ニ</sub>聞<sub>ク</sub>道<sub>。</sub>夕<sub>ニ</sub>死<sub>ニ</sub>可<sub>ナリ</sub>矣<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、士志<sub>シテ</sub>於<sub>ニ</sub>道<sub>。</sub>而恥<sub>ニ</sub>惡<sub>ニ</sub>衣<sub>。</sub>惡<sub>ニ</sub>食<sub>。</sub>者<sub>。</sub>未<sub>ズ</sub>足<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>議<sub>。</sub>也<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、君子<sub>。</sub>喻<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>義<sub>。</sub>小人<sub>。</sub>喻<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>利<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、德<sub>不</sub>孤<sub>。</sub>必<sub>ズ</sub>有<sub>ニ</sub>鄰<sub>。</sub>  
 哀公問<sub>ク</sub>、弟子孰<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>好<sub>ニ</sub>學<sub>。</sub>孔子對<sub>テ</sub>曰<sub>ク</sub>、有<sub>ニ</sub>顏<sub>ニ</sub>回<sub>。</sub>者<sub>。</sub>好<sub>ニ</sub>學<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>遷<sub>。</sub>  
 怒<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>貳<sub>。</sub>過<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>幸<sub>。</sub>短<sub>ニ</sub>命<sub>。</sub>死<sub>ニ</sub>矣<sub>。</sub>今<sub>也</sub>則<sub>チ</sub>亡<sub>。</sub>未<sub>ズ</sub>聞<sub>ニ</sub>好<sub>ニ</sub>學<sub>。</sub>者<sub>。</sub>也<sub>。</sub>  
 子曰<sub>ク</sub>、賢<sub>哉</sub>回<sub>也</sub>。一<sub>ノ</sub>簞<sub>ノ</sub>食<sub>。</sub>一<sub>ノ</sub>瓢<sub>ノ</sub>飲<sub>。</sub>在<sub>ニ</sub>陋<sub>ノ</sub>巷<sub>。</sub>人<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>堪<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>憂<sub>。</sub>回  
 也<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>改<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>樂<sub>。</sub>賢<sub>哉</sub>回<sub>也</sub>。  
 子曰<sub>ク</sub>、飯<sub>ニ</sub>疏<sub>ニ</sub>食<sub>。</sub>飲<sub>ニ</sub>水<sub>。</sub>曲<sub>ニ</sub>肱<sub>。</sub>而枕<sub>ニ</sub>之<sub>。</sub>樂<sub>亦</sub>在<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>中<sub>。</sub>矣<sub>。</sub>不<sub>レ</sub>義<sub>。</sub>而

富且貴於我如浮雲。

佐久間啓

〔附〕 一五 樂

佐久間啓

字ハ子朝  
通稱修理  
象山ト號ス  
信州松代ノ藩士  
明治維新ノ先覺者  
ハツ  
聖學  
聖人ノ學即チ儒學ヲイフ  
表裏  
内外ト言フガ如シ内ハ東洋ノ道徳ヲ外ハ西洋ノ藝術ヲサス  
兼該  
カネ備フ

君子有五樂。而富貴不與焉。一門知禮儀。骨肉無罅隙。一樂也。取予不苟。廉潔自養。內不愧於妻孥。外不作於衆民。二樂也。講明聖學。心識大道。隨時安義。處險如夷。三樂也。生乎西人。啓理窟之後。而知古聖賢所未嘗識之理。四樂也。東洋道德。西洋藝術。精粗不遺。表裏兼該。因以澤民物。報國恩。五樂也。

二三 樂

孟子

孟子曰。君子有三樂。而王天下不與存焉。父母俱存。兄弟無故。一樂也。仰不愧於天。俯不愧於人。二樂也。得天下英才而教育之。三樂也。君子有三樂。而王天下不與存焉。

重野安繹

五 勅諭陸海軍人

重野安繹

成齋ト號ス  
安繹ハソノ名  
鹿兒島ノ人  
文學博士  
明治四十三年歿  
年八十四

明治十五年一月、勅陸海軍、使盡忠節、正禮儀、尙武勇、重信義、主質素、以竭力、國家曰、我國軍隊、世世天皇所親統率也。在昔神武帝躬率大伴物部、兵討平中國、不順之徒、正大位、御天下。爾來二千五百有餘年、其間世運變遷、兵制沿革焉。古之制、天子自率軍隊、征不庭。雖時有皇后太子代之、未嘗委兵權於下。迨至中世、文武制度、概倣唐制、置六衛府、健左右寮、設防人、於邊塞、兵制稍整。然昇平日久、朝廷政務漸流、文弱兵農始分。古之徵兵、變爲壯兵、遂爲武士、兵馬之權、一歸武士。棟梁遭世亂、離政治、大權亦落其手。殆七百年矣。雖時勢使然、非人力所能挽回。而其戾、我國體背我祖法、可勝

不庭  
王庭ニ來朝セザルモノヲイフ  
六衛府  
左右近衛府・兵衛府・衛門府



慨哉。降至弘化嘉永之際。江戸幕府政衰。加以外國事起。將受其侮。皇祖仁孝帝。皇考孝明帝。深軫宸衷。朕承天嗣之初。征夷大將軍。納政權。大小諸藩。奉還版籍。海內統一。始復古制矣。是雖基乎歷世祖宗。愛撫黎民之遺澤。與文武忠良。輔翼洪業之功績。亦未嘗不由乎我臣民。能辨順逆。知大義。於是思更兵制。耀國威。拮据十五年。乃今始得定陸海軍制。夫兵馬大權。是朕所統而百司諸務。乃任臣下。然至其大綱。朕自攬之。切望子子孫孫。篤體斯旨。知天子掌握文武大權之義。無或若中世以降。失墜國體。朕既為汝等軍人。大元帥。故朕賴汝等。為股肱。汝等戴朕為元首。一體同心。其親特深。朕得保護國家。膺上天之惠。報祖宗之恩。與否。一由汝等軍

人。克盡其職。與否。萬一有國家威武不振。汝等當與朕分其憂。至我武維揚。耀其光榮。朕又當與汝等共其譽。汝等皆守其職。與朕一心協力。保護國家。則我國蒼生。永受太平之福。我國威烈。大發揚於宇內。是朕所望乎汝等軍人也。

〔附〕 正氣歌

藤田 東湖

天地正大氣	粹然鍾神州	秀為不二嶽	巍巍聳千秋
注為大瀛水	洋洋環八洲	發為萬朶櫻	衆芳難與儔
凝為百鍊鐵	銳利可斷鑿	蓋臣皆熊羆	武夫盡好仇
神州誰君臨	萬古仰天皇	皇風洽六合	明德侔太陽
不世無汗隆	正氣時放光	乃參大連議	侃侃排翟曩
乃助明主斷	燄燄焚伽藍	中郎嘗用之	宗社盤石安

鑿 首經 カブト  
蓋臣 忠愛ノ情厚キ臣  
熊羆 熊羆ノ士  
好仇 ヲキ相手  
大連 物部大連守屋  
翟曩 釋迦ノ姓  
佛敎ノコト  
明主 欽明天皇  
中郎 中臣鎌足

陽爲風輦巡  
藤原師賢風輦ニ  
乘リ延曆寺ニ適  
キ後醍醐天皇ヲ  
脱シ奉ル  
代帝子屯  
屯トハ艱ナリ  
村上義光護良親  
王ニ代リテ死ス  
天目山  
武田勝頼ノ臣小  
宮山友信ノ居城  
伏見城  
鳥居元忠ノ居城  
家康ノ爲ニ石田  
三成ノ大軍ニ當  
リ死ス  
邦君  
我が君  
徳川齊昭  
葛高  
「クヅ」ト「カヅ  
ラ」連坐シテ苦  
シム  
汝  
正氣ヲ指シテイ  
フ

清丸嘗用之、妖僧肝膽寒、忽揮龍口劍、虜使頭足分。  
忽起西海颶、怒濤殲妖氛、志賀月明夜、陽爲風輦巡。  
芳野戰酣日、又代帝子屯、或投鎌倉窟、憂憤正情々。  
或伴櫻井驛、遺訓何慙慙、或殉天目山、幽囚不忘君。  
或守伏見城、一身當萬軍、承平二百歲、斯氣常獲伸。  
然當其鬱屈、生四十七人、乃知人雖亡、英靈未嘗泯。  
長在天地間、凜然敍彝倫、誰能扶持之、卓立東海濱。  
忠誠尊皇室、孝敬事天神、修文兼奮武、誓欲清胡塵。  
一朝天步艱、邦君身先淪、頑鈍不知機、罪戾及孤臣。  
孤臣困葛藟、君冤向誰陳、孤子遠墳墓、何以報先親。  
荏苒二周星、獨有斯氣隨、嗟予雖萬死、豈忍與汝離。  
屈伸付天地、生死又奚疑、極天護皇基、復見張網維。  
死爲忠義鬼、

(晩年定稿)

# 國 史

## 第六篇 文化史

(國初より現代に至るまでのわが國文化發達の概要)

### 第一章 國家の體制

國體の精華 われ等は、曩に、わが國史を學んで、神代から現代に至るまでの約三千年に互れる國運發展の道程を明かにした。その間に知り得たことは、わが國體が萬邦に優れてゐることと、わが國民性の優秀なることとである。即ち

- (一) わが大日本帝國は、萬世一系の天皇、これを統治したまひ、忠良無比の國民、至誠を以て皇運を扶翼しまゐらせ、天壤と共に窮りなき生命を有する國家である。
- (二) この國家を構成せる日本國民は、驚くべき強大なる同化力を有してゐる。祖神崇敬の信仰を中心として國を建てた日本國

國民性

國體

民は、やがて東洋の文化を取入れ、後西洋の文化を吸収して、すべ  
てを消化し、同化して、わが血肉となし、成長發達して、今日に至り、  
將に雄大なる世界文化を創造しようとしてゐるのである。

われ等は、今や再び國史を研究するに當り、國體の歴史的基礎と立國  
の大精神を闡明して、皇室中心の國民生活を堅實ならしむると共に、  
國民固有の信仰と外來文化攝取の次第を検討して、以て健全なる國  
運の發展に資し、世界人類の福祉に貢獻するところあらんことを期  
するのである。

**わが國體の要素** わが國は建國の始めに於て族制的要素と神制  
的要素との二つの基礎の上に成立したものである。族制國家とは、  
同一の祖先から分れ出た血族團體を以てつくられた國家で、血族國  
家ともいはれる。神制國家とは、主權者が神格を有して、臣民を治め  
る國家で、宗教國家ともいはれる。

族制國家

日本民族は、日本群島の上に住んでゐて、他民族に攪きみだされるこ

神制國家

とがなかつたから、永い間に血統が結びついて、互に同化しあひ、素質  
のよい民族となつた。この同化の中心に立たせられたのが、皇室で  
あらせられ、その御血統は、遍く國民全體に行きわたり、つひにすべて  
が同一祖先から分れ出た血族同士となつてしまつたのである。  
その祖先は即ち天照大神でいらせられる。かくて皇室と國民との  
間は、譬へば大木の幹と枝とのやうな關係となり、幹を皇室に比し奉  
れば、それより大枝、大枝よりだん／＼小枝に分れる如く、昔から我々  
無數の苗字が、源平藤橘にまとめられ、その各姓は何れも皇室から分  
れ出てゐるのである。されば日本國民はすべて皇室の御血統から  
分れ出たもので、皇室の御先祖は即ち國民の御先祖であり、君民一體  
になつて國家を形づくつてゐるところの理想的な族制國家である。  
次に古から日本人は生命を肉體と靈魂との兩方から見て、肉體は滅  
びても、靈魂は不滅のものと考へてゐた。随つて祖先の肉體は滅び  
ても、その靈魂は永く子孫につき添うてゐると信じ、ここに祖先を神

として敬ひ、祖神崇敬の信仰が生じたのである。即ち祖先はいづれも神格を持つものとして尊敬し、子孫はそれが薄らいてただ人格のみを持つものと考へるに至つたのである。併しひとり天皇だけは祖神直系の御子孫として、何時までも神格を有せられるのである。古人はこれによつて天皇を現人神と申し上げて敬ひ尊んだのである。天皇が神格を有して國家を統治せられるのであるから日本は神制國家であつて、このことがわが國に世界に比類なき尊嚴なる品格を備へしめるのである。

政教の合一

**祭政一致** 族制國家であるから祖先崇拜の情が起り、神制國家であるが故に神祇崇拜の情が生ずる。この崇祖と敬神とが合して生じた祖神崇敬の信仰が、實に日本人の根本精神である。この精神を基として所謂「祭政一致」の風が生じたのである。祭政一致とは祖神を「祭ること」と「政治」とが一つのものであるといふことで、國語の「マツル（祭ること）を「マツリゴト（政）」といふはそのためである。そしてこの

二つの中心に立たせられるのが天皇であらせられるので、即ち教化と政治とは天皇の御一身の中に一つのものとして存せられるのである。これがわが國家の大きな特質である。

## 第二章 上代の文化

**日本文化の由來** 現在のわが國民文化の内容は、極めて豊富であり、複雑であるが、これを分解すれば凡そ五つの系統が現れるのである。即ち

日本文化の系統

- (一) 日本國民性に根ざせる固有の文化
  - (二) 儒教を主とせる支那文化の影響
  - (三) 佛教文化の影響
  - (四) 基督教文化の影響
  - (五) 近世歐米諸國文化輸入の影響
- の五つとなるのである。

祖神崇敬

**日本國民固有の文化** わが國民は、外國文化の影響を多く受けな  
い頃から既に日本國民として特別な性質を有し固有の文化が發達  
したのである。その根柢となつてゐるのは祖神崇敬の信仰であつ  
た。これ實にわが日本人たるの根本精神で、この精神が確立してゐ  
る故に、わが國民の同化力は頗る強大なるを得たのである。

同化力

上古に於けるわが國の固有文化の程度は、出雲の大社や伊勢神宮の  
社殿若くは埴輪などによつて、その一斑を察せられる如く、純粹であ  
り、また簡單であつた。しかし強大なる同化力を有するわが國民は  
諸外國との交通が開け、その文物が輸入されると共に、その取捨選擇  
を誤らず、これを消化して新たな文化を創造したのである。  
儒教と佛教とは、はやく傳來したから先づその間における國勢の推  
移を明にしよう。

**國勢の發達** 上代といふのは建國の始から平安時代の末までを  
指したのである。

神武天皇の創業

地方の開拓

神武天皇御即位以來、御歴代の天皇は、内は祭政一致の政治を行はせ  
られて、敬神崇祖の美德を樹て給ひ、外は大和を中心として漸次に皇  
威を四方に擴め、恩澤を四邊に施し給うた。

大化の改新

特に崇神天皇は四道將軍を地方に派遣され、景行天皇は日本武尊を  
して東西の諸國を征しめられ、成務天皇は國縣を區劃して地方制度  
を整へられた。孝德天皇の御代には大化の改新が行はれ、ついで大  
寶律令が成り、その後平城京が造營せられ、また平安奠都があつた。

貴族政治

武家政治

この時代はすべてが皇室を中心として國運が極めて健全に發達し  
てゐた。然るに平安時代の中頃から、藤原氏の一門が權を擅にして  
攝政・關白を獨占し、貴族政治が行はれるに至つた。これを抑へるた  
めに院政が起り、政治上に多くの争を生じたので、その間に武家が勢  
を得、政權が終に武士の手に歸するに至つた。

武家では平氏が先づ盛んになり、平清盛に至つて全く天下の政權を  
擅にし、二十餘年間榮華に耽つたが、驕る平家は久しからず忽ち源氏

に滅された。  
源頼朝は征夷大將軍に任ぜられて幕府を鎌倉に開き、名實共に武家政治を打建てるに至つた。

**外國との關係** わが國と最も古く關係のあつた外國は朝鮮と支那とである。

朝鮮との關係

朝鮮は神代から既にわが國と往來があつたが、降つては崇神天皇の御代、任那に日本府をおかれ、神功皇后は新羅を降され、ついで百濟・高句麗などをも従へ給うたから、その勢は一時半島全部を靡かせられた。然るに新羅が強くなつて、唐と力を協せ、百濟・高句麗を滅ぼして半島を統一するに及び、わが國は朝鮮の事にかゝはるのを避けたが、彼我の交通はなほ絶えなかつた。

支那との關係

朝鮮の北方に起つた渤海國とは奈良時代から平安時代にかけて交通があり、殊に支那とは隋唐に公に使節の往復があつて、その文化の輸入に力め、平安時代の中頃まで及んだ。

儒教の傳來

**儒教の影響** 儒教は支那の孔子の開いた教で、應神天皇の御代、わが國に傳來したのである。その教は孝と悌とを重んじ、家族本位の道徳を教へ、この心を推しひろめて、國を治め、天下を平かにする道を説いたもので、わが國の美風たる祖神崇敬の思想と合するところが多かつたから、素直に取入れられ、その後永くわが國民道徳を養ひ育てる爲に働いて今日に至つたのである。即ちわが國民の強大なる同化力はよくその長を取り短を捨てて、以て固有の國民性を培ひ養つたのであつた。

佛教の傳來

**佛教の影響** 佛教は印度の釋迦牟尼の開いた教で、欽明天皇の御代、わが國に傳へられたのである。この教の傳はつた時、わが國では崇佛論と排佛論とが分れて争つたが、これを取入れてわが國文化の發展に資せられたのは聖德太子でいらせられる。太子の有たれた思想は、どこまでも國家を中心とする見方で、敬神を主とし、右には儒教、左には佛教を取入れられたのであつた。故に太子より以後、佛教

は次第に國家化せられ、神佛習合の風が盛んになり、鎌倉時代に至つては淨土宗・眞宗・法華宗のごとき新たな宗派が出来るに至つた。佛教の傳來によつて過去・現在・未來に互る靈魂の救済を教へたから、わが國の思想界は非常に廣さと深さとを加へた。

**文學藝術** 支那文化と佛教文化との傳來によつて、推古天皇の頃から、わが文學藝術は俄かに盛んになつた。その頃を飛鳥時代といふ。大和の法隆寺の建築及びその中にある佛像彫刻などは、その時代の特色を示すものである。降つて天平時代になると、古事記・日本書紀・風土記・懷風藻・萬葉集などの書物が編せられ、東大寺をはじめ多くの堂塔伽藍が建てられ、建築彫刻・繪畫・工藝品・音樂等百般の藝術が著しい進歩を遂げた。かの正倉院に現存する諸種の藝術品を見ると、當時に於けるわが文化は、遙に當時の西洋諸國に優つてゐたことが分るのである。

飛鳥時代

天平時代

しかしこれは支那の影響を多分に受け、大陸の模倣が多くあつたが、

平安時代

平安時代の中頃から、支那との交通が疎遠になるにつれて、日本趣味の豊かな文藝が起り、國文・和歌をはじめ、すべての藝術に優美典雅な趣を備ふるに至つた。

### 第三章 中世の文化

鎌倉幕府

**國勢の發達** 中世といふのは、鎌倉時代から、建武中興・吉野朝時代を経て、室町時代の末までをいふのである。源頼朝が後鳥羽天皇の建久三年(皇紀一八五二年)征夷大將軍に任ぜられて、幕府を鎌倉に開いてから凡そ六百七十餘年の間、朝廷は概ね京都におはしましたけれども、政權は殆ど武家の掌中にあつたので、これを武家時代といひ、中世はその前期に當つてゐる。

これよりさき、大化の改新の時、全國の土地・人民を朝廷に收められ、私有をお認めにならなかつたが、後、莊園の増加するにつれて、國司・郡司の治める土地と、莊園の持主の治める土地とが諸所に交錯して來た。

北條氏の執權

頼朝は大江廣元の建策により、公領と私領との別なく、鎌倉幕府の家人を全國に配置して守護地頭に任じ、おながらにして天下の政權を掌握した。これ實に國史上に於ける一大變革である。幕府には侍所、政所、問注所があつて政務を分掌してゐた。

武士道

頼朝の子孫は僅に三代で絶えたが、鎌倉幕府は尙存続し、執權北條氏は親王或は藤原氏を名儀上の將軍に戴いて、實權を握り、泰時、時頼、時宗の如き人物が相ついで出て、武家政治の基礎を固めた。中にも時宗が、元寇を撃退して國難を救つた偉勳は、永く後世を照してゐる。鎌倉時代の武士は質朴剛健の風に富み、恩義を重んじ、名を惜みて生命を輕んじ、恥を知り所謂武士道を養ひ育てた。

この頃は貴族中心の時代が去つて、武家階級本位の社會組織に移つて來た爲、世の中の變化甚だしく、人々は自ら宗教によつて慰安を求め、るに至り、佛教の新宗派が多く生じた。

國民佛教の成立 佛教の成立には三大時期がある。これを宗教

佛教の十三派

の數により、奈良六宗、平安八宗、鎌倉十三宗といつてゐる。

奈良六宗とは、三論、成實、法相、俱舍、華嚴、律をいひ、平安八宗とは、これに眞言、天台の二宗を加へたものをいひ、鎌倉十三宗とは、更にこれに臨濟、曹洞、淨土、眞法華の五宗を加へたものをいふ。

その中、初めの十宗は外來佛教であるが、法然上人の淨土宗と、親鸞聖人の眞宗と、日蓮上人の法華宗とは、何れもわが國民生活の間から生れて來たもので國民宗教である。即ち外來文化を十分に消化し、ここに新たに日本文化を創造したものである。

變體政治

大政復古の運動 武家政治は、わが國體から見れば、もとより變體

の政治であるから、これを改めて大政復古をなさうといふ運動が屢起つた。

後鳥羽上皇の御時の承久の役はその魁であつた。しかし時未だ到らず、上皇の御企は成らずして幕府の執權北條氏は後鳥羽土御門順徳の三上皇を遠地に遷し奉り、京都に南北六波羅府を置いて、近畿及



び西國の政治を行はしめ、また長くも皇位繼承の御事にまで干渉し奉つて、自己の勢力を振つた。

**建武の中興** 大覺寺統の後醍醐天皇は、執權北條高時が暗愚で政を亂してゐるのを御覽になつて幕府を倒して、政權を朝廷に取返さうと思召されたが、事未だ成らず、北條氏のために隱岐に遷幸し給ふに至つたが、諸國に起つた勤王の將士は皇室のために力を盡し、北條氏を滅ぼして、鎌倉幕府を倒した。天皇は京都に還幸あらせられて建武の中興の大業を成し遂げられた。この中興は單に幕府を倒して武家政治を廢せられたばかりでなく、院政もやめられ、攝政關白をも置かれず、眞の天皇御親政の御理想により給うたものである。

**吉野の朝廷** 建武の中興は公家と武家との力が合して成されたものであるため、その政治は公武合體となり、武家の力を全く無くすることは出来なかつた。足利尊氏はこの形勢を見て武家政治を復活させようとし、遂に中興の事業を瓦解させたが、天皇は吉野に遷幸

## 建武中興の大業

## 中興の瓦解

あそばされて、尙回復の大業を完うせんとし給ひ、後村上、長慶、後龜山の御四代に互り、天皇御親政の御理想を實現あそばされんと努められたことはまことに畏き極みである。この大業を翼賛し奉るために生命を捧げて働いた多くの忠臣義士の事蹟も、また永く國民道徳の精華として輝いてゐるのである。

**室町時代** 後龜山天皇が京都に還幸せられ、後小松天皇がその御譲りを受けさせられて、後、足利義滿は名實共に備つた室町幕府を開いた。

## 室町幕府

この幕府の組織は、鎌倉幕府に倣つたもので、將軍の下に管領があり、侍所の長官を所司といつた。室町幕府は、義滿の時最も盛んであつたが、その後歴代の將軍多くは文弱に耽り、奢侈を極め、その上諸大名の勢は漸く強くなつて幕府の威令は行はれず、その一門主従も互に相和せず、争亂相ついで起り、殊に應仁の亂の後には、中央集權全く破れて、地方分權となり、群雄は四方に割據して百餘年に互る戦國時代を

## 戦國時代

現出した。

永祿元龜天正の頃は、北條氏康、武田信玄、上杉謙信、織田信長、毛利元就等の英雄が輩出して、互に智勇を競ひ、各領地によつて相争ひ、かくて天下の統一は全く破れて、人民は苦しみ、皇室に於かせられても窮乏を極め給ふといふ畏き極みであつた。

支那との交通

外國との交通 平安時代の中頃、遣唐使の廢せられて後も、わが國人と支那人とは、尙私に交通をつゞけ、宋の世となつてからは、わが僧侶、商人等の渡海するものが次第に多く、榮西は臨濟宗を傳へ、道元は曹洞宗を齎し、重源は歸朝の後、東大寺の再建に功あり、美術工藝が宋の影響を受けたことは少くなかつた。

天龍寺船

元は二回來寇したが、その後民間の交通は行はれた。足利尊氏は天龍寺船を遣はして貿易を營ませたが、その後明の世となつては、彼我の交通は一層盛んとなり、銅錢、工藝品等が多く輸入せられた。

美術工藝

室町時代には、禪宗、臨濟宗、曹洞宗が行はれたため、當時

禪味

の文化は著しく禪味を帯びてゐる。禪宗の寺院は多く建立せられ、水墨畫は愛好せられ、書院造が民間にも用ひられ、特に茶の湯、活花、香道などが盛んになり、わが國民の生活に淡き雅致を添ふるに至つた。慈照寺銀閣の側にある東求堂の中には既に四疊半の茶室がある。足利義政の頃の眞能や珠光は茶道で名高く、豊臣秀吉の頃の千利久に至つては古今獨歩の大宗匠と稱せられてゐる。

茶道

茶の湯がもと寺院に育まれたと同じく、活花も香道も亦寺院で養はれたものである。

活花

繪畫には、雪舟、狩野元信、土佐光信の三大天才が出た。

繪畫

建築にも禪宗趣味の様式が行はれ、金閣、銀閣のごとき美術建築を成すに至つた。金閣は平安時代の寢殿造に禪宗の寺院風を折衷した樓閣であり、銀閣は更にこれに禪宗の學問所たる書院造を加味した樓閣である。

建築

天主教の傳來

天主教の傳來 室町時代の末、天文十二年(皇紀二二〇三年)葡萄牙

の商船が渡來し、ついで天正十二年(皇紀二二四四年)西班牙人も亦渡來した。わが國人はこれを南蠻人と呼び、その船を南蠻船といった。南蠻船は鐵砲その他珍らしい品々を輸入したが更にこれにも増して思想上に大なる影響を與へたのは天主教の傳來であつた。

#### 第四章 近世の文化

**國勢の發達** 近世といふのは、安土時代、桃山時代及び江戸時代をいふのである。安土時代と桃山時代とは、織田信長と豊臣秀吉とによつて開かれた時代である。

信長は、戰國時代の群雄中、先づ京都に入り、室町幕府に代つて政權を掌握し、朝廷を尊崇し、四方を經略したが中道で明智光秀の兇刃に倒れて功を完うするに至らなかつた。秀吉はその遺業を繼いで、諸雄を征服して天下を統一し、進んで明國をも攻略しようとの雄志を抱いて、先づ朝鮮に出兵したが、功成らざる中に空しく世を去つた。秀

織田信長

豊臣秀吉

吉は、關白太政大臣に任ぜられて政權を握つたが、その政治は武家政治の體を備へ、五大老、五奉行を置いて政務を議せしめ、地方には諸大名を分封して、各、その領地を治めさせた。この時代は、人情、風俗をはじめ、美術、工藝等、皆雄大壯麗な氣象を帯びたものが多かつた。室町時代の末は、社會組織の分裂が極度に達してゐたが、安土時代に漸く統一の機運に向ひ、桃山時代に至つては、その統一が外部的に成就したのであつた。江戸時代は更にこの後を承けて、國民生活が内部的に組織された時である。

徳川家康

徳川家康は、秀吉薨去の後、關ヶ原の役に勝つて霸業の基を定め、慶長八年(皇紀二二六三年)征夷大將軍に任ぜられ、幕府を江戸に開き、學問を奨励し、佛教を保護し、公武の諸法度を定め、政治組織を整へた。第三代の將軍家光に至り、英邁の資を以てよく諸大名を率ゐ、幕府の基礎を愈々鞏固ならしめた。

江戸幕府

江戸幕府の重なる職は、大老、老中、若年寄、寺社奉行、勘定奉行、江戸町奉

行等であつて、地方には所司代、城代、奉行、郡代、代官などがあつた。第五代將軍綱吉の時には、儒學、國學、文學、美術、遊藝等に人才が輩出したが、太平のあまり、人々は奢侈遊惰に流れ、所謂元祿風を馴致し、政治も亂れて來た。

新井君美は之を改めようとして、文治主義によつたが、第八代將軍吉宗は尙武を旨として、大いに治績を挙げ、幕府の政治を中興した。その後、老中田沼意次が政治を亂したが、第十一代將軍家齊は老中松平定信を用ひて、大いに紀綱を張り、寛政の改革を行つた。

ついで文化、文政の頃、儒學、國學、蘭學等をはじめ、江戸の平民文學が大いに發達し、幕府は極盛の觀があつたが、爛熟せる太平のために、士風、民俗は頽廢し、第十二代將軍家慶のとき、老中水野忠邦の企てた天保の改革も失敗に終つて、武家政治は漸くその末路に近づいて來たのである。

## 基督教の傳來

## 基督教の弘通と禁壓

基督教は西曆第一世紀にパレスチナの耶

## 天主教の禁壓

蘇基督の開いた教である。近世のはじめ、新教と舊教とに分れて争つたが、その舊教中の耶蘇會の教が、後奈良天皇の時にわが國に傳へられた。わが國ではこれを天主教と呼び、一時は盛んに信ぜられて、日本國中に弘まつたが、やがて豊臣秀吉、徳川家康などは、その教がわが國の治安を害する虞あることを思つて次第にこれを抑へた。豊

臣秀吉が天正十五年六月始めて發した禁教令の第一條に、「日本は神國たる所に、切支丹國より邪法を授け候儀甚だ以て然るべからざる事」

と言つてゐるのは特に注意すべきことである。日本は神國であるといふ考は、わが國民の祖先以來の大きな誇であつて、時に觸れて現れて來るのである。

徳川家光に至つては、遂に鎖國を斷行して、全くこれを禁壓してしまつた。これはわが國に全く同化し得ないものとして排斥した場合の例である。幕末開國後の基督教各派は自由に入つて來たが、何れ

## 鎖國の斷行

鎖國の利害

日本町

もわが國風に同化せられつゝある。  
**鎖國の利害** 江戸時代の始は、海外諸國との交通は頗る盛んであつた。琉球は島津氏に服屬し、朝鮮との國交は回復せられ、明に對しても民間の交通が行はれ、和蘭人、英吉利人も來航し、殊に南洋貿易は盛んで至るところに御朱印船の影を見、わが居留民の建てた日本町も各地に繁榮した。又メキシコ、西班牙との交通も開かれた。しかし家光が天主教を禁壓するために餘儀なく海外との交通貿易を禁じ、鎖國を斷行して自國を衛るに至つたので、國運の發展と文化の進歩とをとどめられた事は少くなかつたが、その間に國內の二百年間の太平を保たせ、國民の經濟生活を發達させ、學問教育を普及させ、皇室中心の思想を養ひ、國力を充實させた利益はあつた。この長い準備時代が、明治維新後に於けるわが國運の驚くべき進歩の一因をなしたとも考へられるのである。

平民文學の勃興

**平民文學の勃興** 太平の久しかつた江戸時代は、文藝は大いに振

興した。特に武士階級に對して平民階級が盛んになつたので、平民文學が殊に異彩を放つに至つた。

元祿時代に出た俳諧の松尾芭蕉、小説の井原西鶴、淨瑠璃の近松門左衛門、竹本筑後、豫演劇の初代市川團十郎、繪畫の菱川師宣、尾形光琳等は名高い人々である。降つて天明から文化、文政に互り、川柳狂歌などが遍く行はれ、滑稽本、酒落本、黄表紙、讀本、人情本などの小説も盛んに作られ、山東京傳、式亭三馬、十返舎一九、瀧澤馬琴、柳亭種彦、爲永春水等が出て各、才筆を揮つて、通俗文學を彩つた。また浮世繪の葛飾北齋、歌川國芳、安藤廣重等も多くの名作を遺した。

蘭學の發達

甲比丹

**蘭學の發達** 鎖國時代、わが國は長崎一港を通して外國文化に接觸してゐた。長崎には、支那人の居住地たる唐人屋敷と和蘭人の居住地たる和蘭屋敷とがあつた。和蘭屋敷には甲比丹がゐて貿易事務を掌り、毎年江戸に赴いて將軍に謁し、それから新甲比丹と交代して瓜哇のバタヴィヤに還るのであつたが、その交代の時、新舊甲比丹

の連名で、海外の出来事を幕府に報告した。これを和蘭風説書といふ。和蘭通詞は、和蘭語に通じてゐたが、第八代將軍吉宗の時の青木昆陽以來、長崎に下つて蘭學を修めるものが多くなり、杉田玄白、前野良澤、大槻玄澤等相ついて出て、西洋の醫學、理學、博物學、兵學などが行はれ、蘭學者は最も能く西洋の事情に通ずるやうになり、天保の頃の渡邊華山、高野長英などは書を著して外交に關する意見を述べるに至つた。

## 尊王論の勃興

尊王論の勃興 學問の普及につれ、國民は正しい日本の姿を直視するに至つて、尊王論は勃興した。尊王論は、國民固有の信念が國學と國史と儒教と神道とによつて培はれたのである。而して天皇御親政の古に復さうとする希望は盛んとなり、ついで尊王討幕の舉に出づるに至らしめた。

たまく、幕府は財政方面に窮乏し、世界の大勢はわが開港を餘儀なくせしめるに至つたので、嘉永六年米國使節の來航以後、僅かに十六

年にして幕府は瓦解し、尊王論に導かれて明治維新の大業は見事に成就したのである。

## 日本精神の宣揚

## 日本精神の宣揚

明治維新後、洪水の如くわが國內に流れ込んで來た近世の歐米文化は、すべてを理智によつて解釋しようとするものである。このため自然科学は全盛を極め、物質的文化の發達は驚くべきものがある。我等が既に學んだ明治、大正、昭和の歴史はこの新文化を取入れてわが國の發達進歩した記録に外ならぬのである。われ等は、今わが國民生活の永き過去を顧みると、わが國史は祖神崇敬の信仰を根柢とし、儒教、佛教、基督教及び近世歐米の文化を同化融合したもので、即ち

- (一) わが國民生活は皇室を中心として組立てられ、その國體の基礎が確固不動であること。
- (二) わが國民性の特色として強大なる同化力を有し、外來文化を悉く取捨を誤らず同化融合したこと。

國民の覺悟

とに基くもので、これを思ふ時何人も力強き感に打たれるのである。かくてわが國運は幾多の艱難を凌ぎつゝ日に月に興隆して行きつつある。さればわれ等は金甌無缺の皇室を頂き、聖文武なる天皇陛下の御威徳を仰ぎまゐらせ、萬邦無比の國體を擁護し、ますく君國のために力を盡し、臣民たるの本分を全くする覺悟を強くするのである。

# 地理

〔地理通論之部〕

## 第一編 人文地理

### 第一章 人類

#### 人類

人類は、猿と共同の祖先から分れた原人から進化したもので、

四人種(アジア、オセアニア、アメリカ、オーストラリア)と海岸島嶼住民とに分ける。

高緯度地方の住民は黒く、低緯度地方の住民は白

くて、色は人種の優劣を定めぬ。

我が國の住民 日鮮族(大和族、朝鮮族)を

主とし、漢族及び少數の高砂・アイ

ヌ・オロツコ・ニクブン(ロシア語・キ

リン・ポリネシア族がある。

民族人種 人類を、文化の異同に

よつて分つたものを民族といひ、



原人

人文地理 人類



印度教徒の群衆



血統によつて分つたものを人種といふ。民族は、個有の民族性を有し、人種は、血族的結合の力が強い。言語 英(商用)・佛(外交)・獨(學術)三語は、世界的言語で、西支・印・露・日・伊の諸語は、使用者が多い。

エスペラント語 世界の共通語として、案出されたものである。國語の普及・統一 國運の進歩、國家の統治に、大關係がある。

宗教 基督教回教佛教印度教猶太教が大で、何れもアジヤに起つた。未開民族は、今尙野教(拜物)を信ずる。基督・猶太・回諸教は一神教で、佛・印度二教及び我が神



道は、多神教である。

伊太利(教)の如く國教を定めた國と、定めぬ國とがある。我が國民は、信教の自由を有する。

移民・植民 全世界の人口は約二十億で、歐羅巴・印度・支那本部・日本で、已に十三億を占める。之等飽和度に達した國民は、他國に移住(移)したり、自國領土に轉住(植)する。日本の移民は、尙八十萬、植民は百萬に過ぎない。

現今人類は、北半球の温帯から、南半球の温帯に流れて行く傾向にある。被移民國は、人口の社會的增加(入)者(出)者)が大で、米國・ブラジルの如く、





東京市の田  
調布町

人種問題に悩み、自然増加(出生数が死亡の多い)の多い國は、日本の如く概ね國家の生氣が盛である。文化 概ね河畔に起り、海洋で大成する。ガンジス・黄河の文明は、今や日本海支那海を内海とする東亞に、ナイル・メソポタミヤ文明は、今や大西洋を挟んだ歐米に盛である。

日本文化 個有天孫民族の文化が、佛教・儒教の文化に養はれ、更に西洋文化を融合して、新日本文化の建設中である。

聚落 人類は、社交的性格を具へ、經濟的價値の多い處を選んで共同生活を營み、村落・都市を形成する。

村落の種類 散村・集村・街村・鏈村・層村・門前町・市場町・宿場町等に分れる。

都市の種類 其の成因によつて、産業市・交通市・政治市・軍事市・教育市・宗教市・遊覽市・保養市等に分れ、その形によつて、直交式・放射狀式・扇狀式・同心圓狀式・



城郭式に分れる。

都市問題 文明の程度が高まつて、農業國から商工業國に進むに随つて、人口の都市集中の現象が著しく(英國の如き都市生活者は八〇%、我が國は二四%)種々の問題が起つて、田園都市を設ける等、都市計劃の必要がある。

## 第二章 政治

國家 主權・國土・國民の三要素から成る社會團體で、三要素の如何により、國家の隆替が定まる。

現今六十餘の獨立國中、三要素が健全で優勢な強國は、日・英・米・佛・伊・獨に過ぎない。

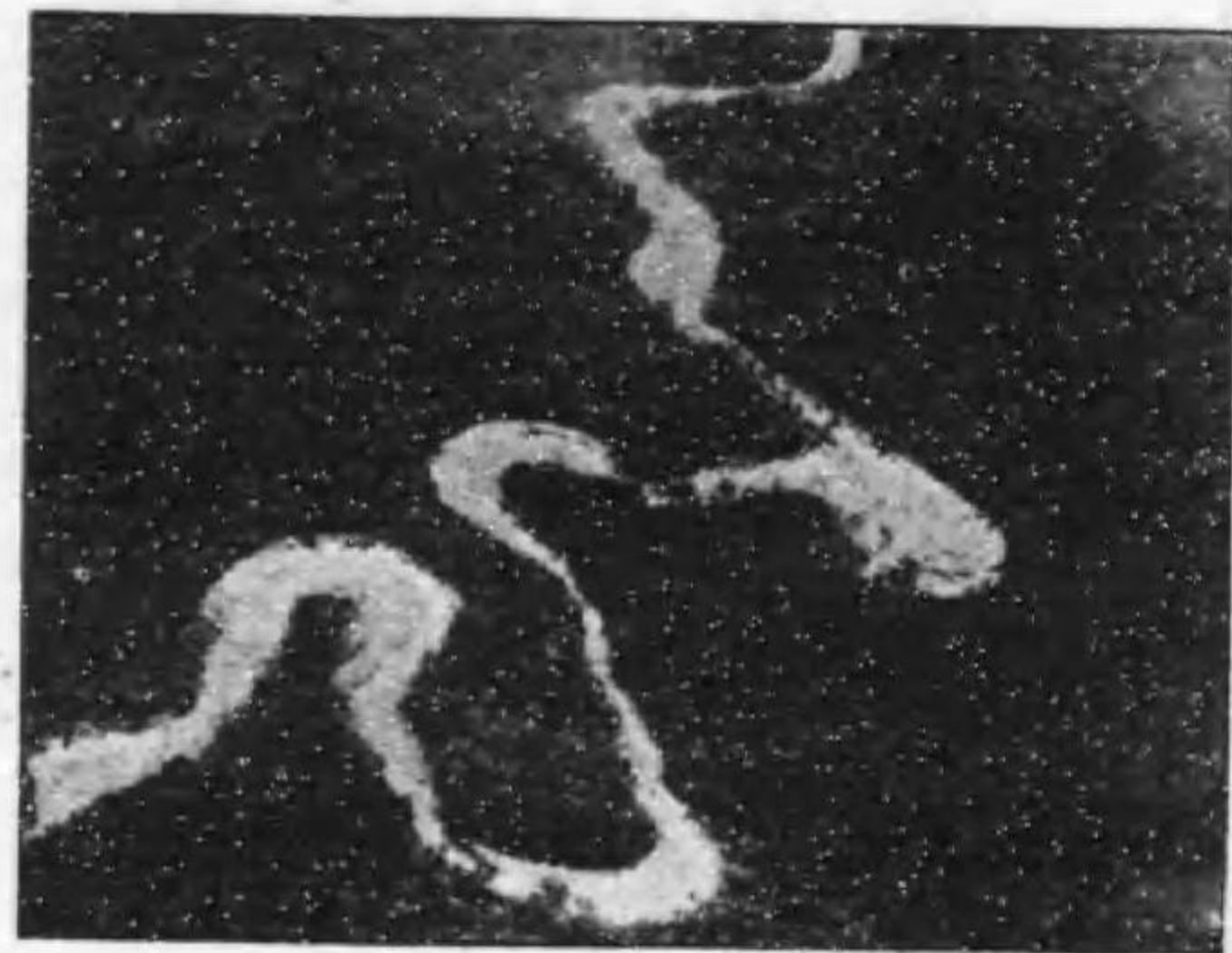
國體 君主國體(主權が特定の一人にあるもの)・共和(國民國體)(主權が人民全にあるもの)に分れる。

政體 立憲政體・專制政體に分れる。

聯邦 自治權のある數國(州)が集まつて組織する國を言ふ。

國土 領土・領海(普通三)・領空より成り、領土には内地と外地とがある。

權太の五  
十度緯線の林空  
〔蛇行してゐる  
のは幌内河、上  
の線は林空〕



外地には、植民地(移住植民地投資)、自治領、直轄地、保護地、租借地、委任統治地等がある。他國の領土中に突入して獲得した小地點を、生長尖端と稱し、國勢の増進に重要な役割をする。

**國境** 國家間の摩擦面で、人爲的國境(領土、領海、領空、民族の境、林空、木標)よりも、自然的國境を理想とする。

**中立地帯・緩衝國** は、國家間の摩擦を避ける安全瓣である。

**軍備** 國勢の大小を決定する重要要素で、國の主力を擧げて之に當るから、其の強弱は國勢の表徴である。

我が國は、佛英と並んで世界の強大陸軍國、英米と並んで強大海軍國であるが、空軍は、佛英米に比して劣勢である。

**外交** 主要國は通商・航海・和親の爲、相互に條約を結んで、對手國に外交官等(大使、公使、領事)を駐在せしめる。又世界大戰後、國際聯盟が結ばれ、約六十箇國の加盟を得てゐる。

### 第三章 産業

圖 帶地業工界世



**農業** 溫熱帯に發達し、平地から漸次階段地、傾斜地(が三十度)と立體的に、又人工灌溉作物の氣候化によつて、平面的に廣がつて行く。

季節風帯には米、小雨地には麥が多く、各其の地の住民の主食物となつた。米、露、印支は世界四大農業國である。

**牧畜** 人口の少い小雨の曠野に發達し、兩米、濠洲が著しい。

**林業** 天然林は、常熱地と亞寒帯とにある。



熱帯林よりは藥品護謨其他工藝品原料亞寒帶林よりはバルブ・マツチ軸木木材を供給する。人工林は獨逸のもの模範とされてゐる。水産業 ブランクトン(浮遊生物)の多い寒溫帶の陸棚に多く所謂世界の三大漁場もかゝる所にある。

鑛業 鐵・石炭は特に工業上大切で、英・米・獨佛が強國となつた原因の一はここに在る。石油は動力源として、其の一滴は血の一滴に比せられ争奪が著しい。

工業 原料・動力・勞力・交通資本科學の六要素によりて發達する。

北西歐北米五大湖地方は世界の二大工業地で、日本には四大工業地がある。水力(白炭)は工業上漸次重視されるに至つた。

商業 英・米・獨佛の貿易額は列強に抜んでゐる。先進國は輸入・新開國は輸出が多い。輸入超過國は貿易外の收入を計らねばならぬ。

#### 第四章 交通

鐵道 世界總延長百三十萬軒、米國は其の四割を占め、密度は、白英が大である。

汽船 世界汽船は三萬隻(七千萬噸)で、英・米が高位に居り、日・諸獨が之に次ぐ。北大西洋は、其の過半を就航せしめる。

運河 水平・閘門の二式があり、連河(ルイジアン)・海船(マンチエ)・回避(マリサン)・地峽(パナ)等の別がある。

港 位置により海港・河港・湖港・種類により漁港・商港(更に内國商港・開港・仲繼貿易港)・軍港に分れ、各適合した自然・人工の條件を必要とする。又貿易額により、世界港・大港・中港・小港に分れる。

交通機關の將來 要するに交通・通信機關は、快速を目標として、各方面に急展してゐる。ロケット

式回遊運河のソ  
ーサンマリ運  
河(上)商港横  
濱(商港中入  
港船船一千萬噸  
以上を世界港  
(紐育・倫敦)三  
百萬噸乃至一  
千萬噸を大港(ハ  
ンブルグ・神戸・  
上海)一百万噸  
乃至三百萬噸を  
中港(ポストン・  
カルカタ・大  
阪)三百萬噸以  
下を小港と稱し  
横濱は中港に屬  
する

